
春日井市地域防災計画

(風水害等災害対策計画)

令和5年修正

春日井市防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の策定方針	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の内容	1
第 3 節 計画の運用	1
第 4 節 災害の想定	3
第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第 1 節 防災の基本理念	4
第 2 節 重点を置くべき事項	5
第 3 章 防災機関等の役割分担	7
第 1 節 防災機関等	7
第 2 節 市民及び事業所	16
第 3 節 地域防災組織	17
第 4 節 防災協働社会の形成推進	19

第 2 編 災 害 予 防 計 画

第 1 章 災害に強い防災体制の確立	20
第 1 節 防災活動体制の整備	20
第 2 節 情報の収集・連絡体制の整備	25
第 3 節 非常用物資の備蓄	27
第 4 節 消防救急体制の整備	29
第 5 節 応急医療体制の整備	33
第 6 節 広域応援派遣体制の整備	35
第 2 章 市民の防災行動力の向上	36
第 1 節 防災意識の高揚	36
第 2 節 学校等における防災教育及び安全対策	38
第 3 節 自主防災組織の推進	40

第4節	防災ボランティアとの連携	42
第5節	要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策	44
第6節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	50
第7節	避難誘導等に係る計画の策定	53
第8節	帰宅困難者対策	55
第3章	災害に強い都市の形成	56
第1節	防災まちづくりの推進	56
第2節	都市基盤整備の推進	62
第3節	防災対策施設の整備	70
第4節	ライフライン施設	77
第4章	防災に関する調査研究	80
第5章	市民等のとるべき措置	81
第6章	企業防災の促進	83
第1節	基本方針	83
第2節	対策	83

第3編 災害応急対策計画

第1章	応急活動組織	86
第1節	活動組織の設置	86
第2節	広域応援等の要請及び受入れ	97
第3節	自衛隊の派遣要請及び受入れ	104
第4節	ボランティアとの連携	107
第2章	情報の収集及び伝達	109
第1節	通信連絡体制	109
第2節	気象情報等の収集及び伝達	111
第3節	被害情報の収集及び伝達	121
第4節	市民への広報及び相談窓口	130
第3章	消防・救助活動	133
第1節	消防活動	133
第2節	救助活動	146

第3節	広域応援の要請	147
第4節	防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	149
第4章	水防活動	151
第1節	水防体制	151
第2節	水防活動の実施	153
第5章	救援及び救護	156
第1節	避難	156
第2節	給水	165
第3節	食糧	166
第4節	生活必需品	169
第5節	医療	172
第6節	住宅の確保	175
第7節	防疫	180
第8節	遺体の処理	181
第9節	緊急輸送	183
第10節	帰宅困難者対策	186
第6章	要配慮者対策	188
第1節	支援対策	188
第2節	要配慮者への対応	189
第7章	都市施設の応急対策	191
第1節	公共施設	191
第2節	ライフライン	193
第8章	交通対策及び災害警備	197
第1節	交通障害物の撤去	197
第2節	交通規制	201
第3節	災害警備	203
第9章	廃棄物対策	205
第1節	ごみ・し尿対策	205
第2節	がれき対策	208
第10章	教育対策	211
第1節	児童生徒の安全対策等	211

第2節	学校教育の早期再開	212
第3節	社会教育及び文化財	214
第11章	災害救助法の適用	215

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	市民生活安定のための緊急措置	218
第1節	罹災証明書の交付等	218
第2節	義援金、災害弔慰金等	219
第3節	住宅等対策	220
第4節	市税の徴収猶予、減免等	221
第5節	復旧に係る資金融資	221
第2章	復興体制	223
第3章	公共施設の災害復旧計画	224
第4章	暴力団等への対策	228

計画資料

資料1	地形及び地質	229
資料2	河川	229
資料3	気候	231
資料4	過去の主な風水害等	233
資料5	東海地方に影響のあった主な台風	244
資料6	台風の大きさと強さの分類	263
資料7	水こう門	264
資料8	移動用排水ポンプ	265
資料9	災害対策本部組織体制・事務分掌	266

第 1 編 総則

第 1 章 計画の策定方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、春日井市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関の協力業務を含めた総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

この計画は、春日井市において想定される風水害等の災害に関して、次の事項を定める。

1 総則

計画の目的、運用、災害の想定、防災機関等の役割分担など風水害等対策の基本方針

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めることが可能な安全都市づくりを推進するための計画

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たっての基本方針

第 3 節 計画の運用

1 計画の修正

この計画は、災対法第 42 条（市町村地域防災計画）に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、当該計画において、計画事項に示すものについては、市の実情に応じた細部を計画するものとする。

2 他の計画との関係

- (1) この計画は、春日井市の地域に係る風水害等の対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「春日井市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、春日井市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- I 市民の生命を最大限守る
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- IV 迅速な復旧復興を可能とする

3 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。

4 計画の効果的な推進

この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるもの

とする。

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口・都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定した。

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1 想定した主な災害

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常気象による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) その他大規模な災害、事故

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水や雨水出水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条及び第14条の2に基づき指定された浸水想定区域の資料を参考とする。

資料 「計画資料」河川（資料2）、気候（資料3）、
過去の主な風水害等（資料4）

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

県は、「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしており、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策も可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行う。また、発災直後は、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を

守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、

避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、この計画への地区防災計画の位置付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市及び県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 防災機関等の役割分担

第1節 防災機関等

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、災害対策に関し、次の事務又は業務を処理する。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
春日井市	1 防災に関する組織の整備 2 防災に関する調査研究、教育、訓練の実施及び防災思想の普及 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 4 防災に関する施設、設備の整備及び点検 5 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策 6 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 7 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備	1 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達 2 災害広報の実施 3 避難の指示 4 水防活動、消防活動その他の応急措置 5 被災者の救援、救護その他の保護 6 被災児童及び生徒に対する応急教育 7 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 公共土木施設、農地及び農業用施設等の応急措置 9 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 10 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。	1 被災者の支援 2 公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧

2 県及び県関係機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策 2 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備 3 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 4 防災教育、防災訓練及び防災思想の普及 5 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 6 名古屋飛行場の防災対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報 2 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表 3 避難の指示の代行 4 避難の指示の市への助言 5 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 6 救助法に基づく被災者の救助 7 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 市の実施する消防活動及び水防活動に対する指示並びに調整 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育 10 緊急通行車両等の確認証明書の交付 11 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあつせん 12 自衛隊の災害派遣要請 13 防災ヘリコプター等による被害情報の収集伝達及び災害応急対策活動 14 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の実施する災害復旧活動の支援 2 被災者生活再建支援金の支給事務 3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		排水調整	
愛知県尾張県民事務所	——	1 災害に関する情報の収集伝達 2 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 3 緊急通行車両等の確認証明書の交付	——
愛知県尾張建設事務所	公共土木施設の新設及び改良	公共土木施設に対する応急措置	公共土木施設の災害復旧
愛知県春日井保健所	——	災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置	——
愛知県尾張農林水産事務所	農地及び農業用施設の新設及び改良	農地及び農業用施設に対する応急措置	農地及び農業用施設の災害復旧
愛知県春日井警察署	1 災害時における警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備	1 被害実態の早期把握と情報の伝達 2 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 3 避難の指示又は警告及び誘導 4 人命救助 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視 6 災害時における交通秩序の保持 7 警察広報 8 災害時における犯罪の取締り 9 他の機関の行う災害応急対策に対する協力 10 緊急通行車両等の事前審査及び確認 11 緊急輸送の確保のための車両の通行禁止・制限	——

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急復旧用資機材の備蓄等の推進 2 庄内川洪水予報・水防警報の発表 3 庄内川（矢田川を含む）重要水防区域の設定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路等の確保等の応急対策 2 所管施設の災害復旧

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な情報の収集及び災害派遣計画の作成 2 災害派遣計画に基づく訓練の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 人命救助を最優先した即時救援活動 3 民生支援、道路啓開等の応急救護活動 4 堤防、橋りょう等の応急復旧など組織的救援活動 	—

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備 2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 災害時における公衆通信の確保 4 気象等警報の市への連絡 5 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除 	被災施設及び設備の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 災害時における公衆通信の確保 4 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除 	被災施設及び設備の早期復旧
KDD I 株式会社		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び災害応急対策 2 災害時における電気通信の確保 3 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、防災関係機関からの要請による優先的な対応 	被災施設及び設備の早期復旧
株式会社NTTドコモ	発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 災害時における携帯電話の通信確保 4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除 	被災施設及び設備の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
ソフトバンク株式会社		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における重要通信の確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 	被災した電気通信設備等の早期復旧
楽天モバイル株式会社	—————	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における携帯電話の通信確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害対策本部を設置し、災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 	被災施設及び設備の早期復旧
独立行政法人都市再生機構	—————	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣 2 賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与 3 応急仮設住宅の建設用地の提供 	—————
日本赤十字社（愛知県支部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援体制の整備 2 救護資材の整備点検 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置に係る支援 2 災害時における医療、助産及び遺体の処理 3 血液製剤の確保及び供給 4 救援物資の配分 	—————

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		5 義援金等の受付及び配分	
日本放送協会	1 防災知識の普及に関する報道 2 災害時に備えた放送施設の保守	気象等予警報、被害状況等の報道	—————
日本郵便株式会社	—————	1 被災世帯に対する通常葉書及び郵便書簡の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 救助用の現金書留郵便物等の料金免除 4 お年玉付郵便葉書等寄附金の配分 5 窓口業務の確保 6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除	—————
中日本高速道路株式会社	1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理	高速道路の応急対策	被災高速道路の災害復旧
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係ある施設の保守及び管理	1 災害により線路が不通となった場合の列車の運転休止、自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施 2 死傷者の救護及び処置	被災施設の災害復旧
東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を	ガス施設の災害予防措置	ガス施設の被害状況調査及び二次災害防止措置の実施	被災ガス施設の災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
含む。以下同じ。)			
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	——	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。	——
中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社	電力設備の災害予防措置	1 電力設備、施設の被害状況調査及び早期復旧 2 電力不足時の他電力会社との電力の融通	被災電力設備、施設の災害復旧
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	——	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。	——

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)愛知県トラック協会	——	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応	——
名古屋鉄道株	東海旅客鉄道株式	東海旅客鉄道株式	東海旅客鉄道株式

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
株式会社、 愛知環状鉄道 株式会社	会社に準ずる。	会社に準ずる。	会社に準ずる。
民間放送 新聞社	日本放送協会に準 ずる。	日本放送協会に準 ずる。	——
(一社)愛知県 L P ガス協会	L P ガス設備の災 害予防措置	L P ガス設備の被 害状況調査及び二次 災害防止措置の実施	被災L P ガス設備 の災害復旧

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
産業経済団体 等（農業協同 組合、商工会 議所、建設協 会、管工事業 協同組合等）	——	1 被害状況調査の実 施、対策指導及び融 資あっせんについ ての協力 2 市の実施する災害 応急活動への協力 3 必要な資機材の借 上げ要請に対する 協力	——
医療機関、厚 生社会事業団 体（市医師会、 市歯科医師 会、市薬剤師 会、病院及び 社会福祉関係 団体）	——	被災者の医療、保健、 保護対策等につい ての協力	——
土地改良区	管理するかんがい 排水施設その他農地 の保全又は利用上必 要な施設の補強、廃 止、変更	管理するかんがい排 水施設の応急対策	被災かんがい排 水施設の災害復旧
危険物施設等 防災上重要な 施設の管理者	管理する施設の災 害予防対策	防災管理上必要な措 置及び防災活動につ いての協力	——

様式・資料集 第2 資料 8 防災関係機関

防災関係機関等一覧

第2節 市民及び事業所

大規模な風水害等の災害が発生した場合、防災機関等はその総力を結集して災害応急対策を実施するが、その能力には限界がある。そこで、災対法第7条（住民等の責務）に基づき、市民及び事業所は、積極的に災害防止に努めなければならない。

1 市民の果たすべき役割

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、自らの安全を確保できる範囲で防災への寄与に努めなければならない。

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、区、町内会、自治会及び自主防災会を中心に地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即して自主防災組織を結成し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連体感を持って主体的に参画する防災体制の確立を図る。

3 事業所の果たすべき役割

企業（地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防火管理体制を強化するとともに、

風水害等の災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

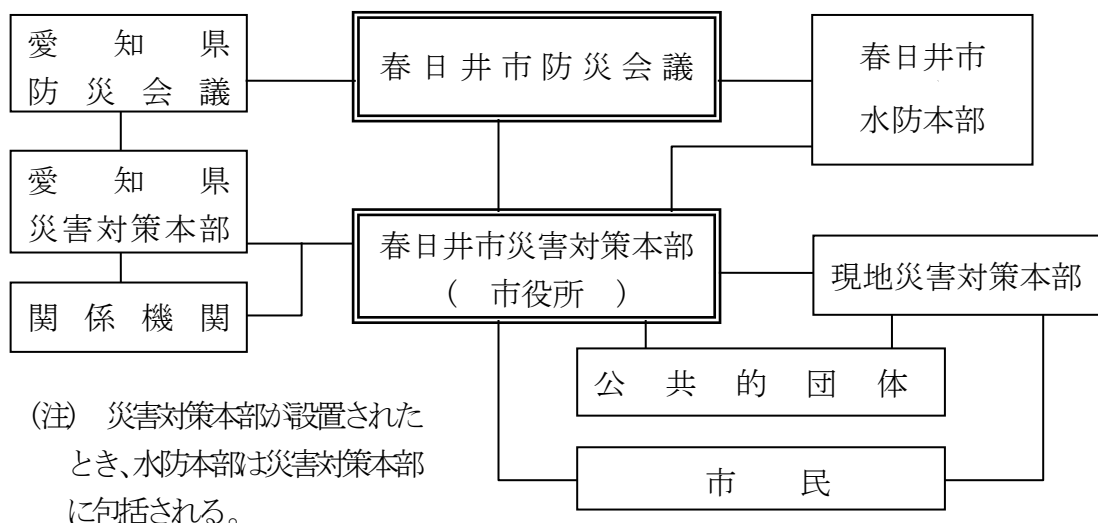
- (1) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、本市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 地域防災組織

1 地域防災組織図



2 市における防災組織

(1) 春日井市防災会議

春日井市防災会議は、災対法第16条(市町村防災会議)の規定に基づいて設置され、春日井市防災会議条例(昭和38年春日井市条例第13号)により組織運営されるもので、春日井市地域防災計画の作成、災害発生時の情報の

収集その他地域防災計画の実施の推進を図る。

ア 組織

会長 春日井市長 会長及び委員 50 人以内

イ 所掌事務

- (ア) 春日井市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (イ) 春日井市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (ウ) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 事務局

市総務部市民安全課

(2) 春日井市災害対策本部

春日井市災害対策本部は、災対法第 23 条の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例（昭和 38 年春日井市条例第 14 号）及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市防災会議と緊密な連絡のもとに、春日井市地域防災計画に定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(3) 春日井市水防本部

春日井市水防本部は、春日井市水防計画に基づいて設置及び組織され、当該計画に定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災対法第 23 条の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市災害対策本部と緊密な連絡のもとに災害地にあつて災害対策を実施する。

様式・資料集 第 2 資料 7 市条例等

春日井市防災会議条例

春日井市防災会議運営要綱

春日井市災害対策本部条例

第4節 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い防災体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図る。

1 業務継続性の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

2 動員計画及び緊急連絡網の策定

防災機関は、個々の災害対策要員の配備態勢及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務時間外についても、緊急連絡網を定め迅速な防災活動体制を確保する。

3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のため

のマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

4 人材育成及び防災訓練の実施

(1) 人材の育成等

ア 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(2) 水防訓練等の実施

防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

あわせて、大規模広域災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練の実施に努める。

また、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努める。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

市は、関係機関と合同で、河川の決壊等水害を想定した水防訓練を実施し、関係団体及び地域市民参加のもとに、水害時の避難、初動体制等の応急対策を習得し、併せて市民の災害予防意識の啓発を図る。

なお、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(3) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

さらに、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、積極的に参加を呼びかけるなど、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

5 広域応援・受援体制の整備

(1) 応援要請手続きの整備

県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の

共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合においても速やかに災害対応を実施するため、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。

今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(3) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(4) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(5) 広域消防相互応援

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(6) 自衛隊との連携強化

平常時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関

係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

(3) 物資の輸送拠点

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、情報連絡体制の多重化など、通信施設の防災構造化を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。

1 情報連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 無線通信施設

ア 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、県防災行政無線及び関係機関の専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。

イ 災害対策本部、避難所等との無線通信ネットワークの整備を図る。

ウ 車載型無線機及び携帯型無線機の増設を図る。

エ 無線施設の定期点検を実施するとともに、平常時についてもこれらの施設を有効に活用する。

オ 災害時の通信混乱に備え、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。

(3) 有線通信施設

ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、

中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。

イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。

ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話及び衛星携帯電話の整備の充実に努める。

2 気象等観測体制の強化

(1) 気象等観測施設及び設備の整備

気象、水象等の自然現象の観測又は予測に必要な気象等観測施設、設備を整備し、的確な気象情報の把握に努める。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 気象等観測施設・設備等

(2) 関係機関からの情報収集

気象、水象情報を迅速かつ確実に把握するため、水象情報等に関する専門的な知識、技術を有する業者等と委託契約を締結し、観測レーダー等による情報を端末機で収集する。これらの情報は、定時又は作成時に更新され、随時に最新情報として確認できるものとする。

3 市民への広報体制の整備

(1) スピーカー等の広報装置を積載した公用車を充実し、市民への確実な広報に努める。

(2) C A T V等の地域密着型メディアと連携し、地域の災害情報をリアルタイムで市民に伝達できるよう災害放送の役割の明確化を図る。

(3) 広報誌、広報号外、インターネット、携帯メール、ファクシミリ等、複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備充実を図る。

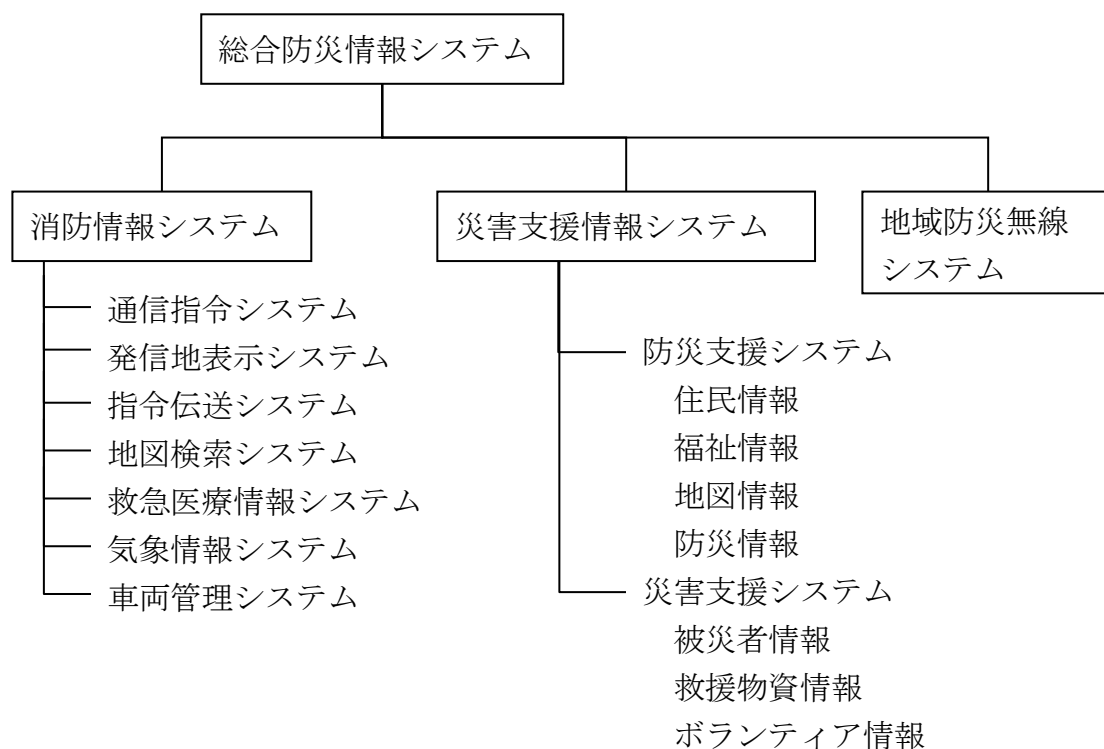
(4) 要配慮者に対する情報提供体制の整備に努める。

(5) 市外へ避難した市民に対して、インターネット等による復旧情報が提供で

きるよう体制の整備を図る。

4 総合防災情報システム

被災者への支援を迅速に実施するため、防災無線システムを整備するとともに、各種の情報をデータベース化した災害支援情報システムを構築し、消防情報システムとの連携を図り総合防災情報システムの整備に努める。また、地図情報との連携を図ることにより、被害状況を正確に把握し、支援対策や復旧・復興計画に活用する。



第3節 非常用物資の備蓄

災害に対する非常用物資の備蓄として、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及びスーパーマーケット等における流通備蓄体制を整備する。

1 食糧及び生活必需品

(1) 個人備蓄

各家庭においては、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食糧及び生活必需品を備蓄する。

(2) 行政備蓄

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資に

ついてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

ア 非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数(15,000人)の3食×3日分の食糧を令和5年度までに拡充を図り、備蓄する。

イ 指定避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な次の食糧及び生活必需品を備蓄する。

食糧	アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク等
生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等

(3) 流通備蓄

災害時に物資を供給できる事業者と協定を締結し、食糧及び生活必需品の確保を図る。

2 防災用資機材

- (1) 自主防災組織に対して、防災用資機材を貸与する。
- (2) 水防倉庫、指定避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。

防災用資機材	発電機、投光機、LEDランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコップ、ツルハシ、バール、ヘルメット、特設公衆電話等
--------	---

3 防疫・衛生用資機材

- (1) 消毒用の薬剤など防疫・衛生用資機材を備蓄する。
- (2) 組立式仮設トイレを備蓄する。

4 備蓄品等の管理

指定避難所等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的に実施し、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

第4節 消防救急体制の整備

大規模火災、風水害等から市民の生命、財産を保護するため、防火意識の高揚、消防体制の強化充実、危険物施設の保安対策に努める。

1 大規模火災における消防体制の整備

(1) 出火の防止対策

ア 消防本部

消防本部は、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い、維持管理等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。

イ 防火管理者

防火管理者は、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的に行うほか、消防用設備の機能維持及び火気使用設備の安全管理を行う。

ウ 自主防災組織等

区・町内会・自治会の自主防災組織、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等各種団体は、防災訓練及び家庭の防火診断等の機会をとらえて、消火器具等の取扱いの訓練を実施する。

エ 建築同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、増改築に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 常備消防力の強化

市における常備消防力は、1 消防本部、1 消防署及び5 消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、大規模災害に対する広域消防体制の整備を図る。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平常時において警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

消防本部（署）・消防団保有の消防力

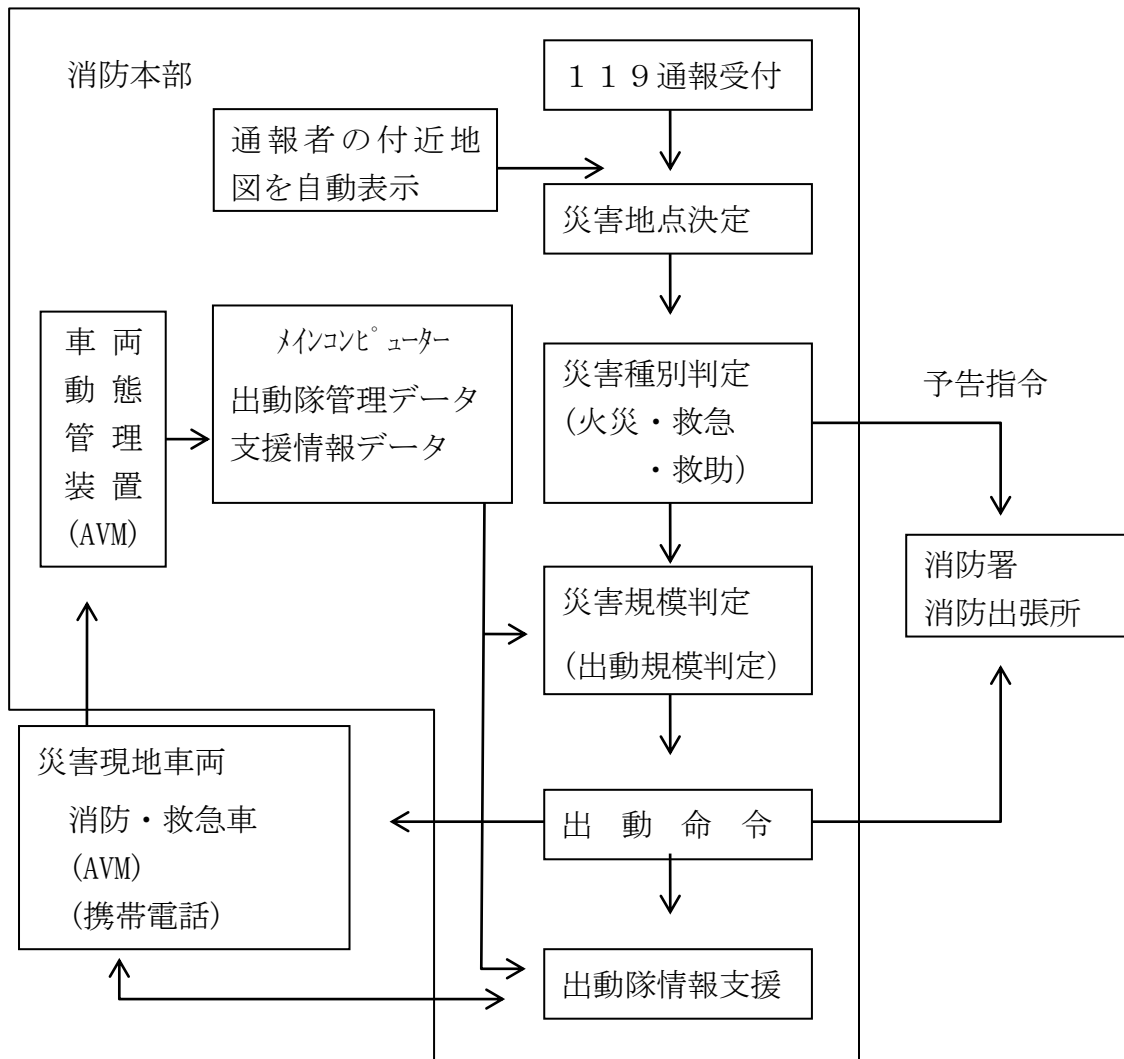
(3) 消防団の強化

消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6 分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。

(4) 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。

消 防 情 報 シ ス テ ム



(5) 消防水利の確保

大規模火災に対する防災体制の確立を図るため、消火栓の整備及び耐震性貯水槽の設置を計画的に推進する。また、利用可能な池、井戸、河川等の自然水利の状況について事前に調査する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

消防水利

2 救急・救助体制の整備

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機器、担架・救命胴衣等の救助用資器材を消防署、消防出張所等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄
救助用資機材等

3 危険物施設等の予防対策

(1) 石油類等

ア 石油類等の危険物施設の所有者等は、危険物施設の保全に努めるとともに、自衛消防隊の組織化を推進し、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。また、危険物取扱者や保安監督者を定め、危険物及び危険物施設の適正な管理に努める。

イ 危険物取扱者は、知事が実施する危険物の取扱作業に関する保安講習を受ける。

ウ 消防本部は、特殊火災に対処するため、化学消防車、消火薬剤等の整備を図り化学消防力の強化に努めるとともに、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所について、法令に定める技術上の基準に従って適切に維持管理されているかを定期又は随時に査察し、危険物の保安確保を指導する。

(2) 高圧ガス及び毒物劇物等

ア 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を取り扱う施設にあつては、それぞれ法令に定める保安上の基準に従って施設の保全に努める。また、保安責任者等を定め、災害時の自主保安体制の確立を図る。

イ 消防本部は、消防法第9条の3に基づき、消防活動阻害物質として定められた高圧ガス、毒物劇物等を使用する施設の実態の把握に努める。

ウ 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質の取扱施設における火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の参考とする。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

4 航空災害対策

消防本部は、航空機の墜落等大規模な航空事故に備え、消火薬剤等の資機材

の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市及び名古屋市））と連携し、毎年1回消火救難訓練を実施する。

5 鉄道災害対策

消防本部は、列車の衝突等による多数の死傷者の発生等の大規模鉄道災害に備え、次の対策を講ずる。

- (1) 災害に対応できるよう、救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 災害時の情報通信手段を確保し、運用・管理、整備等に努める。
- (3) 災害を想定し、鉄軌道事業者と連携した防災体制の強化を図る。

6 道路災害対策

消防本部、道路管理者等は、トンネル、橋りょう等の被災による多数の死傷者の発生等大規模道路災害に備え、次の対策を講ずる。

- (1) 道路管理者は、道路建造物の定期的な点検を行い事故防止に努める。
- (2) 道路管理者等は、道路災害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練の実施に努め、防災体制の強化を図るとともに災害時の情報通信手段を確保し、運用・管理、整備等に努める。
- (3) 消防本部は、災害に対応できるよう、救急救助用資機材の整備に努める。
- (4) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

7 林野火災の防止対策

林野火災の発生を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努め、林野巡視、防火施設の整備等林野火災の防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。

第5節 応急医療体制の整備

災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。

1 医療体制の整備

(1) 医療活動体制の整備

平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を

定め、市医師会等の協力を得て災害現場での救護所を開設できるよう体制の整備を図る。

(2) 広域医療体制の整備

県が2次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。

また、搬送が必要な多数の傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等のほか、ボランティア団体による移送手段や燃料及び車両等の確保について連携体制の整備を図る。

(3) トリアージ（負傷者選別）

災害で多くの負傷者が出た場合に備えて、既に県下において統一されたトリアージ方法の運用を図る。また、トリアージ等災害医療知識の普及、啓発を図る。

（注）トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者を最優先治療群（赤色）、非緊急治療群（黄色）、軽処置群（緑色）、不処置群及び死亡（黒色）に振り分けることをいう。

2 ライフライン確保対策の促進

災害時に、医療機関のライフラインを速やかに復旧確保するための対策を講ずる。

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品

災害時の緊急医療活動に利用できるよう総合保健医療センターの医薬品の在庫の拡充を図る。また、「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。

(2) 衛生用品及び常備薬

指定一般避難所(小学校保健室)における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等
医療施設等

第6節 広域応援派遣体制の整備

1 広域応援派遣体制の整備

他の市町村が被災した場合の応援派遣を想定し、必要な派遣体制の整備を図る。

2 救援物資の支援体制

他の市町村が被害を受けた場合の物資支援を想定し、必要な支援体制の整備を図る。

第2章 市民の防災行動力の向上

第1節 防災意識の高揚

1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、市及び県は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動

コ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

サ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

セ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

(2) 防災に関する知識の普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、水防・土砂災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(4) 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 通信量の増加抑制

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第2節 学校等における防災教育及び 安全対策

風水害等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児、認定こども園及び小規模保育事業所の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 児童等への防災対策

(1) 防災組織の整備

学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全の確保を最優先する。

(2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施

学校等での災害を未然に防止し、災害による教育活動等への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な防災教育を行う。

ア 児童等に対する防災教育

児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。

さらに、市及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成並びに技能の向上を図る。

ウ 防災思想の普及

P T A等の研修会、各種講座等社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

ア 計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの指導助言を受ける。

イ 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況及び児童等の発達段階を考慮して、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。また、訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全対策

児童等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校等で樹立し、平素から児童等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、春日井市安全なまちづくり協議会等と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方

法を確認しておく。

- (エ) 児童等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
 - (イ) 通学路における危険箇所については、児童等への注意と保護者への周知徹底を図る。
 - (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。
- (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童等の安全を図るため、これら建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 施設・設備の点検及び整備

施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努め、これらの改善を図る。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第3節 自主防災組織の推進

地域における被害の拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの活動、要配慮者への支援、避難所の運営支援など地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。地域での防災活動を効果的に行うため、地域の実情に応じた自主防災組織を全市的に設置し、災害の発生に備えた日頃からの活動の推進を

図る。このため、市及び県は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

1 組織の育成

市は、講習会、防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、区、町内会、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動内容

区 分	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報
消 火	1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検	出火防止及び初期消火
救出及び救護	1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握	1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分
避難誘導	避難訓練	避難誘導
給食及び給水	給食及び給水訓練	給食及び給水 (避難所運営支援)

3 活動に対する市の支援

(1) 技術指導の実施

市は、自主防災組織のリーダー研修の実施や安否確認訓練を通じ、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。

市及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワ

ーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

ア 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

なお、県は、市が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。

(2) 資器材の整備

市は、防災器具庫をはじめ可搬式小型動力ポンプ等組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

自主防災組織に対する防災用資器材の貸与

第4節 防災ボランティアとの連携

災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携協力体制を平常時から推進し、活動の支援を行う。

1 連携協力体制の推進

ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等（以下、「NPO・ボランティア団体等」という。）が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動

環境の整備を図る。

市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を開催する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

2 活動の支援

(1) 受入体制の整備

ア ボランティアの受入れに必要な資機材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。

イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害救援ボランティアセンター等に活動できるスペースの確保を図る。

ウ 春日井安全アカデミーを卒業し、ボニター養成講座を修了したボニターや、愛知県ボランティアコーディネーター養成講座を修了した者はボランティアコーディネーターとしてボランティア活動の調整役となるため、その養成に努める。

エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

オ 災害救援ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

カ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) 活動の啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、防災訓練等を通じて普及啓発を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常活動で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

1 要配慮者

- (1) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知する能力がない者又は困難な者

- (2) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知しても救助者に伝えることができない者又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受けることができない者又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない者又は困難な者

2 避難行動要支援者対策

- (1) 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。
- (2) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるほか、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあることに留意する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿をもって、これにあてることができる。以下同じ。）を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について定めておく。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用

し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援も役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送等

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から指定福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 要配慮者の防災教育及び防災訓練

- (1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育やNPO・ボランティア等と連携した防災訓練の実施に努める。
- (2) 外国人等に対し、防災パンフレットや各種行事等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

(3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

イ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所及び避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

4 応援協力体制

(1) 災害時における要配慮者の受入施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設等との協力体制を整備する。

(2) 要配慮者の安全を確保するため、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

5 情報連絡体制

要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員・児童委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。

6 指定福祉避難所の整備

要配慮者の避難所として指定福祉避難所を指定し、地域に密着した要配慮者対策活動が行えるよう情報伝達機器等の整備を図る。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

7 人にやさしいまちづくり

道路の段差の解消など要配慮者に配慮したまちづくりに努める。

8 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導する

ため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

- (1) 自衛防災組織体制の整備
- (2) 緊急連絡体制の整備
- (3) 防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 防災備品等の整備
- (5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における要援護者等の受入に関する 協定書

9 要配慮者利用施設に係る災害対策

災害時に、自主避難が困難な要配慮者利用施設に係る土砂災害対策等の推進を図る。

- (1) 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区など土砂災害の危険区域等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。
- (2) 調査結果に基づき、施設の管理者又は防災責任者に対し、その旨を通知する。
- (3) 市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。
- (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地についてこの計画に定めるとともに、住民への周知を図る。
- (5) この計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

10 避難行動の促進対策

- (1) 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。
- (2) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

- (3) あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。
- (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第6節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - ア 気象予警報及び気象情報
 - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - ウ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

- (3) 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定する。
- ア 河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)
 - イ 土砂災害が発生するおそれのある土地(土砂災害防止法に基づく土砂災害(特別)警戒区域等)
- (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること
- (6) 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「緊急安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況(「警戒レベル5」)において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること
- (7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること
- ア 避難の指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。
- また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心と

した避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方气象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第7節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路及び誘導方法

エ 指定緊急避難場所開放、指定一般避難所及び指定福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の管理に関する事項

(ア) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、指定緊急避難場所及び指定避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合に備えて、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

エ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関する措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所

水防法第15条第1項第4号口の施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設

第 8 節 帰宅困難者対策

1 基本原則

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第3章 災害に強い都市の形成

第1節 防災まちづくりの推進

風水害等の災害に対して、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地域防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

1 市街地の整備

(1) 面的な整備事業の推進

都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(2) 防火地域及び準防火地域の指定

建築物の密集地域における火災発生時の延焼防止を図るため、集団的な防火に対する規制として防火地域及び準防火地域の指定を行い、都市防火の効果を高め、安全な市街地の形成を図る。特に、土地の高度利用を図る地域、主要な避難路の沿道で不燃化を促進する必要がある地域等が指定されるように努める。

防火地域及び準防火地域の指定状況

区 分	防火地域	準防火地域
面 積	38 ha	2,101 ha

2 宅地等の安全対策

(1) 宅地等造成行為の指導

市域の約3分の1が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域に指定されており、安全な宅地を確保するため、無届行為の監視な

ど法律の適正な運用に努める。

(2) 土石流等の災害防止

市域の約3分の1は砂防指定地に指定されており、災害時の土砂流出及び二次災害の防止に努める。また、砂防指定地内における開発行為については、県と協力して無届行為の監視強化など法律の適正な運用に努める。

(3) 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定士の養成に努め、体制整備を図る。

(4) 治山対策

山地災害危険地区など土砂災害の危険区域等に所在する、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

(5) 土砂災害対策の推進

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害(特別)警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難指示等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

(6) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項(エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(7) ハザードマップの作成及び周知

市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

(8) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

ア 計画の作成等

土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用

施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

(イ) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市への報告

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 施設管理者等に対する支援

市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

オ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

(9) 農地防災対策

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農

業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資する。

(10) ため池

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。

(11) 空き家等の安全対策

市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

危険地区の定義

危険地区の名称		定 義
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

土砂災害警戒区域等の定義

警戒区域等の名称		定 義
土砂災害 警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上部から 10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの 2 倍以内）の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

様式・資料集 第 2 資料 1 防災上注意すべき箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

山地災害危険地区

土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設
（土砂災害警戒区域内施設）

3 文化財の保護

(1) 文化財の保存（保管）状況の把握

県がクラウド上に作成した「文化財レスキュー台帳」により共有する。

(2) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(3) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

(4) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(5) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(6) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。

(7) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

4 安全なまちづくり

「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。

第2節 都市基盤整備の推進

道路、河川等の公共施設の整備・改良に努め、風水害等の災害に対する安全性を確保するとともに、総合的な治水・排水対策を促進する。

1 公共施設

(1) 道路

ア 道路防災対策

(ア) 浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

(イ) 山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

イ 道路の排水対策

雨又は溢水による道路面の流失防止や、法面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等道路の排水施設を充実するとともに、道路を良好な状態に保つため平素から点検補修や清掃等の維持管理に努める。

ウ 道路の冠水、埋没等の措置

(ア) 警察及び道路管理者と協力し、速やかに通行止等の措置がとれるよう体制の整備を図る。

(イ) 排水ポンプ等は、平素から正常に作動するよう点検整備を実施するとともに、冠水時には道路情報板による通行止等の措置ができるよう設備の充実に努める。

(ウ) 土砂崩れ等による道路の埋没や陥没に対処できるよう、関係団体等と協議し、緊急時に即応できる体制を整備する。

(2) 公園等

災害時に、緊急的な避難場所や延焼遮断地帯として、有効に機能する公園及び緑地帯の整備に努め、計画に当たっては、規模及び適正な配置に留意す

る。

(3) 河川等

ア 河川管理者は、決壊、溢水等の水害を防止するため、関係機関と協力して河川及びため池の堤防や護岸等河川構造物の改修、改良に努める。

イ 市は、流域内の開発等に伴う地域の保水、遊水機能の低下に対処できるよう、市排水基本計画に基づく総合的な治水対策の推進を図る。

ウ 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、市・県・国、地元企業等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

エ 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

オ 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

カ 市民の自発的な行動の促進

市は県と連携し、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

キ 水災害連携の連絡会・協議会

(ア) 土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議

水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、国や県、流域市町村やその他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減に取り組む。

(イ) 庄内川木曾川圏域水防災協議会

水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、県や流域市町村、その他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動に取り組む。

(ウ) 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

ク 洪水浸水想定区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

庄内川（国土交通大臣指定）

○ 水位情報を周知する河川

八田川、内津川（県知事指定）

ケ 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

コ 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防

等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。

また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

サ 浸水想定区域における措置

(7) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

- a 洪水予報等の伝達方法
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- d 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(c)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）
 - (a) 地下街等（※）でその利用者の洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）
 - (b) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - (c) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

e dを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(イ) ハザードマップの配布

市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所・避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

シ 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市への報告及び公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(イ) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確

保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施及び市への報告

(ウ) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告

(エ) 施設管理者等に対する支援

市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該地下街の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

a 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

b 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市への報告

(イ) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したときは、市への報告を行わなければならない。

(ウ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(エ) 施設管理者等に対する支援

市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(オ) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(カ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。

セ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(ア) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(イ) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(ウ) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

(4) 鉄道

鉄道事業者は、災害時の旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の事項について対策を講ずる。

ア 鉄道施設等の防災構造化

イ 安全施設等の整備

2 都市排水対策

市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を総合的に推進する。

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(3) 総合的な排水対策

市街地の排水対策にあたっては、土地区画整理事業等の都市基盤整備事業に併せ、総合的な排水対策を推進するよう努める。

ア 過去の浸水状況等を参考の上、排水不良地域の実態の調査・把握に努める。

- イ 側溝、下水道、河川等は一体となり排水するので、計画及び事業の実施に当たっては、相互の調整を十分図るよう努める。
- ウ 下水道法に基づく浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- エ 公園等の公共施設に、雨水貯留槽、浸透施設等の設置を積極的に推進する。
- オ 地蔵川及び八田川の排水対策として、治水安全度の向上を図るよう改修工法を検討し、国及び県に積極的に要望する。
- カ 水防注意箇所について、国及び県と具体的な水防工法を検討する。
- キ 水防倉庫を整備し、水防活動に必要な排水ポンプ、杭木、土のう、スコップ等の資機材を備蓄する。
- ク 排水機場の運転管理者は、河川水位を基準として排水機の運転及び停止（運転調整含む）に関し、対応するものとする。

様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所
河川・ため池注意箇所

第3節 防災対策施設の整備

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、重要な施設の役割・機能を明確にし、必要な設備及び資機材の整備に努める。なお、公共建築物の新設等に際しては必要な浸水対策等を促進する。

1 市役所庁舎

災害時の中枢として災害対策本部を設置し、総合的な情報の収集、市の意思決定を行い、応急対策、復旧対策を実施する。

- (1) 災害対策本部の機能が円滑に実施できるよう総合防災情報システムの整備を図る。
- (2) 庁舎屋上に番号標示を行い、ヘリコプター等からの災害応急活動の効率化を図る。

2 指定避難所等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。大規模火災が発生した場合で指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そ

のため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(1) 指定避難所等の指定

避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

さらに、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。ただし、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

ア 指定一般避難所

災害時の避難所として次の小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

指定一般 避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学、南城中
-------------	---

イ 指定福祉避難所

要配慮者を受け入れるための避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

指定福祉 避難所	味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、グリーンパレス春日井、南部ふれあいセンター、第一希望の家、第二希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家
-------------	--

(注) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を受入。

ウ 指定緊急避難場所

(ア) 広域避難場所

大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。

(イ) 緊急避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。

市では、この一次避難場所については、その規模及び人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定し、標示板を設置するなど市民に周知する。

エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備

指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、緊急時に有効な防災行政無線、ファクシミリ等の設備を平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努める。

オ 避難所の追認

災害時に、複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設等へ避難した場合は、申し出によりその場所を新たに避難所として追認、登録し、指定避難所と同様の支援を行う。

(2) 指定避難所の整備

ア 避難者を受け入れる場所、医療、物資保管、ボランティア詰所その他避難所運営に必要なスペースをあらかじめ定めておく。

イ 避難者の生活を確保するための最低限必要な資機材等を計画的に整備するよう努める。

ウ 標示板を設置するなどして市民に周知する。

エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。

(ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、ホワイトボード等

(イ) 運営事務機器の整備：コピー機、パソコン等

(ウ) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(エ) 指定福祉避難所においては、医療的ケアを必要とする者に備え、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(3) 避難路の整備

各地域と指定一般避難所、指定福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、原則として通学路を選定し、整備を図る。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等
避難所等

(4) 避難に関する広報

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所及び災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ア 指定緊急避難場所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の所在位置
- (ウ) 避難地区分け
- (エ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路
- (オ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の区分
- (カ) その他必要な事項
 - a 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の役割が違うこと
 - b 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

イ 避難のための知識の普及

必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識

- a 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全か確認しておくこと
- b 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること
- c 洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと
- d 【警戒レベル5】緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

(ウ) 指定緊急避難場所、一般避難所及び指定福祉避難所滞在中の心得

ウ その他

(ア) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(イ) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(5) 避難所の運営管理体制の整備

ア 市は、避難所運営マニュアルを活用し、市民、自主防災組織及びボランティア等が協力して避難所の運営が行えるよう訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を

運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする

イ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

ウ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

エ 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成する「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

3 防災中枢機能の充実

- (1) 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）

の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

- (2) 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

4 その他の施設

- (1) 大規模災害時の救援物資受入れ施設として、総合体育館を指定する。
- (2) 大規模災害時の医療用救援物資受入れ施設として、総合保健医療センター、保健センターを指定する。

第4節 ライフライン施設

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであることから、施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、市は、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、電気事業者、通信事業者と協定を締結し、早期復旧のための協力体制を整備している。

あわせて、県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力に努めるものとする。

1 電力施設

(1) 受・変電設備

風雨による被害発生のおそれはほとんどないと判断されるが、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器、建物のかさ上げを行ったり、防水壁・防水扉などを設け浸水を防止したりする対策を行う。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損、飛来しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について設計者等

に依頼する。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているので、風水害等の被害を受けても重大な事故に至ることはないと判断されるが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな所を極力避けて、迂回するような慎重な配慮をする。

2 ガス施設

(1) ガス貯蔵・圧送設備

ア 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流出防止等必要な措置を講ずる。

イ 風水害の影響を受けやすいか所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

ウ 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

3 上水道

(1) 主要な水道施設は、必要に応じて強風及び洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(2) 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、浸水防止等の必要な措置を講ずる。

(3) 洪水による水道施設への汚染を防ぐための必要な措置を講ずる。

(4) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

4 下水道

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるととも

に、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における相互連携に関する協定

第4章 防災に関する調査研究

災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、その実態は地域的な特性を有している。防災に関する調査研究に当たっては、広範多岐にわたる相互の緊密な連携を図り、地域の特性に応じた総合的な体制を確立し、その効率的な推進を図る。また、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、具体的な施策の推進に必要な調査研究を実施していく。さらに、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定により指定された河川について、災害危険区域及び避難場所等を具体的に示した洪水ハザードマップの活用を努める。

※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし

1 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さ及び強弱、河床の状況、池沼の貯水量等の調査

2 地すべり等危険地域

地形、地質、地形のこう配状況、降水、飽和雨量、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況、立木の状況等の調査

3 火災危険地域

地勢、気象、建物の状況、工場等特殊施設の配置・構造・取扱品目、消防施設・設備の状況、消防水利、道路状況等の調査

4 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第5章 市民等のとるべき措置

注意報又は警報が発令された場合は、市民等は、家庭及び職場においては、次に掲げるような措置を講ずるものとする。

1 家庭においてとるべき措置

- (1) 食糧、水、燃料等を3日分以上（可能な限り1週間分程度）は常備し、いつでも取り出せるところに置いておく。
- (2) 家族の集合場所及び連絡方法をあらかじめ決めておく。
- (3) テレビ、ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集し、対策本部等からの情報に注意する。
- (4) 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。
 - ア 避難所や避難路の確認をする。
 - イ 石油類、プロパンガス等の危険物の安全措置をとる。
 - ウ 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の確認をする。
 - エ 浸水のおそれのある箇所については、事前に対策を講ずる。
- (5) 身軽で安全な服装に着替える。
- (6) 自主防災組織は、出動の準備をする。

2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。
 - ア 注意報又は警報の情報を収集し、職場内へ伝達する。
 - イ 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
 - ウ 非常持出品を確認する。
 - エ 消防・防災設備を点検し、作動状態を確かめる。
 - オ 不特定多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保対策を確認する。
 - カ 浸水のおそれのある箇所については、事前に対策を講ずる。
- (2) 職場内の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- (3) 職場の条件及び状況に応じ安全な場所で待機する。
- (4) 近くの職場同士で協力し合う。

- (5) 一般車両、危険物車両等の運行は自粛する。
- (6) 工事中の箇所があれば、安全点検を行い、工事を一時中断する。

第6章 企業防災の促進

第1節 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模災害においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第2節 対策

1 企業の取組

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続

計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、並びに、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 防災体制の強化

地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。

ア 危険物等の管理体制を強化する。

イ 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

ウ 事業所内における防災訓練を強化する。

エ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

オ 地域自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。

(4) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、

地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 企業防災の促進のための取組

市及び県、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定や洪水ハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動組織

第1節 活動組織の設置 【各部、各施設】

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を行うため次の組織を設置する。

1 市における防災組織体制

- (1) 災害警戒本部（災害対策本部設置前の体制）
- (2) 災害対策本部
- (3) 現地災害対策本部

2 災害警戒本部

(1) 設置

ア 市長は、春日井市に大雨注意報若しくは洪水注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川又は八田川に水防警報（準備）又は大雪警報が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

イ 警戒本部は、総務部市民安全課に置く。

ウ 警戒本部が設置されるまでの間においては、通信指令課において気象等の情報の収集を行う。

(2) 組織及び人員

ア 警戒本部は、次に掲げる部、課の職員をもって構成する。

態勢	人数	構成
第1次態勢	3名	1次当番者 (指定10課 ^{*1} の管理職1名及び指定10課 ^{*1} を除く市内各部管理職2名を輪番制で指定)
第2次態勢	9名	2次当番者 (1次当番者3名に加え、消防本部を除く市内各部の主査職6名を輪番制で指定)

(注) 通信指令課職員は、通常の勤務体制で対応するため、輪番制から除く。

※1 市民安全課、都市政策課、都市整備課、道路課、河川排水課、公園
緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課

イ 市長は、災害警戒対策上必要なときは、アに規定する者のほか関係職員
を配置することができる。

(3) 所掌業務

警戒本部員は、次の業務を行う。

ア 情報の収集及び伝達に関すること。

イ 危険箇所の巡視及び被害箇所の調査に関すること。

ウ 災害発生に対する準備処置に関すること。

エ 災害対策本部の設置に関すること。

(4) 廃止

市長は、次のいずれかに該当するときは、警戒本部を廃止する。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 注意報等が解除され、災害警戒対策が必要でなくなったとき。

3 災害対策本部

(1) 設置

ア 市長は、春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報、暴風警報、
大雨特別警報、暴風特別警報、庄内川又は八田川に水防警報（出動）のう
ちいずれかが発表されたときは、災害予防及び災害応急対策を実施するた
め災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

なお、航空機等の事故による災害が発生した場合は、規模等状況に応じ
対策本部を設置する。

イ 対策本部は、市庁舎6階災害対策室に置く。

(2) 組織及び所掌事務

ア 対策本部の組織及び事務分掌は、「災害対策本部組織図」及び「災害対策
本部組織体制・事務分掌」のとおりとする。

イ 本部長は、災害応急対策上必要なときは、アに規定する者のほか消防補
助員等（避難所派遣者を除く。）の関係職員を配置することができる。

(3) 部長会議

ア 本部長は、災害予防及び災害応急対策の方針を決定するため、副本部長
及び部長を招集し、部長会議を開催する。

イ 部長会議の議長は、本部長をもって充てる。

(4) 廃止

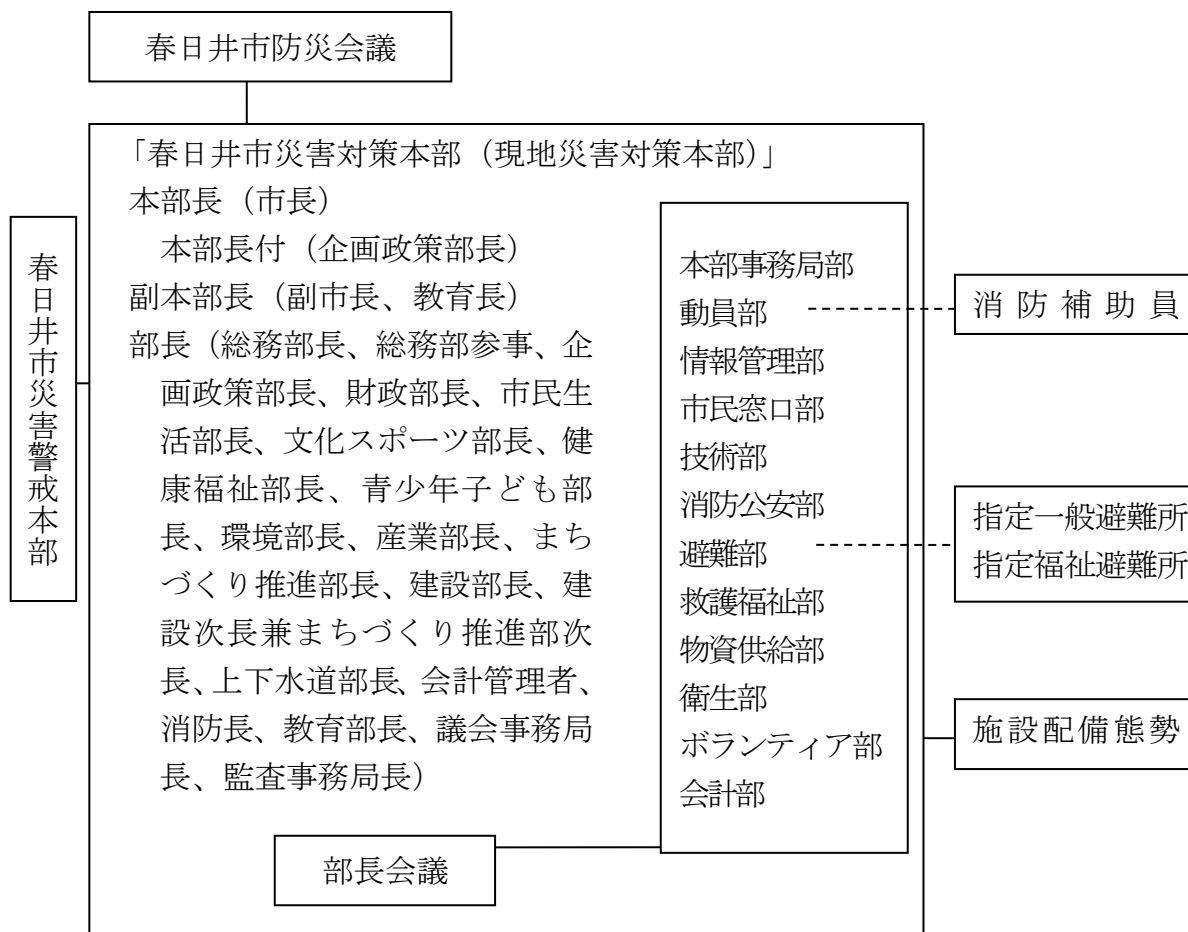
本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるときその他対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、対策本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関にその旨を通知する。

資料 「計画資料」 災害対策本部組織体制・事務分掌（資料9）

災 害 対 策 本 部 組 織 図



設 置 及 び 廃 止 通 知 先

愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	電話 052-961-7211
		FAX 052-951-9106
		防災行政無線 602-1101
		FAX 602-1150

	防災安全局 災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510
春日井警察署	警 備 課	電話 56-0110

※県への通知は県防災情報システムにより行い、システムの不調時は電話又はFAXで通知する。

4 現地災害対策本部

(1) 設置

市長は、被害状況に応じ、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 組織等

ア 現地本部の組織は、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

イ 現地本部の事務は、本部長が指示する。

(3) 廃止

本部長は、現地本部を設置しておく必要がないと認めるときは、現地本部を廃止する。

5 配備態勢等

(1) 配備態勢

ア 警戒本部及び対策本部は、応急活動の強力な推進を図るため、次の表の配備態勢をとる。

イ 職員の配備命令は、あらかじめ定めた緊急連絡網によって行う。ただし、次の表の配備基準に定める気象の予警報等を確認したときは、該当する配備要員の内、別途定める職員は、配備命令が発令されたものとみなし、直ちに自主参集する。

ウ 「災害対策本部組織体制・事務分掌」に基づき、業務ごとにあらかじめ責任者及び従事職員を指定する。責任者が不在のときは、次順位の責任者が指揮命令を行う。

本部配備態勢

種別		配備基準	配備要員	主な活動内容		
警戒本部	第1次態勢	1 春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。	警戒本部員	1 気象情報等の収集及び伝達 2 危険箇所の巡視及び被害箇所の調査 3 災害発生に対する準備処置 4 対策本部の設置準備		
	第2次態勢	2 春日井市に台風に伴う強風注意報が発表されたとき。 3 庄内川又は八田川に水防警報(準備)が発表されたとき。 4 春日井市に大雪警報が発表されたとき。				
対策本部	初動態勢	1 春日井市に大雨警報(浸水害・土砂災害)又は洪水警報が発表されたとき。 2 春日井市に暴風警報が発表されたとき。 3 庄内川又は八田川に水防警報(出動)が発表されたとき。			1 部長、次長、参事全員 2 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 3 道路課は全職員の3分の2 4 公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数 5 都市政策課、住宅政策課、ニュータウン創生課、建築指導課は、管理職(課長を除く)及び主査職の半数 6 その他技術部の各課は、別に指示する職員	1 被害状況の調査 2 危険箇所の調査 3 被害情報の収集及び伝達 4 災害に対する緊急対策 5 避難所の開設準備

種別		配備基準	配備要員	主な活動内容
			<p>7 避難部の各課は、課長及び主幹全員、管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数</p> <p>8 総務班（総務課）、動員部は、管理職・別に指示する職員各1名</p> <p>9 情報管理部（広報広聴課）は、課長、管理職（課長を除く）1名、指定職員1名</p> <p>10 救護福祉部の各課は、管理職1名・主査職以下1名、状況により職員数を判断</p> <p>11 物資供給部（農政課）は管理職1名、状況により職員数を判断</p> <p>12 消防公安部においては非常招集に基づく招集者</p> <p>13 災害警戒本部員</p> <p>14 その他の課においては、各課管理職1名</p>	

種別		配備基準	配備要員	主な活動内容
			15 消防補助員 土のう班当番 2分隊の全員 16 消防補助員 技術部等所属 班は指定職員 17 指定一般避 難所配備職員 各2名 18 消防補助員 本部補助班の うち当番1分 隊 19 指定福祉避 難所運営班 は、別に指示 する職員	
	第1次非常配備態勢		1 部長、次長、 参事及び総括 担当者（主幹 を含む）全員 2 市民安全 課、河川排水 課及び下水建 設課は全員 3 道路課は全 職員の3分の 2 4 公園緑地 課、施設管理 課、都市整備 課の各課は、 全職員の半数 5 都市政策 課、住宅政策 課、ニュータ ウン創生課、 建築指導課 は、補佐職及	

種別		配備基準	配備要員	主な活動内容
			<p>び主査職の半数</p> <p>6 その他技術部の各課は、別に指示する職員</p> <p>7 消防公安部においては非常招集に基づく招集者</p> <p>8 救護福祉部は補佐職、主査職の半数、状況により職員数を判断</p> <p>9 その他の各課は、補佐職・主査職の半数</p> <p>10 消防補助員土のう班当番2分隊の全員</p> <p>11 消防補助員技術部等所属班は指定職員</p> <p>12 指定一般避難所配備職員各2名</p> <p>13 消防補助員本部補助班のうち当番1分隊</p> <p>14 その他の消防補助員は、状況により招集</p> <p>15 指定福祉避難所運営班は、別に指示する職員</p>	

種別		配備基準	配備要員	主な活動内容
	第2次非常配備態勢	<p>1 春日井市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。</p> <p>2 市の全域又は特定の地域に甚大な風水害が発生すると予測されるとき又は大規模な災害が発生したとき。</p>	<p>1 部長及び総括担当者（主幹を含む）全員</p> <p>2 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</p> <p>3 道路課は全職員の3分の2</p> <p>4 消防公安部においては非常招集に基づく招集者</p> <p>5 救護福祉部は、全職員の半数</p> <p>6 その他の各課は、全職員の半数</p> <p>7 消防補助員土のう班のうち各当番2分隊</p> <p>8 消防補助員技術部等所属班の指定職員</p> <p>9 指定一般避難所配備職員各2名</p> <p>10 消防補助員本部補助班のうち当番1分隊</p> <p>11 その他の消防補助員は、状況により招集</p> <p>12 指定福祉避</p>	事務分掌における緊急対策、応急対策、復旧対策

種別		配備基準	配備要員	主な活動内容
			難所運営班 は、別に指示 する職員	

- (注) 1 勤務時間内における警戒体制は、市民安全課及び河川排水課が配備に当たり、必要に応じて担当課へ業務の指示を行う。
- 2 農政課においては、別に定める招集態勢を執る。
- 3 第1次非常配備態勢及び第2次非常配備態勢にあつては、担当課職員を第1班、第2班に分け、輪番で配備に当たる。
- 4 指定一般避難所配備職員は、消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。
- 5 指定一般避難所配備職員以外の消防補助員は別に定める招集態勢を執る。

施設配備態勢

種別	配備要員	主な活動内容
初動態勢	各ふれあいセンター、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、青年の家、東部市民センター、少年自然の家は、施設長ほか 1名 各浄化センター、配水管理事務所、都市緑化植物園、文化財課の管理職各 1名	1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 施設の応急復旧 3 追認避難所の開設（必要に応じて）
指定管理	指定福祉避難所及び高蔵寺まなびと交流センターは、施設職員1名	
第1次非常配備態勢	施設長 ほか1名	
指定管理	市の参集基準に準ずる 指定福祉避難所は、施設職員2名	

第2次非常 配備態勢	全職員の概ね半数（ただし、特定施設は、行政職員の概ね半数）	
	指定管理 市の参集基準に準ずる 指定福祉避難所は、施設職員2名	

(2) 配備の報告

配備状況の報告は、それぞれ次のとおり行う。

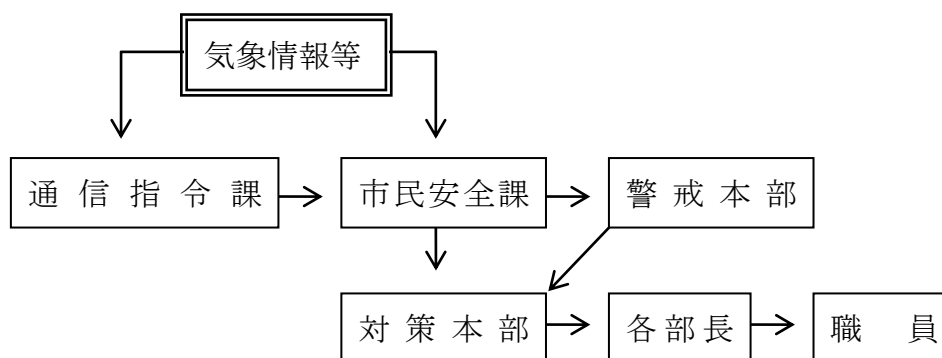
- ア 総括担当者は、動員部に報告する。
- イ 施設長は、所属する主管課を通じて動員部に報告する。

(3) 参集場所

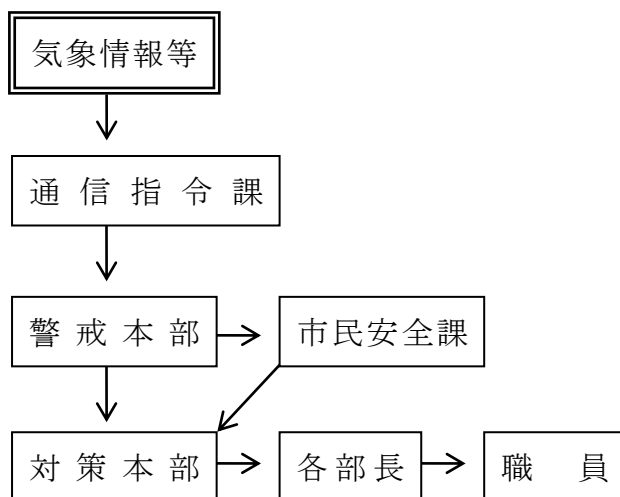
- ア 対策本部員に指名された職員は、本庁舎に参集する。
- イ 施設が勤務地の職員は、所属する施設に参集する。
- ウ その他別に定められた職員については、それぞれの参集先へ参集する。

(4) 連絡体制

ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制



イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制



(5) 職員の心構え

ア 職員は、あらかじめ定められた配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等により情報を得るとともに、緊急連絡網により被害の状況及び配備命令を知るように努めること。

ウ 職員は、配備基準に定める気象予警報を確認したとき又は災害が発生したときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。

第2節 広域応援等の要請及び受入れ

【本部事務局部】

春日井市災害時受援計画を踏まえ、春日井市で震度6強以上の揺れを観測した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合には、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。

なお、要件を満たさない自然災害が発生した場合においても、国や県の応援の状況を踏まえつつ、応援の受入れ体制を構築する必要があることに留意する。

本部事務局部は、広域応援要請の窓口となり、関係する各部と連絡調整の上、応援を受け入れる。

1 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員の

みでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

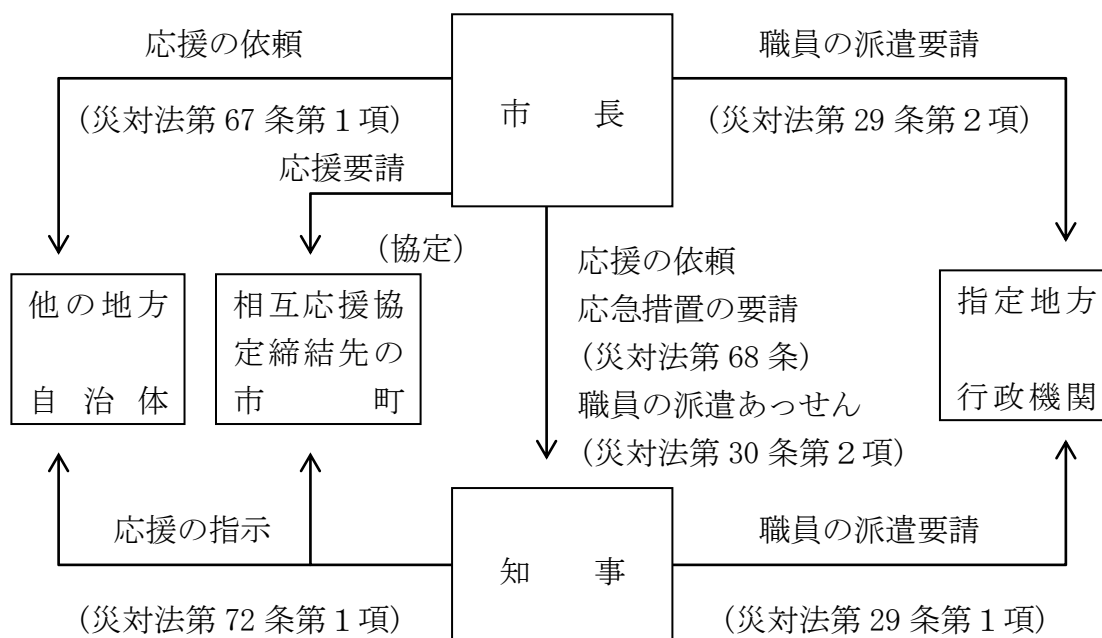
市長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への職員派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図



(注) 職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定により派遣される。

2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急

対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(1) 要請時の必要事項

- ア 応援を要する理由
- イ 応援を要する人員、装備、資機材等
- ウ 応援を要する場所及び期間
- エ その他応援に関して必要な事項

3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、東尾張地区各市町及び施行時特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。

(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局

市 町 名	担当部課名	住 所	連 絡 先	電 話
				F A X
				防災行政無線電話
犬 山 市	市民部 防災交通課	犬山市大字犬山字東畑 36番地		0568-44-0346
				0568-44-0367
				715-2-1382
江 南 市	都市整備部 防災安全課	江南市赤童子町 大堀 90 番地		0587-54-1111
				0587-54-0800
				717-2-151
小 牧 市	市民生活部 防災危機管 理課	小牧市堀の内 3 丁目 1 番地		0568-76-1171
				0568-41-3799
				719-1500
岩 倉 市	総 務 部	岩倉市栄町 1 丁目		0587-38-5831

	協働安全課	66 番地	0587-66-6100
			728-2-632
大 口 町	地域協働部 町民安全課	丹羽郡大口町下小口 7 丁目 155 番地	0587-95-1966
			0587-95-5721
			740-2-111
扶 桑 町	生活安全部 防災安全課	丹羽郡扶桑町大字高雄 字天道 330 番地	0587-93-1111
			0587-93-2034
			741-2-216

ア 応援の種類

- (ア) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (イ) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (オ) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (カ) その他特に必要と認めて要請した事項

イ 要請時に連絡すべき事項

- (ア) 被害の状況及び道路交通状況
- (イ) 応援を要する応急措置の種類
- (ウ) 応援を要する職種別人員及び資機材等の品名及び数量
- (エ) 応援を要する場所及び期間
- (オ) その他応援に関して必要な事項

様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における相互応援に関する協定

(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局

市 町 名	担当部課名	住 所	連 絡 先	電 話
				F A X
				防災行政無線電話
瀬 戸 市	市長直轄組織 危機管理課	瀬戸市追分町 64 番地の1		0561-88-2600
				0561-21-6607

			704-2-532
小 牧 市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内3丁目 1番地	0568-76-1171
			0568-41-3799
			719-1500
尾張旭市	総務部 危機管理課	尾張旭市東大道町原田 2600番地1	0561-76-8127
			0561-52-0831
			726-2-382
豊 明 市	市民生活部 防災防犯対策課	豊明市新田町子持松 1番地1	0562-92-8305
			0562-92-1141
			729-4603
日 進 市	生活安全部 防災交通課	日進市蟹甲町池下 268番地	0561-73-3279
			0561-74-0258
			730-2-242
清 須 市	危機管理部 危機管理課	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911
			052-400-2963
			739-2-3115
北名古屋市	防災環境部 防災交通課	北名古屋市西之保清水 田15番地	0568-22-1111
			0568-26-4100
			736-2-2213
長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城の内 60番地1	0561-63-1111
			0561-63-6585
			732-2-366
東 郷 町	総務部 地域安心課	愛知郡東郷町大字春木 字羽根穴1番地	0561-56-0719
			0561-38-0001
			731-2-2332
豊 山 町	企画調整部 防災安全課	西春日井郡豊山町大字 豊場字新栄260番地	0568-28-0355
			0568-29-1177
			734-2-384

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

愛知県東尾張地区における災害時相互応援
に関する協定書

(3) 施行時特例市応援要請手続き

春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和5年度は、四日市市が代表市となっている。

ア 応援の種類

(ア) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

(イ) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

(ウ) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供

(エ) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

イ 要請時に連絡すべき事項

(ア) 被害の状況

(イ) 物資等の品名、数量等

(ウ) 職員の職種及び人数並びに業務内容

(エ) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等

(オ) 応援の期間

(カ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

ウ 代表市の防災担当部署

Cブロック代表市 四日市市

担当課	住所	連絡先	電話
			F A X
危機管理統括部	三重県四日市市諏訪町	0 5 9 - 3 5 4 - 8 1 1 9	
危機管理課	1 番 5 号	0 5 9 - 3 5 0 - 3 0 2 2	

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応援要請等

市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要請等を行う。

災害時相互応援協定締結地方自治体

自治体名	担当部課名	住所	連絡先	電話
				F A X
岐阜県 大垣市	生活環境部 危機管理室	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地		0584-84-4111
				0584-81-4460
福岡県 春日市	地域生活部 安全安心課	春日市原町3-1-5		092-584-1111
				092-584-1143
青森県 青森市	総務部 危機管理課	青森市中央1丁目22-5		017-734-5059
				017-734-5061

5 県内の市町村に対する応援要請等

災害救助法の適用が決定した場合は、県と愛知県市長会及び愛知県町村会で締結した「被災市町村広域応援の実施に関する協定（愛知県）」に基づき、県及び県内市町村が連携した応援が実施される。

6 他の地方自治体等

その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局総務班が窓口となり、関係する各部と調整をとり、受入体制を整える。

7 郵便局に対する協力要請

市は、春日井郵便局を始め市内の郵便局と「災害発生時における協力に関する協定」を締結しており、災害の規模等必要に応じ、次の事項について協力要請を行う。

- (1) 郵便局の施設・用地の避難場所や物資集積場所としての提供
- (2) 対策本部あての救援物資等の保管等
- (3) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達車両は除く。）
- (4) 避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (5) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (6) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

- (7) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- (8) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取
集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項
- (9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

8 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となったときは、市、県を始めとする防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ

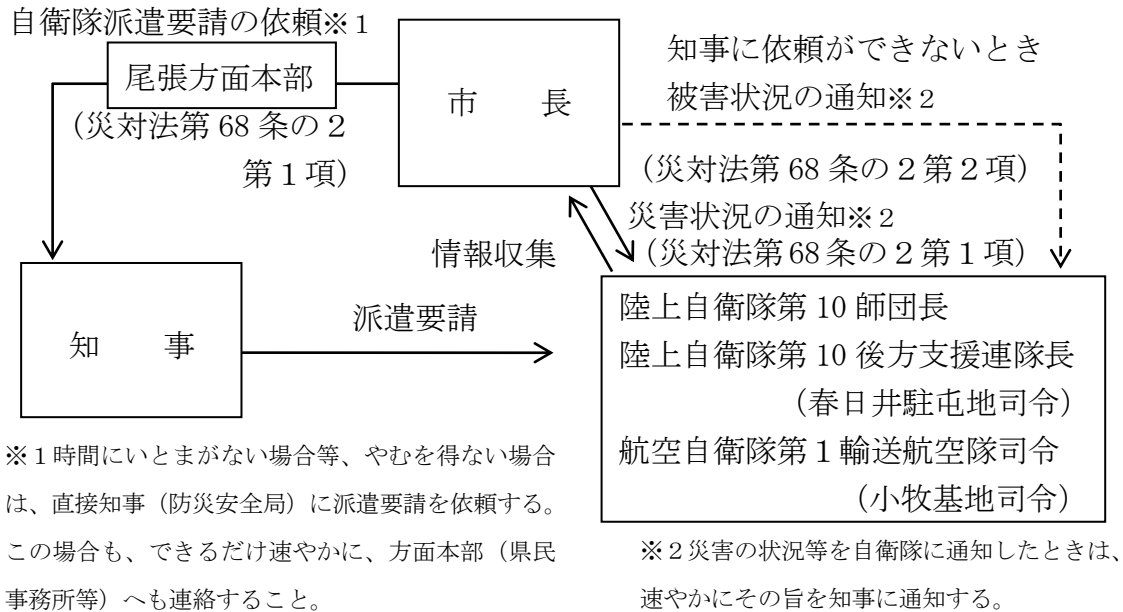
【本部事務局部】

市長は、自衛隊の派遣が必要と認められるときは、知事に対して災対法に基づく災害派遣要請を依頼する。なお、緊急避難、人命救助等で事態が急を要しており、知事に対して派遣要請を依頼することができないときは、自衛隊に対し通知し、事後速やかに所定の手続をとる。

この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

また、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊災害派遣要請系統図



1 派遣要請の手続

(1) 要請時の必要事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

資料 「様式・資料集」災害派遣要請依頼書（第31号様式）

(2) 連絡先

連絡先	連絡窓口	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第10師団司令部	防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4237	当直室 加入電話 (052)791-2191 内線 4301
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科 加入電話 (052)791-2191 内線 4831	当直室 加入電話 (052)791-2191 内線 4509
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 234	当直室 加入電話 81-7183 内線 302
航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568)76-2191	基地当直 加入電話 (0568)76-2191

	内線 4038	内線 4017
--	---------	---------

2 救援活動内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては要請によって所要の措置をとる。

3 派遣部隊の受入れ

市長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- (1) 派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

- (3) 部隊が到着したときは、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れるときは、ヘリポート等の準備を行う。

**様式・資料集 第2 資料 4車両の保有状況及びヘリポート可能箇所
ヘリポート可能箇所**

4 撤収要請

市長は、救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対し、撤収要請を依頼する。

様式・資料集 第1 様式 災害派遣撤収要請依頼書（第32号様式）

第4節 ボランティアとの連携

【ボランティア部】

風水害等で市の地域に大規模な災害が発生した場合、通常の行政の能力を超える大量で広範な救援要請が求められる。こうした要請に対し、柔軟に対応できるボランティアと連携を図り、被災者の支援活動を円滑に実施する。

1 災害救援ボランティアセンターの設置

- (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンターを設置する。また、市は共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会に委託する。
- (2) ボランティア活動を行うため、避難所等に必要なスペース、机、椅子及び電話等資器材を確保する。
- (3) ボランティア部に設置された職員は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 ボランティアコーディネーター

- (1) ボランティアコーディネーターは、ボランティア部及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ（受付、需給調整など）や、ボ

ランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

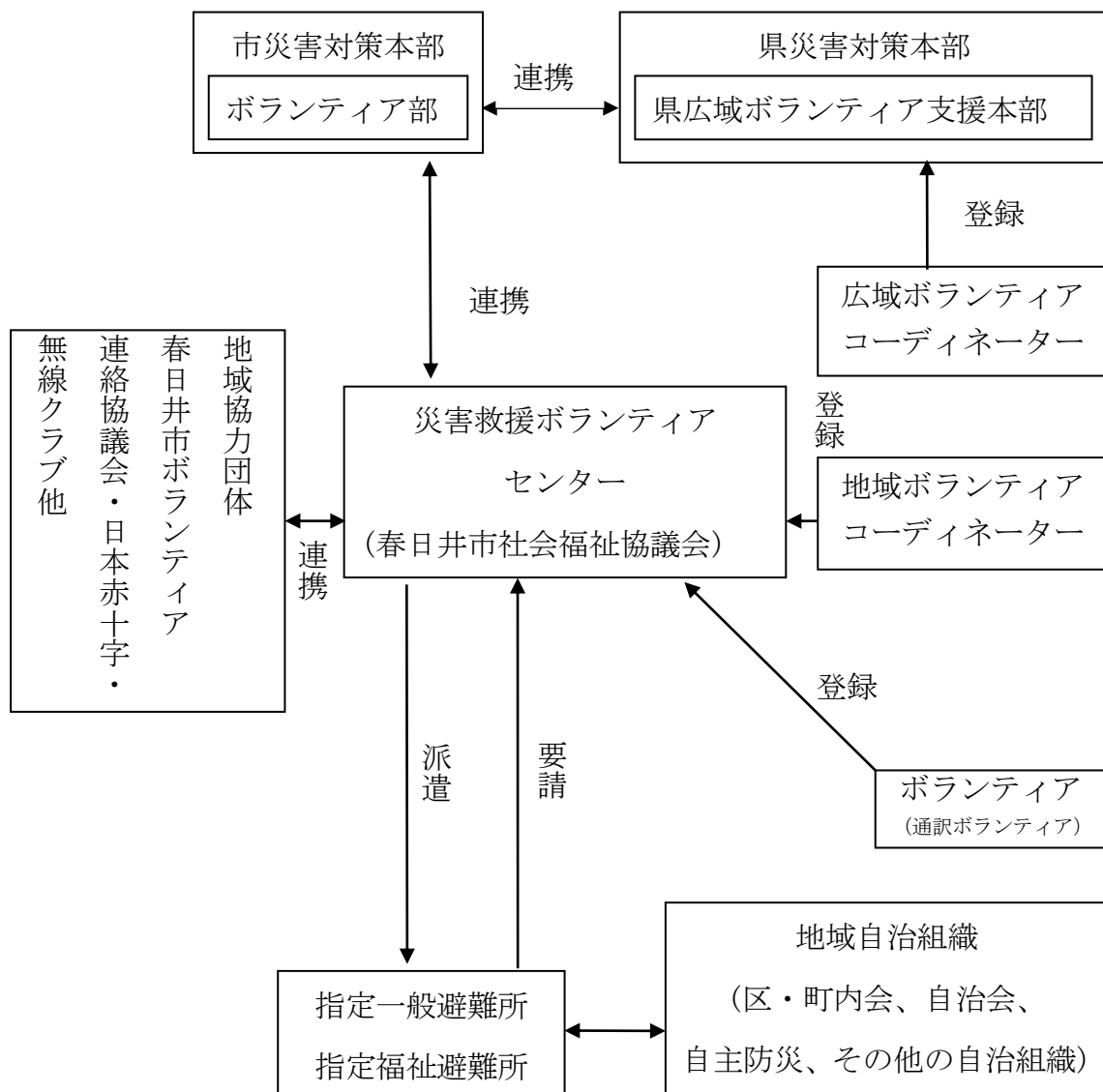
(2) ボランティアコーディネーターは、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。

(3) ボランティア団体等との連携

市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

ボランティア受入れの流れ



第2章 情報の収集及び伝達

第1節 通信連絡体制 【本部事務局部、関係機関】

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。

災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等を迅速かつ的確に行うため、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

1 通信の確保

- (1) 本部事務局部は、有線及び無線を通じた通信連絡設備を調査し、通信可能な設備を確保する。
- (2) 本部事務局部は、県及び防災機関等関係施設との通信を確保する。

2 通信の統制

- (1) 移動局無線（携帯用及び車載用）及び衛星携帯電話は、本部事務局部の管理下に置く。ただし、技術部において水防活動で現に使用中のものは除く。
- (2) 携帯電話は、本部事務局部に集結し、管理する。

3 通信の運用

- (1) 移動局無線は、本部事務局部が必要に応じて各部に配備する。
- (2) 携帯電話は、本部事務局部が必要に応じて各部に配備する。
- (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。

機 関 名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所
-------	---

- (4) 県防災情報システムの使用

被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、

県防災情報システムの効果的な使用を行う。

4 非常通信

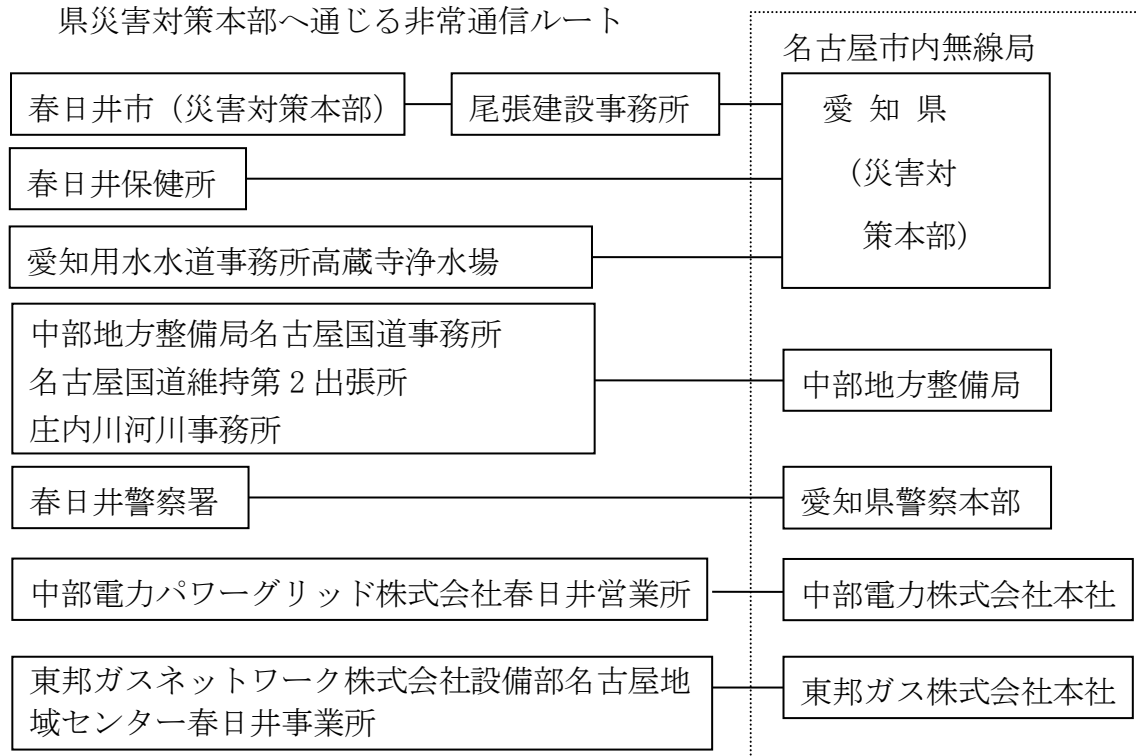
無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。なお、市から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り電報形式又は文書形式によるものとする。

県災害対策本部へ通じる非常通信ルート



(2) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要のあるときは、放送事業者に災害に関する通知、伝達、報告及び予警報の放送を、知事を通じ依頼することができる。

第2節 気象情報等の収集及び伝達

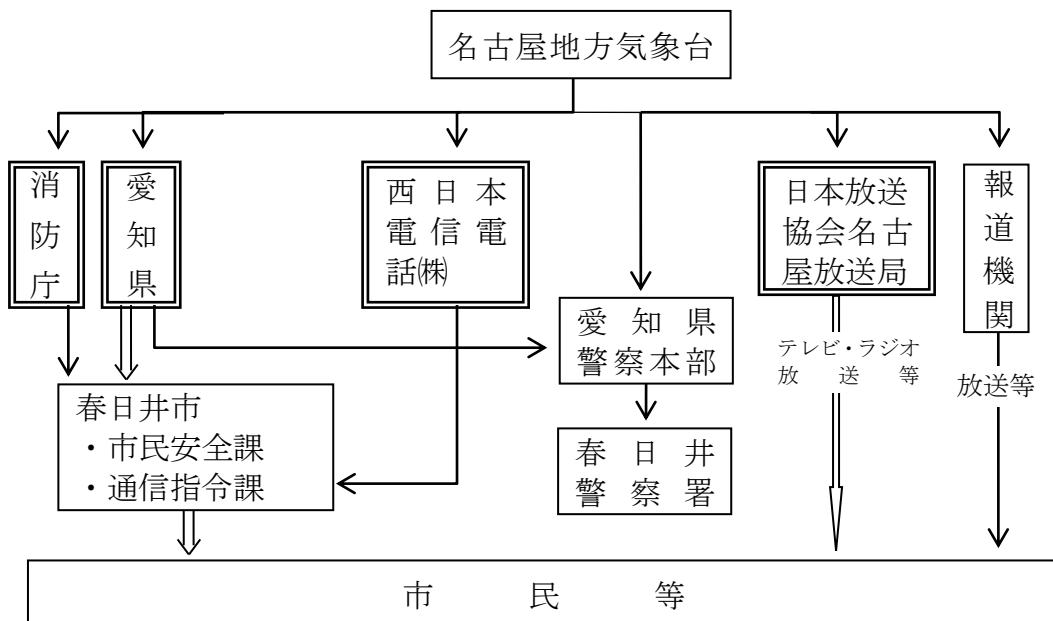
【本部事務局、消防公安部、関係機関】

災害の規模や時間経過に対応した気象情報、災害情報の収集及び伝達に努める。
なお、勤務時間外における初期の気象情報の収集活動は、通信指令課が担当する。

1 気象情報

(1) 情報伝達系統

気象、水象に関する特別警報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準

名古屋地方気象台が異常気象等によって災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものをいう。

ア 特別警報

種類	発表基準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報 (警戒レベル5 相当情報)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ 警 報

種 類	発 表 基 準																											
暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s を超えると予想される場合																											
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s を超えると予想される場合 (降雪を伴う。)																											
大 雨 警 報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">(浸水害)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">表面雨量指数 22</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">(土砂災害)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">土壌雨量指数が 148</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> </table> を越えると予想されるとき	{	(浸水害)	}	{	表面雨量指数 22	}	{	(土砂災害)	}	{	土壌雨量指数が 148	}															
{	(浸水害)	}																										
{	表面雨量指数 22	}																										
{	(土砂災害)	}																										
{	土壌雨量指数が 148	}																										
洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">流域雨量指数が</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">内津川流域で 16.8</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">八田川流域で 12.4</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">地蔵川流域で 9.8</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">複合基準※1が</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">内津川流域で (9、16.5)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">八田川流域で (9、11.1)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">地蔵川流域で (21、6.6)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">庄内川流域で (9、45.4)</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> </table> を越えると予想されるとき 庄内川に指定河川洪水予報（氾濫警戒情報等）が発表される場合	{	流域雨量指数が	}	{	内津川流域で 16.8	}	{	八田川流域で 12.4	}	{	地蔵川流域で 9.8	}	{	複合基準※1が	}	{	内津川流域で (9、16.5)	}	{	八田川流域で (9、11.1)	}	{	地蔵川流域で (21、6.6)	}	{	庄内川流域で (9、45.4)	}
{	流域雨量指数が	}																										
{	内津川流域で 16.8	}																										
{	八田川流域で 12.4	}																										
{	地蔵川流域で 9.8	}																										
{	複合基準※1が	}																										
{	内津川流域で (9、16.5)	}																										
{	八田川流域で (9、11.1)	}																										
{	地蔵川流域で (21、6.6)	}																										
{	庄内川流域で (9、45.4)	}																										

種 類	発 表 基 準
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが10cmを超えると予想される場合

ウ 注意報

種 類	発 表 基 準												
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が13m/sを超えると予想される場合												
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が13m/sを超えると予想される場合												
大雨注意報 (警戒レベル2)	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">表面雨量指数12</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">土壌雨量指数が100</td> </tr> </table> を超えると予想される場合	表面雨量指数12	}	土壌雨量指数が100									
表面雨量指数12	}												
土壌雨量指数が100													
洪水注意報 (警戒レベル2)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">流域雨量指数が</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">内津川流域で 13.4</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">八田川流域で 9.9</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">地蔵川流域で 7.8</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">複合基準※1が</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">内津川流域で (6、11.2)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">八田川流域で (6、9.2)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">地蔵川流域で (6、5.9)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">庄内川流域で (8、30.2)</td> </tr> </table> を超えると予想される場合 庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合	流域雨量指数が	}	内津川流域で 13.4	八田川流域で 9.9	地蔵川流域で 7.8	}	複合基準※1が	内津川流域で (6、11.2)	八田川流域で (6、9.2)	地蔵川流域で (6、5.9)	}	庄内川流域で (8、30.2)
流域雨量指数が	}												
内津川流域で 13.4													
八田川流域で 9.9													
地蔵川流域で 7.8	}												
複合基準※1が													
内津川流域で (6、11.2)													
八田川流域で (6、9.2)													
地蔵川流域で (6、5.9)	}												
庄内川流域で (8、30.2)													
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。												

種 類	発 表 基 準
	12 時間の降雪の深さが 5 cm を超えると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により交通機関に著しい障害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合
霜注意報	晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温 3℃ 以下
低温注意報	低温（概ね冬期最低気温が -4℃ 以下）によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合
着氷・着雪注意報	著しい着氷（着雪）が予想される場合

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

エ 情 報

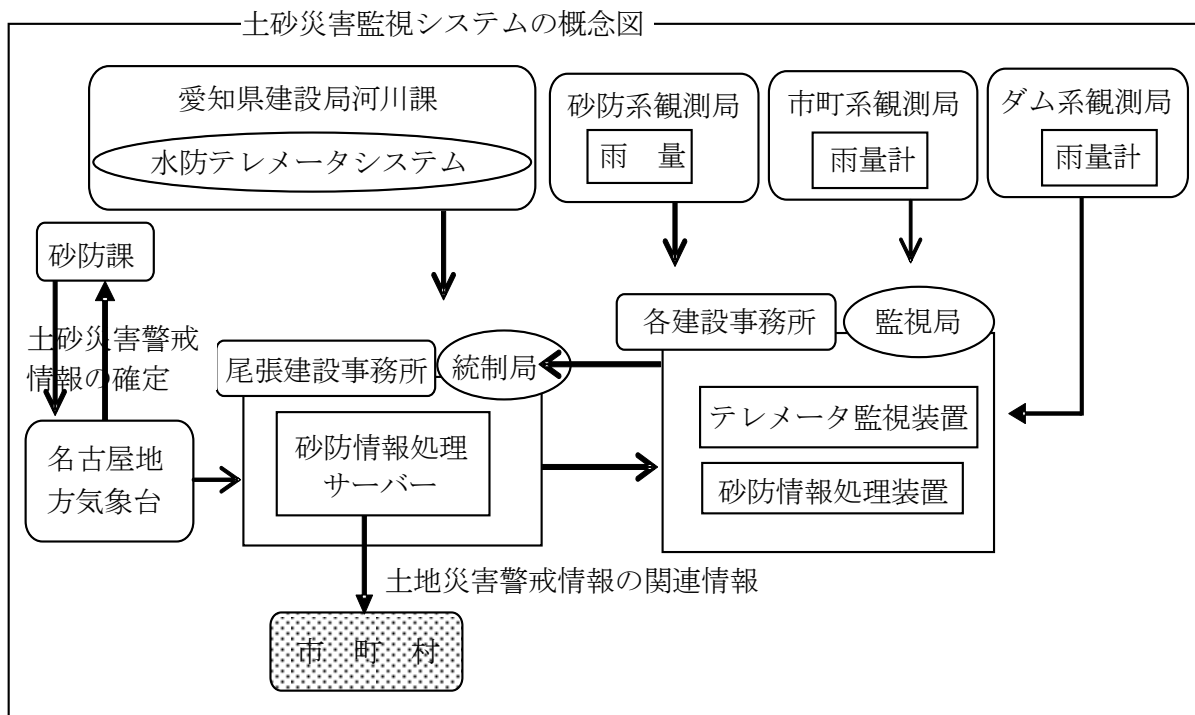
情 報	<p>1 異常気象等について、その状況を具体的に通報するもので、警報や注意報の発表前又は発表中に刻々変わる異常気象等の現況や予想について説明を要する場合</p> <p>2 1 時間に 100 mm 以上の猛烈な雨が観測された場合（記録的短時間大雨情報）</p> <p>3 解析雨量（5 km メッシュ）において前 3 時間積算降水量が 100mm 以上の分布域の面積が 500 km² 以上の場合（顕著な大雨に関する気象情報）</p>
-----	--

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県などの防災機関と調整して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

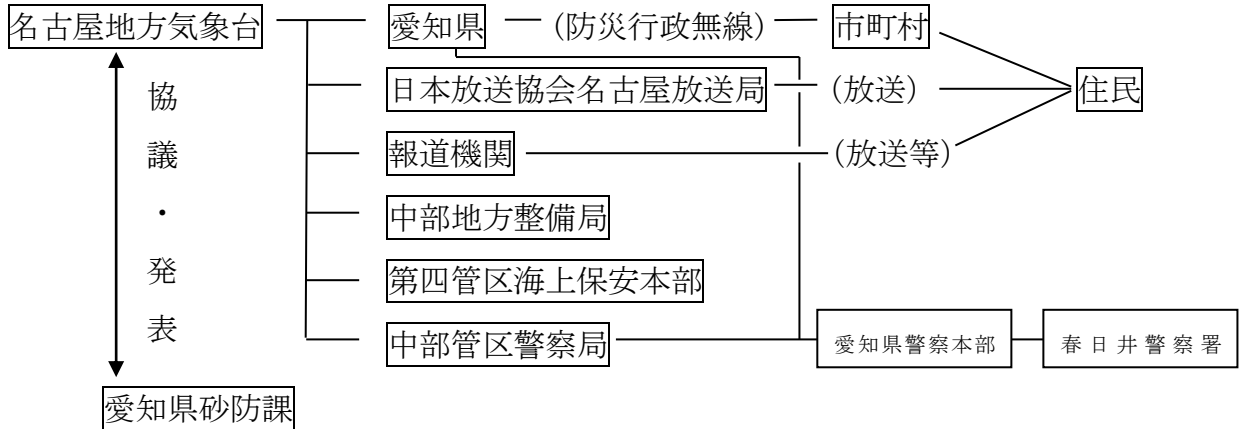
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。

オ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。



土砂災害警戒情報の伝達系統



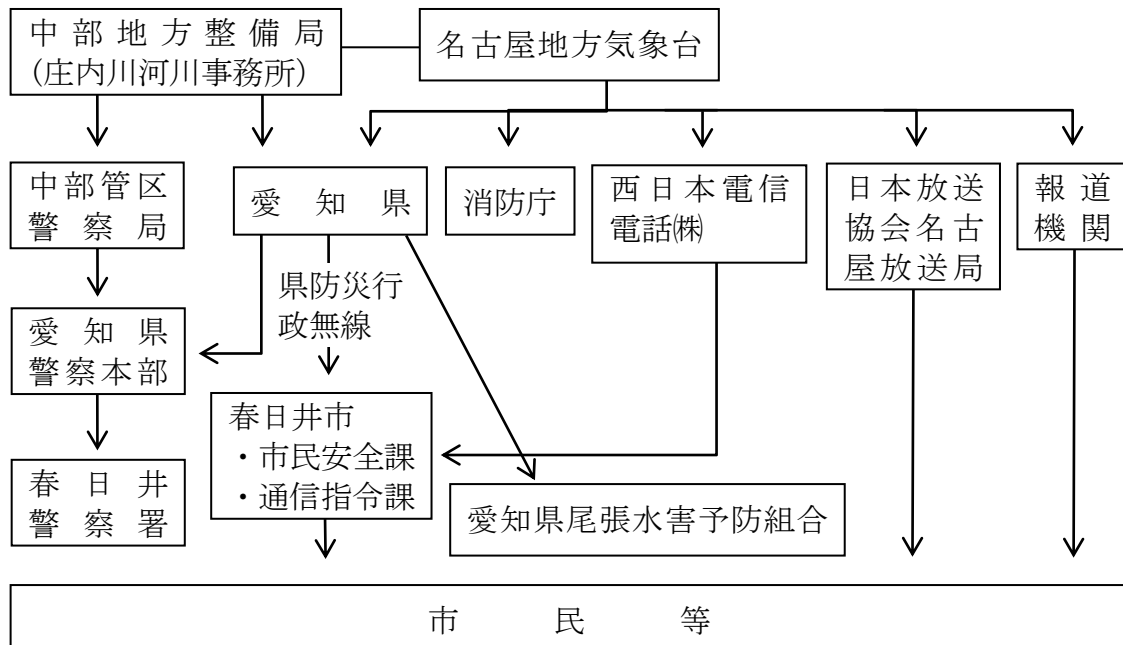
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

2 水防情報

(1) 水防情報伝達系統

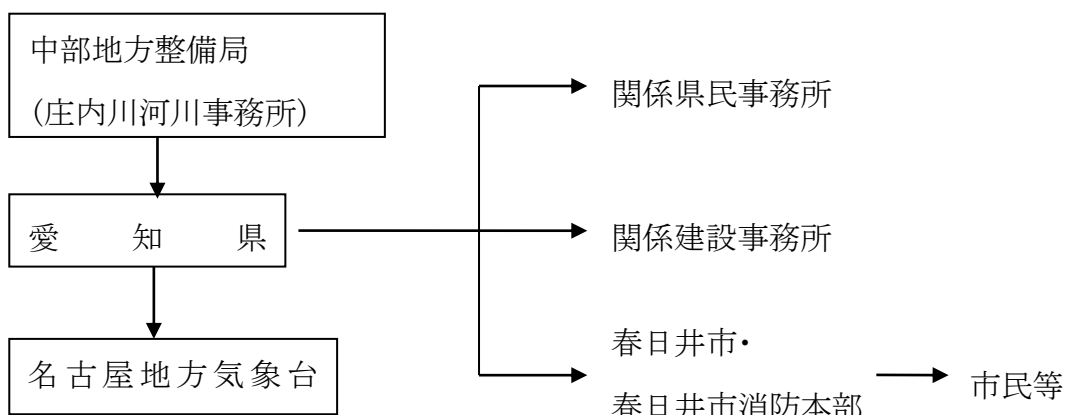
水防に関する予警報の伝達系統は、次のとおりである。

ア 庄内川洪水予報



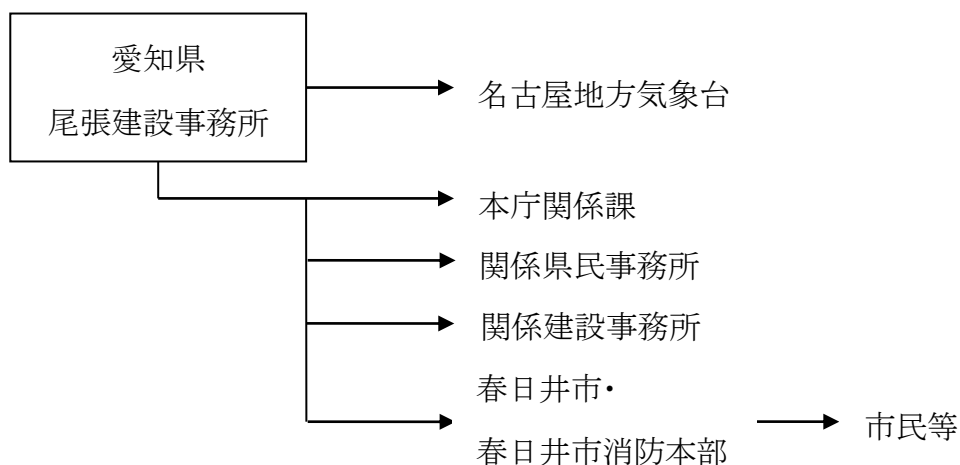
イ 国土交通大臣が発表する水防警報

・庄内川・矢田川水防警報



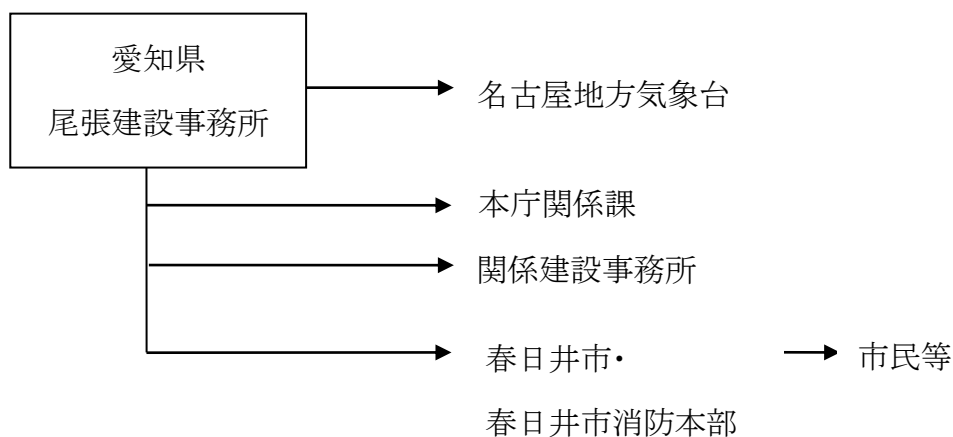
ウ 知事の発表する水防警報

・天白川・八田川水防警報



エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報[洪水]）、
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報[洪水]）、
氾濫発生（警戒レベル5相当情報[洪水]））

・内津川・八田川



- ・八田川避難判断水位 5.20m

避難判断水位とは、「氾濫注意水位を超える水位であって、住民が避難を開始すべき水位」

- ・警戒水位に達した旨の伝達方法

主として高齢者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、電話連絡や広報車による伝達のほか、広範囲にわたる場合は必要に応じてテレビ放送及びラジオ放送等に協力を依頼するとともに、口頭による伝達を併用する。

- ・伝達方法の周知方法

広報誌、Webサイト等により市民への周知に努める。

(2) 水防予警報の発表基準等

ア 庄内川洪水予報

中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表するものをいう。

種 類		発 表 基 準
洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(水位危険度レベル2)に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。
	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。
洪水警報	氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報[洪水])	一定時間後に氾濫危険水位(水位危険度レベル4)に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位(水位危険度レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
	氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報[洪水])	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 氾濫危険水位(水位危険度レベル4)に到達したときに発表する。
	氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報[洪水])	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生(水位危険度レベル5)したときに発表する。

(注) 1 基準地点及び基準は以下のイ(ア)水位観測所及び発報基準のとおり。

2 気象台が単独で発表する注意報、警報とは別に取り扱う。

3 発表番号は洪水ごとに一連番号とし、解除を最終番号とする。

イ 水防警報

国土交通大臣が指定した庄内川、知事が指定した八田川において、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するか若しくは、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるとき、又は洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事が水防を必要とする旨の警報を発するものをいう。

(ア) 水位観測所及び発表基準

河川名	観測所	通報水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位
庄内川	志段味(守山区中志段味)	3.40m	4.60m	5.20m	7.50m
八田川	味美(春日井市味美町)	3.90m	4.50m	4.70m	5.55m

(イ) 水防警報の段階及び内容

段階	内容
準備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの
出動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

3 火災情報

(1) 火災情報伝達系統

火災情報に関する伝達系統は、次のとおりである。

ア 火災気象通報

名古屋地方気象台 → 愛知県 → 春日井市 → 市民等

イ 火災警報

春日井市 → 市民等

(2) 火災情報の実施基準

ア 火災気象通報

名古屋地方気象台が次の実施基準により通報するものをいう。

(ア) 実効湿度が 60%以下になり、かつ、最小湿度が 35%以下になる見込みのとき。

(イ) 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下になり、かつ、最大風速

が10m/s以上になる見込みのとき。

(ウ) 最大風速12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報

市消防長が火災予防のための気象通報を受けた場合において、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときに発表するものをいう。

4 林野火災対策

大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防救助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。

5 その他の情報

(1) その他の気象情報

名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令課が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。

(2) 異常現象の発見及び通報

災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受けた警察署は直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講じるとともに県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

ア 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、市長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ アについて通報を受けた警察官、海上保安官は直ちに市長に通報する。

ウ 上記のア、イによって異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。

6 市民への伝達方法

(1) 情報を入手した場合は、関係機関へ電話、ファクシミリ等で連絡するとともに、市民に対しては必要に応じ広報車等により伝達する。

(2) 土砂崩れ等の危険がある地域で一定の雨量が観測されたときは、広報車等

によって避難指示等を行う。

第3節 被害情報の収集及び伝達

【各部、関係機関】

市長は、人的被害の状況（安否不明者・行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

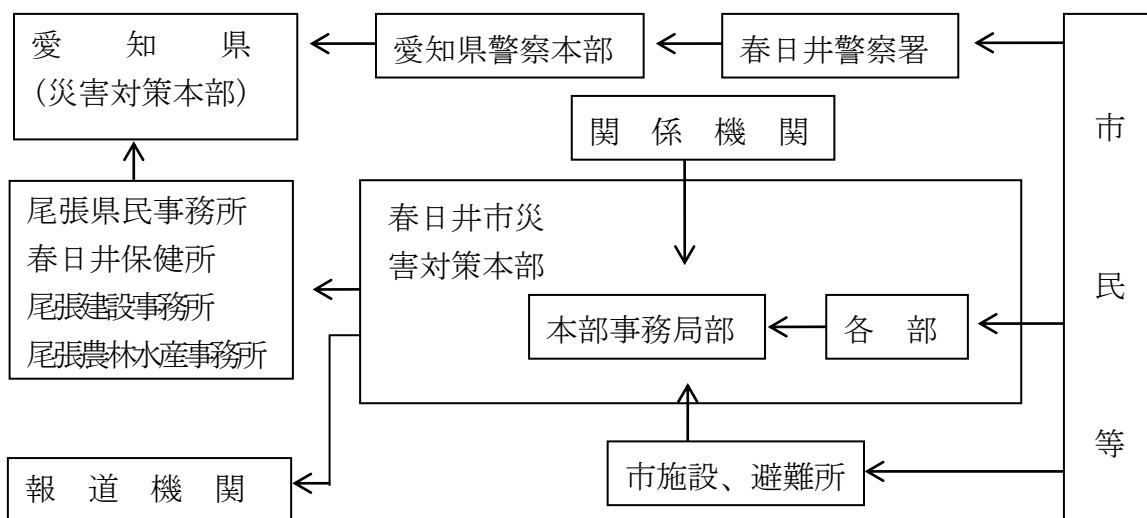
報告にあたり、市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 連絡系統

ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報（画像情報を含む）を本部事務局部へ伝達する。

イ 被害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



ウ 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次県へ連絡するものとする。

また、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(2) 情報収集方法

ア 被害概況

災害発生直後の被害規模を早期に把握するため、次の方法により速やかに被害概況調査を行う。

- (ア) 技術部は、調査班を編成して外観目視による被害概況調査を実施し、全体の被害を推測する。
- (イ) 道路等の被害については、対策本部、施設等へ参集する職員が、幹線道路等を参集時に調査し、被害を把握する。
- (ウ) 人的被害については、倒壊家屋の数によって推測する。
- (エ) 区・町内会長に対し、電話により区・町内会被害状況調査票（第 35 号様式）を使用して被害状況を把握する。

イ 人的被害

市は、警察署や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に努め、被災状況図を作成する。

なお、人的被害の把握に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第 15 号様式）を使用し、被災者台帳を作成し保存する。

- (ア) 参集した職員からの報告
- (イ) 警察からの報告
- (ウ) 消防公安部の緊急救助状況
- (エ) 市民からの情報
- (オ) 避難部からの避難者状況
- (カ) 病院、救護福祉部からの負傷者救護状況
- (キ) 市民窓口部窓口班からの死亡者収容状況

ウ 建物被害

市は、建物被害の把握に努め、被災状況図を作成する。

- (ア) 技術部が行う全棟被害調査結果
- (イ) 市民及び関係機関からの被害情報

エ 公共施設被害

- (ア) 市の施設については、それぞれ施設長が被害状況調査を実施し、対策本部に報告する。

- (イ) 市は、関係機関と連絡をとり、道路、河川その他の公共施設に関する被害状況及び復旧状況を可能な限り早期に収集する。

オ ライフライン等

市は、関係機関と連絡をとり、電気、ガスその他のライフライン施設、公共交通施設等の被害状況及び詳細な復旧状況を市民に提供できるように可能な限り早期に収集する。

(3) 情報収集・伝達項目

収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	
災害発生状況	災害通報	第14号様式によること。	
人的被害	死亡者（遺体安置所）	第9号様式によること。	
	安否不明者・行方不明者		
	負傷者		重傷者（収容先）
			軽傷者（収容先）
建物被害	全壊	第10号様式によること。	
	大規模半壊		
	中規模半壊		
	半壊		
	準半壊		
	準半壊に至らない （一部損壊）		
	床上浸水		
	床下浸水		
避難状況、救護所開設状況		第6号様式によること	
公共施設	建物・設備被害状況、道路、河川、貯水池・ため池、砂防等	第11号様式によること。	
ライフライン等	電信・電話、電力、ガス、水道、公共交通機関等		

2 建物の被災調査

(1) 実地調査

情報管理部収集整理班は調査班を編成し、被災地域において被害調査を実施する。

なお、実地調査に当たっては、被害状況調査票（第15号の2様式）を使用し、被災者台帳を作成し保存する。

(2) 被災宅地の応急危険度判定

市は、県及び関係機関と協力して被災宅地の応急危険度判定を行い、必要

に応じて宅地の保全の指導を実施する。

3 県への報告

本部事務局は、市の所管する事項について、次のとおり被害状況等を速やかに報告する。

(1) 報告の方法

ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、衛星携帯電話の利用や、各防災関係機関が所有する専用電話の利用及び警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

ウ すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。

エ 県に連絡が取れない場合は、消防庁へ直接報告するものとする。

(2) 報告の対象となる被害、内容等

ア 報告は、次の事項について被害の発生及びその経過に応じて逐次行い、災害に対する応急措置が完了後、15日以内に確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式1、2によること。
人、住家被害等	人的被害	県様式3によること。
	避難状況、救護所開設状況	県様式4によること。
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等、砂防被害	県様式5によること。 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
公共土木施設被害		

イ 被害認定の基準は、様式・資料集 第2 資料 6 県関係要領等 被害認定基準によるものとする。

ウ 報告要領は、次のとおりとする。

区 分	報 告 を 要 す る 場 合	報 告 先
人、住家被害等	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。 	県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災安全局とする。
河 川 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 	尾張建設事務所
貯水池・ため池等被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に該当する程度の災害が発生したとき。 	尾張農林水産事務所
砂防施設被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 重大な被害(えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき。)が発生したとき及び応急復旧したとき。 2 土石流等の土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。 3 斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。 4 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。 	尾張建設事務所
道路施設被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 事前通行規制区間外及び事後通行規制を生じたとき。 4 重大な災害等が発生したとき。 5 事前通行規制を生じたとき。 6 応急復旧したとき。 7 通行規制を解除したとき。 	尾張建設事務所
水道施設被害	県災害対策本部が設置されたとき。	春日井保健所
公共土木施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に該当する災害が発生したとき。	尾張建設事務所

関連 第4編第1章第1節 1 罹災証明書の交付等

様式・資料集 第1 様式 災害報告

(第5、6、9、10、11、14号様式)

被害調査用紙(被災者台帳)

(第15号、15号の2様式)

第2 資料 6 県関係要領等

被害認定基準

4 火災・災害即報等要領に基づく報告

- (1) 市は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。
- (2) 第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第県にも報告を行う。
- (3) 一定規模以上の災害(即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。
- (4) 消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。
- (5) 災害応急対策完了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

5 重要な災害情報の収集及び伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

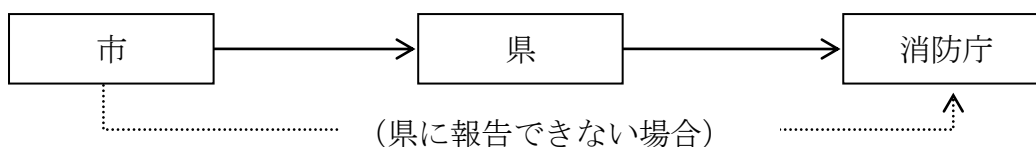
関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国(内閣総理大臣)に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害である

と認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）



愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備			
配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策室 (三の丸庁舎地下2階)					
勤務時間内	NTT	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211			
		防 災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428		
			直通	052-961-1474		直通	052-973-4595		
		消 防	内線	2434、2438					
			直通	052-961-1464					
		保 安	内線	2433、2435					
	直通		052-961-1519						
	NTTFAX	052-951-9106			直通			052-973-4596(電話兼用)	
	防災行政無線	防災	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437		総括班			無線発信番号-602-2901	
			消防	無線発信番号-602-2434、2438		総務班	無線発信番号-602-1101		
保安		無線発信番号-602-2433、2435		情報班	無線発信番号-602-1102、1105、1106、2428				
					支援班	無線発信番号-602-1107、2211、2296			
	緊急物資チーム	無線発信番号-602-2271、2313、							
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152			無線発信番号-602-1150					
勤務時間外	NTT	庁舎代表	052-961-7211		上記勤務時間内の欄に同じ				
		直通	052-961-1474						
	NTTFAX	052-951-9106 ※別室設置のため送信時は要連絡							
防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437								

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152				
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp				
	ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」				

※尾張方面本部は、第2非常配備（準備強化体制）でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。

※尾張方面本部（尾張県民事務所）と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡する。

※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿日直室内に開設される場合がある。

愛知県災害対策本部への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302～5304(総括部総括班) 内線 5306～5307(総括部渉外班) 内線 5314～5316(総括部復旧班) 内線 5308～5310(広報部広報班) 内線 5311～5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317～5319(情報部方面班) 内線 5339, 5340(情報部調査班) 内線 5323, 5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5324(運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災)			600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1376(総括部復旧班)		

		600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1364(広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(県警連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)
	防災行政無線 FAX	600-1510	600-1514
勤務時間外	NTT	052-954-6844(宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTTFAX	052-954-6995(宿日直室)	同上
	防災行政無線	600-5250, 5251, 5252, 5253 (宿日直室)	同上
	防災行政無線 FAX	600-4695(宿日直室)	同上
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		
	sginfo@pref.aichi.lg.jp		
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)		

消防庁への連絡先

通常時（平日(祝日、年末・年始除く)9:00～17:00)（消防庁防災課応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信 ネットワーク
03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	9#-92-90-43xxx 92-9049033(FAX)	9-048-500-90-43xxx (下3桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033(FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信 ネットワーク
03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	92-90-49102 92-90-49036(FAX)	9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036(FAX)

(3) 安否情報

市、県は被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県の定める公表方針に基づき、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

6 被災者台帳の活用

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。

7 災害記録の資料収集

防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料その他各種災害に関する資料を収集し、保存整理する。また、これらを分析して今後の防災計画に反映させる。

第4節 市民への広報及び相談窓口

【情報管理部、関係機関】

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報活動は極めて重要である。被害状況、応急対策の実施状況等について、関係機関と連携した広報活動を行うとともに、各種相談窓口を開設し、市民からの相談に対応する。

1 災害情報の広報

市は、関係機関と協議の上、次の災害情報を提供する。

- (1) 風水害、土砂災害等の情報に関すること。
- (2) 被害の概況に関すること。
- (3) 火災の状況に関すること。
- (4) 避難情報に関すること。
- (5) 避難所の開設に関すること。
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）。

2 支援情報の広報

市は、関係機関と密接な連絡をとり、次の支援情報を提供する。

- (1) 避難所に関すること。
- (2) 救護所の開設に関すること。

- (3) 救援物資の配布に関する事。
- (4) 給水及び給食に関する事。
- (5) その他市民生活に必要な事（安否情報を含む。）。

3 ライフライン復旧情報等の広報

市は、関係機関と密接な連携を図り、次のライフライン復旧情報等を共同して提供する。

- (1) 交通機関、道路の状況及び復旧に関する事。
- (2) 電気、ガス、水道、下水道等の復旧に関する事。
- (3) 電話の利用、復旧に関する事。
- (4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関する事。

4 広報の手段

(1) 広報車

市の広報車を使用するほか、必要に応じて警察署その他の防災関係機関の協力を得る。

(2) マスメディア

市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。

特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

ア 災害情報の報道要請

災害情報の報道は、情報管理部広報伝達班でとりまとめ、本部事務局部へ報告するとともに、報道機関へ要請する。

イ 災害情報の提供

情報管理部広報伝達班は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。

提供情報の主な項目は、次のとおりとする。

- (ア) 気象に関する情報
- (イ) 河川の水位の情報
- (ウ) 災害発生の日時及び場所
- (エ) 被害状況
- (オ) 応急対策の状況

- (カ) 市民に対する避難情報の状況
- (キ) 市民に対する協力及び注意事項
- (ク) 支援施策の実施状況

様式・資料集 第1 様式 報道機関発表用資料（第36号様式）

(3) 多様な情報手段の活用

臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、ファクシミリ、インターネット等のメディアを活用しつつ、関係機関及びボランティアの協力を得て実施する。

6 各種相談窓口の開設

市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて総合相談窓口を開設する。

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他の機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
- (5) 要配慮者（障がい者、高齢者、外国人等）相談

第3章 消防・救助活動

第1節 消防活動

【消防公安部、関係機関】

風水害等の災害時における消防・救助活動の目的は、消火・救出・救命及び避難路の確保にあることから、各参集段階における限られた消防職員及び団員により、一定の優先順位に基づいた消防部隊を編成して、効果的な活動を展開することを活動の基本指針とする。また、市民の生命及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速に活動体制を確保し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。

1 災害配備態勢の確立

(1) 災害配備態勢

災害が発生したときは、非常招集を発令し、直ちに配備態勢を確保し、活動を開始する。

非常災害時の招集

非常招集	態勢
第1号招集	在宅職員の3分の1
第2号招集	在宅職員の3分の2
第3号招集	在宅職員全部

(2) 消防職員の覚知義務及び自主的参集

消防職員は、非常招集を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に非常招集に応じられる態勢を整えるため、ラジオ、テレビ、天気予報及び電話によって、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。災害発生時には、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無、その他必要事項を確かめるとともに、発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自主的に参集しなければならない。

(3) 消防団員の自主的参集

消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握するとともに、招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自主的に参集しなければならない。

2 異常時の消防活動

(1) 災害発生時の活動

風水害や事故等によって発生する火災及び救出・救助事象に対応するため、積極的に災害情報収集を行い、有線・無線通信施設を効果的に活用するとともに、火災発生件数及び災害規模及び態様に応じ、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を実施する。

(2) 消防巡視

消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれがあるときは、通信指令課からの一斉指令により、水防危険箇所及び危険区域の巡視を行う。

ア 巡視の基準

- (ア) 春日井市に大雨・洪水予警報が発表され降り始めからの雨量が 30 mm に達したとき。
- (イ) 春日井市に大雨・洪水予警報が発表されていない場合で、降り始めからの雨量が 50 mm に達したとき。
- (ウ) 1 時間あたりの雨量が 30mm に達したとき。
- (エ) 消防巡視は、前回の巡視出向時の雨量を起点に 30mm 増すごと。
- (オ) その他災害の発生のおそれがあるとき。

- (注) 1 雨量は、消防本部、消防署及び5の消防出張所のいずれか1箇所で上記雨量を観測したときとする。
- 2 消防巡視中に1時間あたりの雨量が 30mm を超えた場合は、引き続き再度水防危険箇所を巡視する。

イ 結果の報告

巡視の結果は、通信指令課で取りまとめ、警戒本部又は対策本部に報告する。

3 危険物施設等応急対策

石油類、化学薬品、高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質による災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、災害の拡大を防止するため適切な防災活動を実施する。

(1) 消防公安部及び関係機関

- ア 災害発生について、直ちに県へ報告する。
- イ 施設の管理責任者等と密接に連絡をとるとともに、警察等関係機関とも十分連携し、応急対策を実施する。

ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。

エ 必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 施設の管理責任者

ア 災害発生源の除去、拡散防止等の初期防除を実施し、関係機関に対して直ちに連絡する。

イ 危険区域への立入禁止措置を行い、二次災害の防止を図る。

ウ 緊急措置を実施することができないとき又は必要があると認めたときは、従業員及び周辺住民に避難するよう警告する。

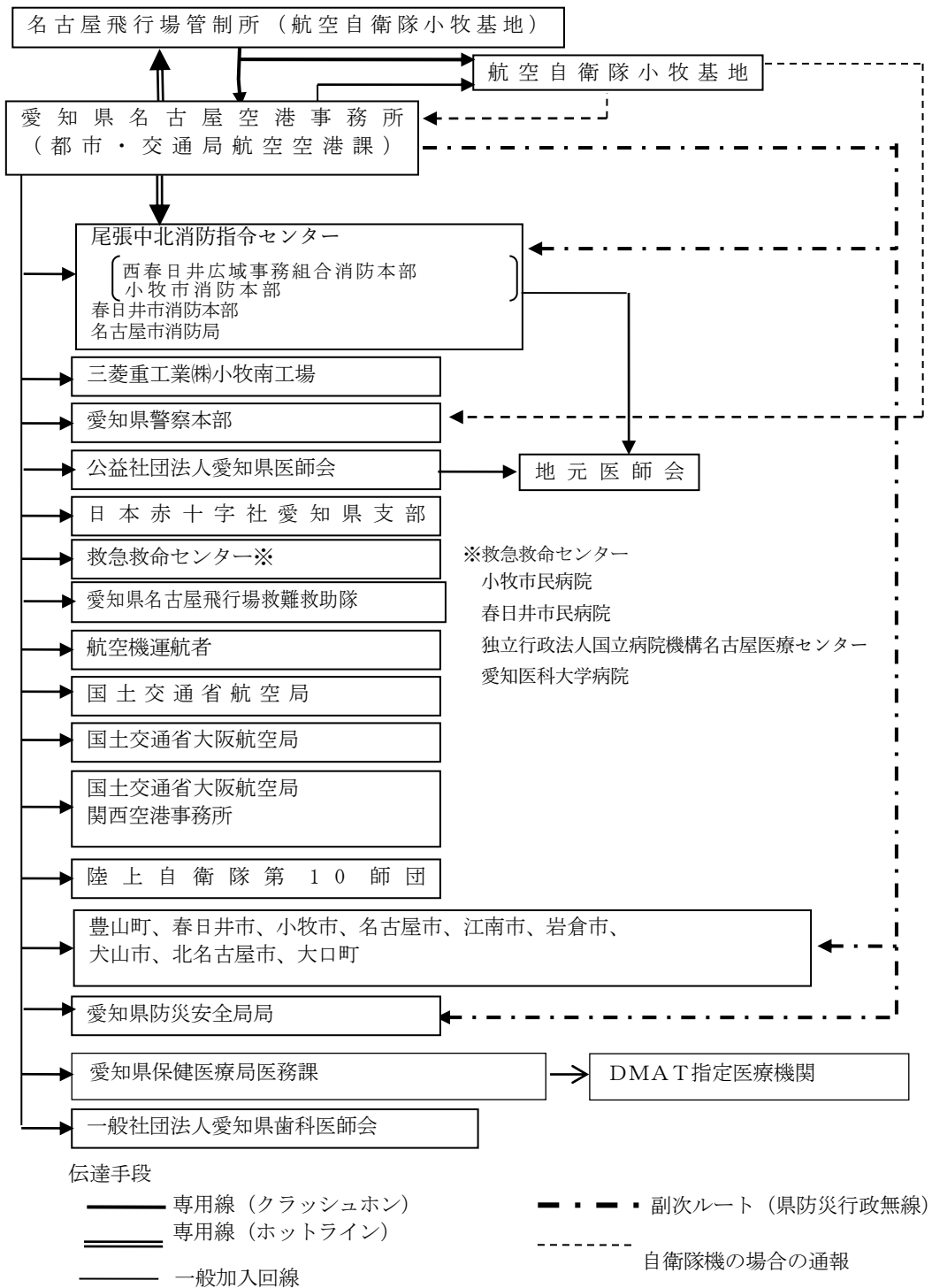
エ 消防隊の到着に際しては、誘導及び災害の状況報告など消防活動に協力する。

4 航空機事故による災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、早期に初動体制を確立し、関係機関との緊密な協力のもとに応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

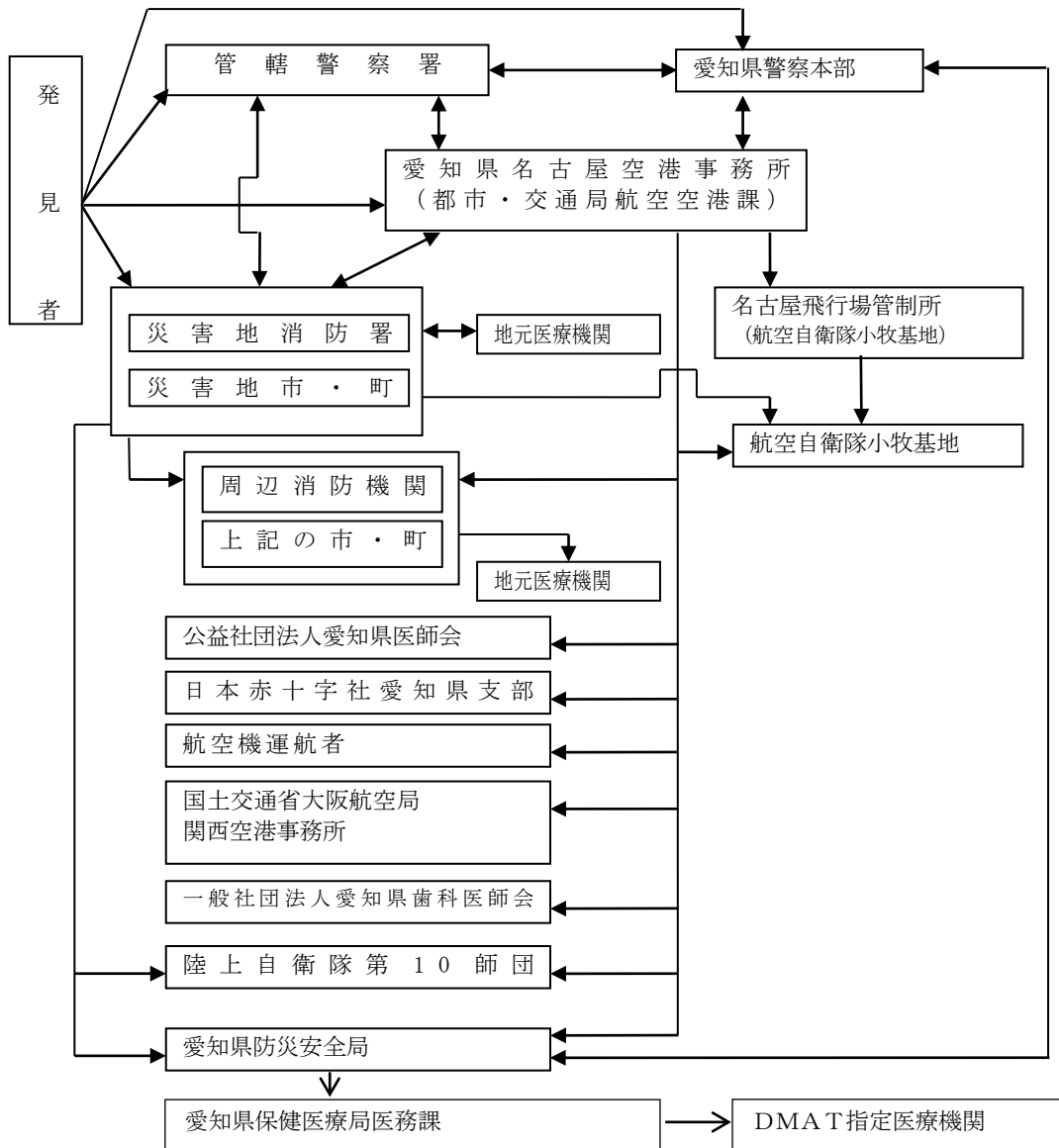
(1) 情報の伝達系統

ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）

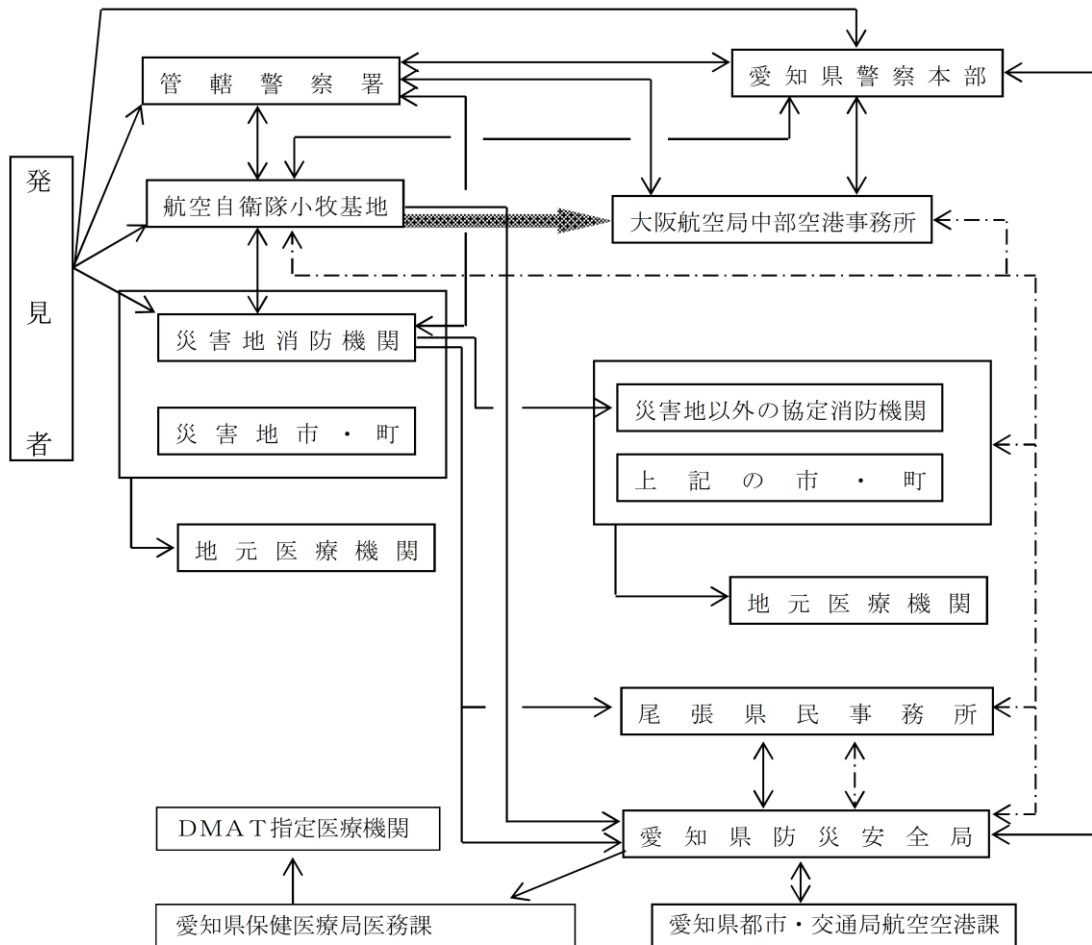


イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分）

(ア) 民間航空機の場合



(イ) 自衛隊機の場合



*伝達手段

➡ 専用線 (クラッシュホーン)

→ 一般加入電話

<副次ルート>

→ 県防災行政無線 (同時一斉 FAX 使用可)

- (注) 1 空港外周辺区域とは、愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定に基づく第2種区域をいう。
- 2 協定消防機関とは、尾張中北消防指令センター（西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部）、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。

(2) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、情報の伝達系統により県及び関係機関に通報する。

イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第5章第8節「遺体の処理」の定めにより実施する。

オ 必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水を提供する。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

キ 災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

ク さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

愛知県名古屋飛行場及びその周辺における 消防活動に関する業務協定

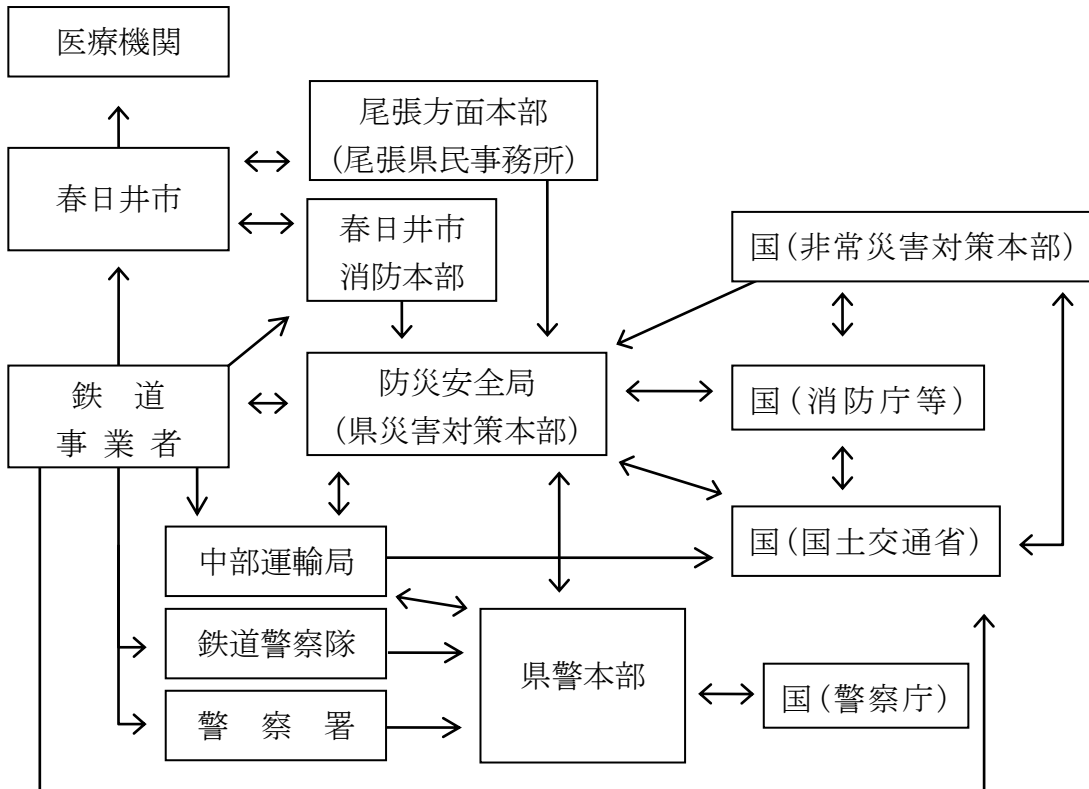
5 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により、多数の死傷者等が発生した場合は、早

期に活動体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

(1) 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 市の措置

ア 鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 必要に応じ関係機関、関係団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第5章第8節「遺体の処理」の定めにより実施する。

- オ 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。
- カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- キ 災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、県及び他の地方自治体に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- ク 被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(3) 応援協力関係

救助、消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

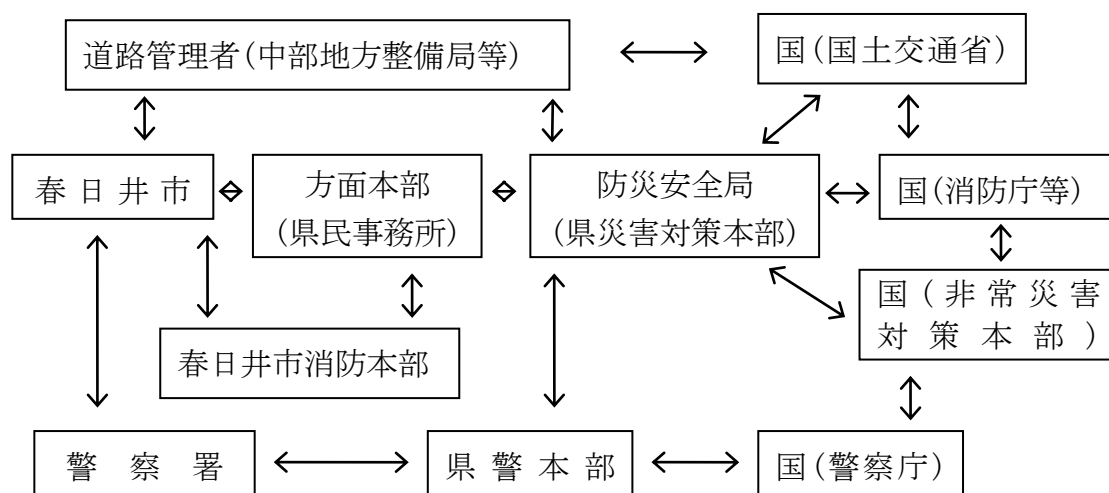
6 道路災害対策

トンネル、橋りょう等の道路建造物の被災により、多数の死傷者等が発生した場合は、早期に活動体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、本節3の危険物施設等応急対策による。

(1) 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 市の措置

ア 大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

イ 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限、う回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

ウ 必要に応じ警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 必要に応じ関係機関、関係団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

オ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第5章第8節「遺体の処理」の定めにより実施する。

カ 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。

キ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

ク 災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、県及び他の地方自治体に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

ケ 被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

コ 危険物の流出が認められた場合は、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

(3) 応援協力関係

ア 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

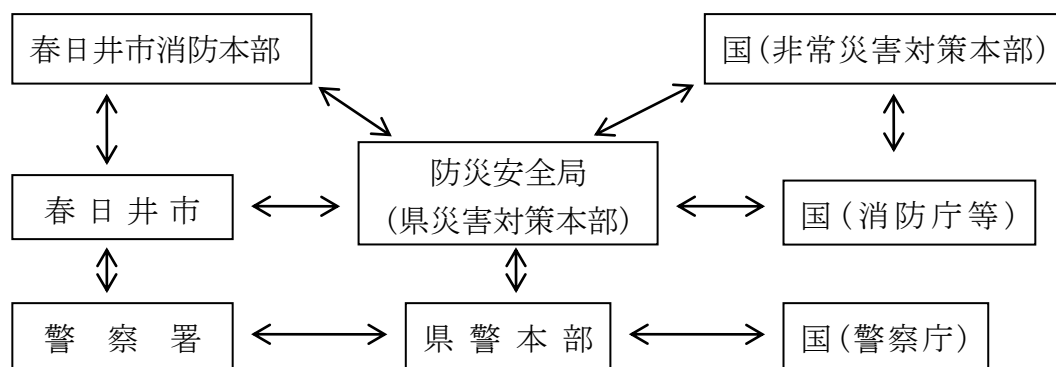
イ 救助、消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

7 大規模火災対策

大規模な火事(林野火災を除く。)により、多数の死傷者等が発生した場合は、早期に活動体制を確保するとともに、保有する施設、設備を有効に活用した救急救助、消火活動を実施する。

(1) 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 市の措置

ア 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 地域住民等の避難の指示等については、第5章第1節「避難」の定めにより実施する。

ウ 必要に応じ警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 直ちに火災現場に出場し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用した消防活動を実施する。

オ 災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、県及び他の地方自治体に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ 必要に応じ関係機関、関係団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第5章第8節「遺体の処理」の定めにより実施する。

ク 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。

ケ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

コ 被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(3) 応援協力関係

ア 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警本部へ先導等を依頼する。

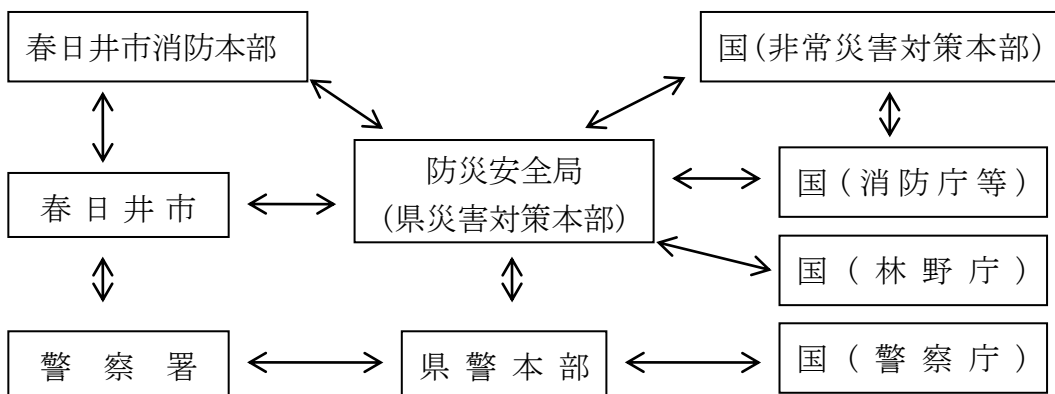
イ 救助、消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

8 林野火災対策

広範囲にわたる林野火災が発生した場合は、早期に活動体制を確保し、保有する施設、設備を有効に活用した消火活動を実施する。

(1) 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 市の措置

ア 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ 地域住民等の避難の指示等については、第5章第1節「避難」の定め

より実施する。

ウ 必要に応じ警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 直ちに火災現場に出場し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

オ 災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、県及び他の地方自治体に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ 必要に応じ関係機関、関係団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第5章第8節「遺体の処理」の定めにより実施する。

ク 必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。

ケ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

コ 被災者の救助、消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

サ 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

シ 空中消火活動の必要があると認められる場合は、名古屋市に対して愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 応援協力関係

ア 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警本部へ先導等を依頼する。

イ 救助、消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第2節 救助活動 【消防公安部、技術部、関係機関】

風水害等の災害に伴う人命救助及び安否不明者・行方不明者の捜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。

1 人命救助活動

(1) 消防公安部は、警察等関係機関と相互に緊密な連絡をとり、協力して生命身体が危険な状態にある者の救出に当たる。

なお、災害の規模等状況に応じ、消防長は、近隣の消防機関等に協力を要請する。

(2) 市長は、大規模な災害の発生により自衛隊の出動が必要と認められるときは、知事に対し、災害派遣要請を要求する。

(3) 自主防災組織及び地域住民は、自主的に救助作業を実施するとともに、災害現場において市が行う救助作業に協力する。

(4) 救出した負傷者は、市医師会等の医療班と連携し、災害現場等で応急手当及びトリアージを行い、病院等へ搬送する。

搬送に当たって消防公安部は、市内及び近隣市町の診療応需状況を把握し、現有の救急車のほか搬送可能な車両を活用して迅速な患者輸送を行う。

(5) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとって行う。

(6) 技術部は、作業用の重機等を建設協会等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 救助用資機材等

2 安否不明者・行方不明者の捜索活動

(1) 安否不明者・行方不明者の存否確認

ア 市は、警察、地域住民等の協力を得て、安否不明者・行方不明者の存否を確認する。

イ 安否不明者・行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への収容状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。

ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかか

わらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(2) 安否不明者・行方不明者の搜索

ア 市は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て、安否不明者・行方不明者の搜索を実施する。

イ 市は、避難所等に安否不明者・行方不明者の搜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。

ウ 安否不明者・行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から概ね3日間とし、なお搜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。

エ 救出作業中又は安否不明者・行方不明者搜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。

3 惨事ストレス対策

(1) 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各部署は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防公安部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 広域応援の要請

【消防公安部】

大規模な災害が発生し、現有の消防力のみで消防・救助活動に十分対応できない場合は、相互応援協定及び災対法に基づく応援要請を行う。

1 他の市町村への応援要請

消防相互応援協定及び県内広域消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村へ応援要請を行う。

2 知事等への応援要請

(1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条（非常事態における都道府県知事の指示）及び災対法第72条（都

道府県知事の指示)の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(2) 名古屋市消防航空隊支援要請

災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、名古屋市消防局長に対して名古屋市消防航空隊の出動を要請する。

ア 応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防局に電話等により必要な速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防局長に提出する。

イ 緊急時応援要請連絡先

8時45分から17時30分 名古屋市消防航空隊	電 話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721
17時30分から8時45分 名古屋市防災指令センター	電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119

3 緊急消防援助隊等

県は、消防庁長官に対し、県内における大規模災害の発生に際して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

消防公安部は、「春日井市消防本部受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。

4 応援消防隊の受入れ

消防相互応援協定等に基づいた応援消防隊の受入れは、次のとおり行う。

- (1) 応援消防隊に対して、消火栓、耐震性貯水槽、自然水利等の配置を示した図面資料を配布する。
- (2) 応援消防隊の現場への出動については、必要に応じて先導する。
- (3) 応援消防隊の活動拠点は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。

5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動

消防相互応援協定及び災対法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、市長は、市の地域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。

消防相互応援に関する協定

協定名称		協定機関
1	愛知県内広域消防相互応援協定	県内 34 市町村・消防組合
2	消防相互応援協定	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	愛知県、西春日井広域事務組合、小牧市、名古屋市、春日井市
4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、春日井市

第 4 節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

【本部事務局部、動員部、消防公安部】

1 大規模な災害が発生した場合、円滑に国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊、警察及び消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結及び集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点としての活用も図る。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと

する。

名 称	所 在 地	面 積	摘 要
白山運動広場	白山町6丁目4番地	1.6ha	ヘリコプター 離着陸可能
牛山運動広場	牛山町二番割 3180 番地	2.8ha	ヘリコプター 離着陸可能
落合公園	東野町字落合池1番地	17.0ha	ヘリコプター 離着陸可能
管理棟駐車場		うち 0.3ha	緊急消防 援助隊専用
前高グラウンド	西高山町2丁目 11 番地	1.9ha	ヘリコプター 離着陸可能
総合体育館・温水 プール駐車場	南下原町2丁目4番地 11	2.0ha	緊急消防 援助隊専用

- 2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの
 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援
 体制を確保する。特に、市内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選
 定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナ
 ウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援
 職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進
 に努めるものとする。

- 3 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整
 所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情
 報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策
 派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活
 動する。

第4章 水防活動

第1節 水防体制

【技術部】

市水防計画に基づき、洪水等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するため、活動体制を確立して河川、ため池等に対し必要な水防活動を行う。

1 水防組織

市の地域において、水防活動の必要が生じたときは、その業務を統括するため水防本部を市庁舎内に設置し、水防計画に基づく諸対策を実施する。

なお、市に警戒本部又は対策本部が設置されたときは、水防本部の組織は警戒本部又は対策本部に受け継がれ、それに包括されるものとする。

2 水防配備態勢

大雨注意報若しくは洪水注意報の発表により、水防警戒活動の必要があると認めるとき又は庄内川洪水予報若しくは庄内川・八田川水防警報等の通報があったときは、直ちに水防配備態勢に入るものとする。

(1) 水防配備態勢の種類及び時期

配備態勢		配備時期
警戒態勢	1次当番者	3名(指定10課 ^{※1} の管理職1名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定)
	2次当番者	9名(1次当番者 ^{※2} に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定)
水防初動態勢		春日井市に大雨警戒報又は洪水警戒報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報(準備)が発表されたとき。 春日井市に大雨警報(浸水害・土砂災害)又は洪水警報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報(出動)が発表されたとき。

配備態勢		配備時期
	<p>職の半数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動員部、救護福祉部の課は、管理職及び別に指示する職員の各1名 ・ 消防公安部においては非常招集に基づく招集者 ・ その他の課においては、各課管理職1名 ・ 指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 	
水防第1次非常配備態勢	<p>水防本部の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長、次長、参事及び総括担当者全員 ・ 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・ その他技術部の課は、別に指示する職員 ・ 消防公安部においては非常招集に基づく招集者 ・ その他の課においては、各課管理職（課長及び主幹を除く）・ 主査職の半数 ・ 指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 	
水防第2次非常配備態勢	<p>水防本部に所属する職員のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長、次長、参事及び総括担当者全員 	<p>1 春日井市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表さ</p>

	配備態勢	配備時期
	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の概ね半数 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・消防公安部においては非常招集に基づく招集者 ・指定避難所配備職員は全員で水防活動ができる態勢とする。 	<p>れたとき。</p> <p>2 市の全域又は特定の地域に水害が発生すると予想されるとき又は大規模な水害が発生したとき。</p>

(注) 大規模災害は、対策本部体制となる。

※1 市民安全課、都市政策課、都市整備課、道路課、河川排水課、公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課

(2) 解除

水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったときは、本部事務局部長（建設部長）の指示に基づき水防配備態勢を解除する。

第2節 水防活動の実施 【技術部、消防公安部】

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民の生命及び財産を保護するため、関係機関と連携して水防危険箇所等の監視、警戒、水防作業を実施する。

1 消防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったときは、県水防計画及び市水防計画に定める基準により、消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

2 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該施設の管理者及び県に連絡する。

3 ため池、水門、樋門等の操作

ため池、水門、樋門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通

知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際は、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期す。

4 水防作業

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となる場合は、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として積土のう工、月の輪工、釜段工、木流工、杭打積土のう工、築廻し工等の水防工法を実施する。

5 決壊等の通報及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

6 たん水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を講ずる。

7 応援協力関係

水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合は、他の水防管理者若しくは他の地方自治体へ水防作業の実施のための人員、資機（器）材の確保について応援を要求する。

なお、広域的な、応援要請を行う必要が生じた場合は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、相互応援を行う。

8 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

9 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

第5章 救援及び救護

第1節 避難

【本部事務局、消防公安部、技術部、避難部、各施設、警察署】

1 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、【警戒レベル4】避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。

洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「緊急安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生または切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合においては、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることに留意する。

(1) 【警戒レベル5】緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。

(2) 【警戒レベル4】避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

(3) 【警戒レベル3】高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。

(4) 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(5) 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(6) 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(7) 避難情報の発令

避難情報の発令は、対策本部会議で決定する。

(8) 避難指示の時期

避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、避難所で滞在するための衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

また、避難指示に至る前から、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

(9) 市民への周知

避難情報は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

また、避難指示の理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(10) 関係機関の相互連絡

高齢者等避難、避難指示をした者及び機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。

(11) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

また、知事は時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。

(12) ホットラインによる情報提供・共有

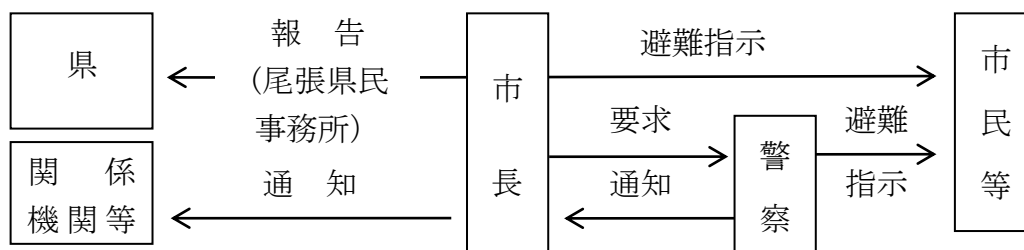
県は、「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難指示等に資する情報提供を行う。

(13) 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報及び災害に関する情報等の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体

制に留意する。

- (14) 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

避難指示等の連絡系統



(注) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(災対法第 60 条第 4 項)

2 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先が市内の指定避難所及び指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県と市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

また、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

さらに、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

3 避難誘導

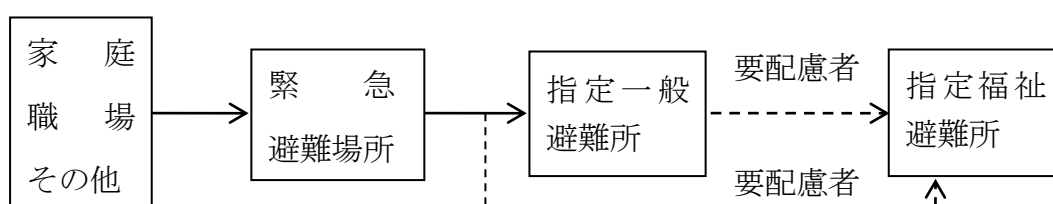
市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、次の事項に留意し、市民を安全かつ迅速に避難先へ誘導する。なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

- (1) 誘導にあたっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の緊急避難場所等に集合させた後、避難所

(指定一般避難所及び指定福祉避難所)に誘導する。

- (2) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその支援者を優先して行う。
- (3) 誘導に当たっては、安全な経路を選定し、必要に応じて誘導員を配置するとともに照明器具、ロープ等を使用する。
- (4) 避難開始とともに、警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒を実施する。また、市民が避難した地域においては、状況に応じて警ら警戒を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

避難の方法



4 避難に際しての準備

避難に際しては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 火気、危険物等の始末を完全に行う。また、避難する時は電気のブレーカーを「切」にする。
- (2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保全処置を講ずる。
- (3) 非常持ち出し物品は、必要最小限にとどめる。

5 土砂災害警戒区域等の避難体制

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（以下「警戒区域等」という。）の警戒避難体制は、次のとおりとする。

(1) 情報の収集伝達

気象予警報及び災害応急対策に必要な情報の収集伝達は、本編第2章「情報の収集及び伝達」に定めるとおり迅速かつ確実にを行うものとし、警戒区域等に関する情報の内容は、次のとおりとする。

- ア 急傾斜地の地表水、わき水及び亀裂の状況
- イ 竹木等の傾倒の状況
- ウ 人家等の損壊の程度及び棟数
- エ 世帯及び市民の数

(2) 警戒体制

警戒本部又は対策本部は、警戒区域等の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、降雨量等の気象状況に応じ巡視を行う。

(3) 避難体制

警戒体制下において、警戒区域等の状況に応じ避難情報の発令を的確に行う。

6 避難所の開設

災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不相当となった場合は、別の避難所に移送する。

(1) 指定避難所等

ア 指定一般避難所

避難部は、施設管理者の協力を得て指定一般避難所を開設する。

イ 指定福祉避難所

指定された施設の管理者は、指定福祉避難所を開設する。

ウ その他施設

その他施設は、必要に応じて避難所を開設する。

(2) 開設の時期

- ア 災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき。
- イ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難情報の発令が決定されたとき。
- ウ 緊急を要する自主的な避難があったとき。
- エ その他必要と認めるとき。

(3) 関係機関への通知

対策本部は、避難所を開設したときは、避難所開設の状況を県に報告するとともに、関係機関へ通知する。

7 避難所の管理運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適正な管理を図るため避難所には、市の職員を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

- (1) 避難所の管理運営は、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア及び関係機関等が協力して避難所運営マニュアルに基づき行う。
- (2) 避難部及び各施設の職員は、避難所開設初期の管理運営及び情報の連絡を行う。
- (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所運営が行えるよう支援する。
- (4) 学校は、児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は、可能な範囲で避難所の運営に協力する。
- (5) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。
- (6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフライ

ンの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「春日井市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、避難者の中にはDVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿等の個人情報の管理を徹底する。

(9) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVについての発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず、安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(10) 避難所が万一危険になった場合は、再避難等について対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

(12) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

- (13) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。
- (14) 避難所における情報の伝達、生活物資の供給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力のもと行うこと。
- (15) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (16) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。
- (17) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (18) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

8 避難所における生活環境の整備

- (1) 高齢者や障がい者の介護、女性の更衣、授乳等のためのスペースについて配慮する。
- (2) 被災者が安否確認等を行うための緊急連絡手段を確保するため、特設公衆電話を設置する。

(3) 避難生活が長期化するときは、関係担当部と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

9 避難所の集約及び解消

避難生活の改善及び施設本来の機能保持のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における一時避難施設としての施設 利用に関する協定

第2節 給水

【技術部、物資供給部】

災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため応急給水を行う。

1 非常用水源の確保等

技術部は、災害発生後速やかに施設、設備の点検を行い、非常用水源及び応急給水体制の確保を図る。

なお、被害状況など必要に応じて、水道災害相互応援に関する覚書及び災害時における相互応援に関する協定に基づき、他の地方自治体に応援を要請する。

2 給水量

被災直後の給水量は、生命維持に最低限必要な量として、1人1日当たり3ℓを目標として供給し、応急復旧状況に併せて給水量の段階的な拡大を図る。

3 給水方法

(1) 給水は、給水車等による給水を原則とし、配水場等から取水して給水車及びポリ容器により運搬し給水する。

(2) 物資供給部は、被害規模等の状況に応じ、協定締結団体に協力要請し、容器入り飲料水を確保して給水する。

4 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、福祉施設、避難所等から応急給水の要請があったときは、被害の状況に応じて優先的に対応する。

5 広域応援の受入れ

給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、本部事務局総務班を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検

討する。

6 感染症に対する措置

感染症の発生予防又はまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、県知事から感染症の病原体に汚染された(疑いを含む)生活の用に供される水の管理者に対し、その使用、給水の制限又は禁止を命じられた場合、技術部は県知事の指示に従い、生活の用に供される水の供給を実施する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

水道災害相互応援に関する覚書

水道事故等による相互応援協定

災害時等の緊急応援給水に関する覚書

災害時における飲料水の供給に関する協定

緊急連絡管の使用に関する変更協定書

緊急連絡管の使用に関する協定書

災害時における物資調達に関する協定

災害時における支援協力に関する協定

第3節 食糧

【物資供給部、避難部】

災害の発生により食糧の確保ができない被災者に対し、その生活を保護するため食糧を供給する。

1 食糧の供給

(1) 供給計画

物資供給部は、避難部等からの要請に基づき必要数量の把握を行い、当面は加工食品を中心とした供給計画を作成する。

(2) 調達及び搬送

ア 備蓄食糧

指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

イ 調達食糧

(ア) 協定締結団体に協力要請の上、調達する(加工品を原則とする。)

- (イ) 流通状況に応じ、その他の卸売業者及び小売業者からも調達する。
- (ウ) 調達食糧は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。直接搬送が困難なときは、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。

ウ 救援食糧

- (ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- (イ) 救援食糧は、物資集配拠点に受け入れ、避難所等へ搬送する。
- (ウ) 搬送については、公用車を用いるほか、必要に応じ運送業者に委託する。

(3) 供給の方法

- ア 食糧の供給は、原則として指定避難所で実施する。
- イ 避難所での受入配付については、避難所内自治組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) その他

- ア 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水等の円滑な供給に十分配慮する。
- イ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 炊出し

(1) 主食等の調達

- ア 炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第

4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

オ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。

(2) 炊出しの方法

ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所運営委員会（食料・物資班）、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。

イ 炊出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況、協力体制の状況等を判断して決定する。

ウ 炊出しは、原則として指定避難所等の公共建築物で行う。

エ 各調理場（前並・稲口・東部第1・東部第2）においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。

オ 応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局総務班を窓口として、物資供給部と調整の上、受け入れを検討する。

カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

3 食糧の管理

食糧、主食等の受入れ又は供給に当たっては、種類、数量、供給先等を確認の上、物品受払簿を作成し、適切な管理を行う。

4 食糧等の調達に関する協定

市は、「災害時における物資調達に関する協定」を次のとおり締結しており、災害の規模等必要に応じ、食糧等の調達について協力を要請する。

協 定 先	物 資 の 種 別
尾張中央農業共同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 名古屋勤労市民生活協同組合 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 DCMカーマ株式会社 株式会社ケーヨー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス 中部薬品株式会社 株式会社カインズ	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等
株式会社ほっかほっか亭総本部	弁当
株式会社赤ちゃん本舗	粉ミルク、液体ミルク、離乳食

様式・資料集 第1 様式 物品受払簿（第17号様式）

第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄
食品及び備蓄物資

第2 資料 5 協定等の締結状況
災害時における物資調達に関する協定
災害時における支援協力に関する協定

第2 資料 6 県関係要領等
災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱要領

第4節 生活必需品

【物資供給部、避難部】

災害の発生により日用品等の生活必需品の確保ができない被災者に対し、その生活を保護するため必要な物資を供給する。

1 生活必需品の供給

(1) 供給物資

衣服、寝具その他の生活必需品を被害状況に応じ現物給付する。

(2) 供給計画

物資供給部は、避難部等からの要請に基づき、必要品目及び必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。

2 調達及び搬送

(1) 備蓄品

指定避難所等で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

(2) 調達品

ア 協定締結団体に協力要請の上、必要品目及び必要数量を調達する。

イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者及び小売業者からも必要品を調達する。

ウ 調達品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送することを原則とする。集約が困難なときは、避難所等へ直接搬送する。

(3) 救援物資

ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による食料、毛布等を始めとする主要8品目の物資輸送が開始されることに留意する。

イ 救援品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。

ウ 搬送については、公用車を用いるほか、必要に応じ運送業者に委託する。

エ 救援物資の申出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目及び必要数を把握して要請する。

オ マスコミ等を通じて救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足したときは、要請の打切りの報道依頼を行う。

(4) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

3 供給方法

- (1) 生活必需品の供給は、原則として指定避難所で実施する。
- (2) 避難所等での受入配付については、避難所運営委員会（食料・物資班）、ボランティア等の協力を得て実施する。

4 物資の管理

物資の受入れ又は供給については、種類、数量、供給先等を確認の上、物品受払簿を作成し、適切な管理を行う。

5 物資の調達に関する協定

市は、「災害時における物資調達に関する協定」を次のとおり締結しており、災害の規模等必要に応じ、物資の調達について協力を要請する。

協 定 先	物 資 の 種 別
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 名古屋勤労市民生活協同組合 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 DCMカーマ株式会社 株式会社ケーヨー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス 中部薬品株式会社 株式会社カインズ	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資
(一社)愛知県LPガス協会尾張支部 春日井分会	LPガス、LPガスコンロ等
スギホールディングス株式会社	風邪薬等の飲み薬、うがい薬等の外用薬、生理用品、哺乳瓶等の医療用具
王子ネピア株式会社名古屋工場	紙おむつ、トイレットロール

協 定 先	物 資 の 種 別
株式会社赤ちゃん本舗	紙おむつ、その他日用品

様式・資料集 第 1 様式 物品受払簿（第 17 号様式）

第 2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄
食品及び備蓄物資

第 2 資料 5 協定等の締結状況
災害時における物資調達に関する協定
災害時における支援協力に関する協定

第 5 節 医療 【救護福祉部、衛生部、市民病院、関係機関】

風水害等災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。

また、市民病院は災害拠点病院として、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

なお、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。

1 医療活動

(1) 医療情報の総合的な収集及び提供

救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、広域災害救急医療情報システムを活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

(2) 応急医療活動

ア 市長は、災害の規模等必要に応じ、「災害医療救護に関する協定」に基づく市医師会の医療救護班、「災害歯科医療救護に関する協定」に基づく市歯科医師会の歯科医療救護班の派遣を要請する。

イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。

- (ア) 防災拠点及び避難所における応急医療活動
- (イ) 巡回医療班による被災地域の応急医療活動
- (ウ) 災害現場等におけるトリアージの実施
- (エ) 手術、入院等を必要とする被災者の収容治療

(3) 救護班の派遣要請

市長は、必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県、旧尾張北部広域行政圏の市町等に救護班の派遣を要請し、その受入調整は、救護福祉部が行う。

(4) 救護所の開設

救護福祉部は、必要に応じて災害現場に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。

また、必要に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

(5) 保健医療調整会議への参画

県が2次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 広域医療活動の支援要請

- (1) 市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、関係機関と連携し、航空機又はドクターヘリを利用する。

- (2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。

3 医薬品等の確保

- (1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品及び春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との「災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の各会員薬局において備蓄している災害時医療用医薬品により対応する。

- (2) 災害の規模等状況に応じ、「災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定」に基づき、市薬剤師会に医薬品等の供給を協力要請するとともに、市医師会、市歯科医師会に協力を要請する。

- (3) 市は、医薬品等の仕分け及び管理のため、薬剤師が必要なときは、前号の

協定に基づき、市薬剤師会に薬剤師の派遣を協力要請する。

- (4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

4 被災者の健康管理

(1) 健康管理対策

災害の規模等必要に応じ、春日井保健所及び関係機関と連携して巡回保健班を編成し、被災者に対し次の健康管理対策を実施する。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

- ア 健康相談
- イ 口腔相談及び口腔ケア
- ウ 感染症予防対策
- エ 精神保健相談（心のケア）
- オ 栄養指導

(2) 防疫対策

春日井保健所と連携して、感染症予防のための消毒、害虫駆除等防疫対策を実施する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等
医療施設等

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害医療救護に関する協定

災害歯科医療救護に関する協定

災害時における医薬品及び医療用品の供給
並びに薬剤師の派遣協力に関する協定

春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会
との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備
における相互協力に関する覚書

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定

第6節 住宅の確保

【技術部】

災害の発生により住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理等により居住の安定を図る。

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な調査を実施する。

1 被災地域の調査

災害のため住家に被害が生じた場合、次の調査を実施する。

ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先として調査に当たるものとする。

- (1) 住宅の被害調査
- (2) 被災地域における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

- (1) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(3) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内

閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(5) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(6) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。
- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急

仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

3 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応することであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

4 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。

また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(1) 応急修理を受ける者の範囲

ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半

壊した者

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 修理の費用

修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

修理は、原則として災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 修理の方法

修理は、現物給付をもつて実施する。

5 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に

内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要求する。

関連 第3編第11章 災害救助法の適用

様式・資料集 第1 様式 応急仮設住宅入居者台帳（第23号様式）

住宅応急修理記録簿（第24号様式）

第2 資料 6 県関係要領等

災害救助法施行細則

第7節 防疫

【衛生部、救護福祉部】

災害発生後の生活環境の悪化に対して、感染症の発生予防のため消毒等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。

1 防疫対策

衛生部及び救護福祉部は、次により迅速な防疫対策に努め、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、県その他の自治体へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資器材について応援要請を行う。

- (1) 防疫・保健活動に当たっては、感染症法に基づき県から市への指示が行われた場合は、春日井保健所の指示指導により行う。
- (2) 消毒の実施に当たっては、地域住民、ボランティアの協力を得て、緊急度の高い地区から順次実施する。
- (3) 避難所等の防疫指導及び衛生啓発に努め、必要に応じて被災地区に、区・町内会の協力を得て消毒剤の配布を行う。
- (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努め

る。

2 感染症患者等に対する措置

救護福祉部等は、感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 感染症患者が発生したときは、直ちに春日井保健所に通報する。
- (2) 保健所の行う検病調査、健康診断に協力し、二次感染の防止に努める。
- (3) 市医師会等の協力を得て情報の把握に努め、地域住民に必要な指導啓発を行うなど感染の拡大防止に努める。
- (4) 感染症法に基づき、技術部により生活の用に供される水の供給を実施する。
- (5) 知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 防疫用資機材

第8節 遺体の処理

【市民窓口部】

災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

1 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

2 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による（医師の診療中に死亡した者を除く）検案（死因その他医学的検査）を受ける。

※調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

3 遺体の洗淨等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置を行う。

4 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

5 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要請する。

この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

6 遺体安置所の開設

市民窓口部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。

7 遺体の安置等

- (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに遺体安置所に搬送し、収容する。
- (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、遺体安置所において検視及び検案を受ける。
- (3) 遺体の搬送は、葬儀業者に協力要請して行うが、必要に応じ公用車等を使用する。
- (4) 必要な棺等葬祭用品は、葬儀業者に協力要請し、確保する。

8 遺体の埋火葬

- (1) 死亡届書の受理、死体火葬許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、死体火葬許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

死体火葬許可証を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

様式・資料集 第1 様式 遺体台帳（第20号様式）

遺体処置・埋葬記録簿（第22号様式）

第9節 緊急輸送

【本部事務局部、関係機関】

災害発生後の食糧や救援物資の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な車両を確保し、迅速かつ効果的な緊急輸送を行う。

1 緊急輸送手段の確保

(1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路指定路線について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等について情報提供を行う。

(4) 緊急車両の調達等

ア 緊急車両は、市が所有する全車両を充てる。

イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。

協 定 先	協 定 の 内 容
(一社) 愛知県トラック協会尾東支部 春日井部会	物資の輸送、輸送車両の供給
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保
名鉄バス株式会社春日井営業所 名鉄観光バス株式会社	人員の輸送
株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社	輸送車両の供給

ウ さらに不足するときは、県その他の地方自治体に応援要請を行う。

(5) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。

市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認届出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

緊急通行車両等確認申出先

区分	申出先	備考
○市の保有する車両 ○市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	愛知県 (尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出できないときは、例外として春日井警察署交通課へ申出を認める。

(6) 確認対象車両

確認対象車両は、応急対策を遂行するために必要な、次の業務のいずれかに使用する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示

イ 消防、水防その他応急措置

ウ 被災者の救援・救護活動

エ 被災者の応急医療活動

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃及び防疫その他保健衛生活動

キ 遺体の搬送等

ク 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持

ケ その他必要な人員、物資及び機材の緊急輸送

コ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティアの輸送

(7) 輸送体制

ア 車両の管理

対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、すべて本部事務局が集中管理する。

イ 車両の運用

本部事務局は、常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき、使用目的に合わせ適正に配車する。

ウ その他

本部事務局は、関係各部に道路情報（交通規制、障害物の状況等）を提供する。

様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所
要配慮者搬送用公用車

第2 資料 5 協定等の締結状況
災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定
災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定
災害時における人員輸送に関する協定
災害時における自動車等の提供に関する協定
災害時における物資等の輸送及び物資集配拠点の運営補助等に関する協定

第2 資料 6 県関係要領等
緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

2 燃料の確保

緊急輸送車両の運行に必要な燃料は、「災害時における物資調達に関する協定」に基づき、協定締結団体に協力要請して確保する。

協 定 先	協 定 品 目
愛知県石油商業組合春日井支部 尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち	ガソリン、軽油、重油、 灯油等
(一社) 愛知県LPガス協会尾張支部 春日井分会	ガスボンベ

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における物資調達に関する協定

3 緊急航空輸送

本部事務局は、緊急を要するときは、知事に自衛隊や県警、又は名古屋市消防局長に名古屋市消防航空隊等の航空機(ヘリコプター)の派遣を要請する。

第10節 帰宅困難者対策 【本部事務局、関係機関】

市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入してきており、災害発生時には、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止または低下した場合、多数の発生が予測される。

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設(滞在場所)の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。

1 一斉帰宅の抑制及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行う。

2 徒歩帰宅者への情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係

機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

また、JR春日井駅においては、日本放送協会（NHK）の緊急放送を放映するとともに、JR春日井駅及びJR高蔵寺駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供することで、利用者に有効な災害情報を提供する。

3 広報

各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装具等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

4 救助対策及び避難所対策

帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

5 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第6章 要配慮者対策

第1節 支援対策

【救護福祉部、ボランティア部】

災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、要配慮者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

1 支援体制の確立

- (1) 救護福祉部は、関係各部、地域自治組織、ボランティア等と連携して、要配慮者に対する支援体制を早期に確立する。
- (2) 救護福祉部は、開設された指定福祉避難所を確認し、避難者の状況把握を行う。
- (3) 市は、更なる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣要請を行う。

2 情報の提供

ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する効果的な情報の提供に努める。

- (1) 紙おむつ、車椅子等の日常生活用品の支給情報
- (2) 福祉施設、福祉サービスの情報
- (3) 介護人の派遣、訪問看護等の情報
- (4) 人工透析等の医療情報
- (5) 仮設住宅等の情報

3 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努める。
- (2) 保育園の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入に努める。
- (3) 社会福祉施設のライフラインの復旧について、優先的な対応を関係機関に要請する。

4 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、外部放送設備や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

**災害時における福祉用具等物資の供給協力
に関する協定書**

第2節 要配慮者への対応

【救護福祉部】

要配慮者の態様に応じ、必要な保護、相談、避難支援等を講じ、要配慮者の健康の保持、生活の確保を図る。

1 児童への対応

教育委員会等と連携して災害による孤児や遺児の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護などの必要な措置を講ずる。

2 高齢者、障がい者への対応

(1) 避難所への送迎

民生委員と連携して情報提供を行い、希望者を避難所へ送迎する。

(2) 相談窓口の開設

防災拠点において相談窓口を開設し、要配慮者に対する相談体制を整える。
相談窓口には、手話通訳、福祉ボランティア等が配置されるよう配慮する。

(3) 社会福祉施設等の受入先の確保

高齢者、障がい者の受入れが可能な施設を早期に把握し、緊急度の高い者から受入先を確保する。

3 傷病者、乳幼児、妊産婦等への対応

傷病者、乳幼児、妊産婦等に対しては、医療情報、粉ミルク等の食糧情報、避難所におけるスペースの確保等個別に配慮した支援を行う。

4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

5 PTSDへの対応

救護福祉部と連携して、被災者のPTSDをはじめとする精神不安定に対応するため、心のケアを実施する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における要援護者等の受入に関する 協定

第 7 章 都市施設の応急対策

第 1 節 公共施設 【技術部、各施設、関係機関】

道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。

ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする。

1 道路及び橋りょう

(1) 安全対策

技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

(2) 応急復旧対策

ア 技術部は、被害状況を基に応急復旧計画を定めるとともに、道路管理者と連携を密にし、市域及び周辺の道路被害情報を収集する。

イ 応急復旧は、救助活動、物資輸送等の緊急輸送道路の確保を最優先とする。

ウ 応急復旧に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力要請するほか、必要に応じて他の地方自治体に応援要請を行う。

2 河川、ため池等

(1) 安全対策

技術部は、災害時に河川、ため池、砂防施設等を巡視し、橋脚、暗渠流入口、堤防、砂防施設等に危険箇所を発見したときは、各管理者に通報するとともに関係機関と協力して必要な措置を講じ、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

(2) 応急復旧対策

ア 技術部は、被害状況を基に施設管理者と連携して、応急復旧計画を定める。

イ 応急復旧に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力要請するほか、施設管理者と連携を密にして応急復旧に努める。

3 鉄道

鉄道事業者は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 安全対策

踏切警報機、高架橋等に危険があると認められるときは、直ちに必要な措置を講じ、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

(2) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

4 市庁舎等の公共施設

(1) 利用者の安全確保

市庁舎、ふれあいセンター、公民館等の施設管理者及び職員は、利用者の安全確保を最優先して行動し、状況に応じ必要な措置を講ずる。

ア 施設利用者の人命救助を最優先とする。

イ 館内放送等により、災害時における混乱防止措置を講ずるとともに、災害情報等の提供に努め、不安の解消を図る。

ウ 避難する必要があるときは、あらかじめ定める計画に従い、誘導等を行う。

エ 負傷者が発生したときは、応急措置を講ずる。

オ 応急措置の概要については、所属部を通じて対策本部へ報告する。

(2) 施設建物・設備の保全等

ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を所属部を通じ対策本部へ報告する。

イ 電気、ガス、水道、通信施設等に被害を生じたときは、関係機関と連絡をとり、応急復旧を要請する等の措置を講ずる。

ウ 指定避難所以外の施設等へ市民が避難してきたときは、対策本部に追認避難所としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。

(3) 防災対策施設

対策本部、避難所等となる施設は、前項に定めるほか本部等の設置及び開設に向けて準備措置を講ずる。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

第2節 ライフライン 【技術部、関係機関】

上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

また、市、県、国及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

1 上水道

(1) 活動体制

技術部は、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。

なお、必要に応じて他の地方自治体及び関係団体等に応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

ア 水道施設の被害状況を速やかに把握し、状況に応じ応急復旧計画を定める。

イ 応急復旧に当たっては、特に避難所や病院等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 広報

関係機関と連絡を密にして、水道施設の被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

2 下水道

(1) 活動体制

技術部は、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保し、必要に応じて他の

地方自治体及び下水道関係団体の応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

ア 下水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、処理施設の非常点検を実施して施設及び設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧を実施する。

イ 汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急措置を講ずる。

(3) 広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

3 電力

中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ及び株式会社 J E R A は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

イ 復旧順位は、原則として医療機関、避難所、福祉施設、官公庁等の公共機関及び報道機関を優先するが、災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又は W e b サイト等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

(2) 危険防止措置

強風、浸水等により危険と認められるときは、送電を中止するなど必要な措置を講ずる。

(3) 広報

感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車等により復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

さらに、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

4 都市ガス

東邦ガス株式会社は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして、道路等の被害状況を把握し、復旧対策を実施する。

イ 復旧は、原則として災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施するが、医療機関、避難所、福祉施設、官公庁等の公共機関については、臨時供給等による早期復旧に努める。

(2) 危険防止措置

都市ガスの漏えい等により、二次災害のおそれがあると認められるときは、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。

(3) 広報

二次災害の防止を図るため、広報車等により復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。

5 LPガス

(一社)愛知県LPガス協会は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

イ 被害状況の確認、二次災害防止のための安全点検は、原則として医療機関、避難所、福祉施設等の公共機関を優先する。

ウ 市対策本部と連携して避難所等への臨時供給を実施する。

(2) 広報

二次災害の防止を図るため、安全点検の実施状況等に関する広報を実施する。

6 電話

(1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要

通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

(イ) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

(ウ) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(エ) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 広報

広報車等により通信の復旧状況、復旧見込みを周知する。

第8章 交通対策及び災害警備

第1節 交通障害物の撤去 【技術部、関係機関】

災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。

また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国、ライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

1 障害物の撤去

技術部は、関係機関と連携をとり、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、緊急輸送に必要な道路の確保を最優先に行う。

障害物の撤去等に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力を要請して行う。

- (1) 道路上のがれき等障害物は、道路管理者と連絡調整の上、撤去する。
- (2) 道路面に生じた亀裂、陥没等は、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- (3) 上下水道、電話、電気等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、占用者に連絡する。
- (4) 撤去作業に当たっては、可能な限り障害物の所有者又は管理者の同意を得るものとする。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

2 路上放置車両等に関する措置

(1) 警察官の措置

ア 緊急交通路の確保

- (ア) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- (イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

ウ 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p>
第一局面（災害発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助 	

分類	態様
	<p>及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。) 以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>
<p>第二局面（交通容量は十分ではないが、（第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）</p>	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>

エ 強制排除措置

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するた

めの区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

オ 緊急通行車両の確認等

- (ア) 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- (ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- (エ) 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

カ 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(2) 自衛官及び消防職員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災対法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務の支援等に関する協定

(3) その他

県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

3 緊急輸送道路の確保

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第 2 節 交通規制

【警察署、関係機関】

災害時の交通混乱の防止、緊急輸送道路の確保を図るため、災対法、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の定めるところにより、交通規制が実施される。

1 交通規制の実施

交通規制は、警察及び道路管理者において実施され、市は、交通規制が円滑に実施されるよう、関係機関と緊密に連携を図り、必要な措置を講ずる。

(1) 応急対策に必要な道路を確保するため、市民に対して自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。

(2) 通行規制又は緊急優先通行を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に要請し、その実施に協力する。

交通規制の責任者等

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。	災対法第 76 条
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき。	道路交通法 第 4 条 第 5 条 第 6 条
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道路法第 46 条

2 車両の運転者がとるべき措置

災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われたときは、同法第 76 条の 2 の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう駐車する。
- (3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等する。

第3節 災害警備

【警察署】

災害に伴う混乱や犯罪の発生を防止するため、関係機関と連携して社会秩序の維持に努める。

1 災害警備活動

災害時における警備活動は、県防災計画の定めるところにより、春日井警察署に現地警備本部が設置され、次の事項を重点に実施される。

(1) 大規模災害が発生したときの対策

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出及び負傷者の救護
- エ 危険箇所の警戒、市民に対する避難誘導等
- オ 避難路及び緊急交通路の確保並びに交通混乱の防止及び交通秩序の確保
- カ 保安、地域安全対策及び生活経済対策
- キ 広報及び相談活動
- ク 検視及び行方不明者の捜索、行方不明者相談窓口の設置
- ケ 遺体の検視

(2) 激甚な大規模災害が発生したときの対策

- ア 被害実態の全体像の早期把握
- イ 応援部隊等の受入体制の確立
- ウ 装備資器材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護
- エ 各種相談の受付実施

2 防犯・地域安全活動

各種犯罪の未然防止のため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、防犯連絡所を拠点として、次の地域安全活動を促進する。

- (1) 地域安全活動の強化
- (2) 被災地、避難所等における警戒活動
- (3) 経済事犯の取締り

3 市の対策

市は、春日井警察署の実施する警備活動及び地域安全活動が円滑かつ効果的に行われるよう緊密に連携を図り、必要な対策を講ずる。

4 市民等の役割

市民及び事業者は、自ら居住する区域において、警察署、消防署等と連携・協力し、犯罪等の予防・防止のため巡回パトロールを行う。

第9章 廃棄物対策

第1節 ごみ・し尿対策

【衛生部】

災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年3月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示したものである。

災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。

2 処理体制の確保

発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。

(1) 施設等の確保

ア クリーンセンター・衛生プラントの非常点検を行い、職員、施設及び設備等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。

イ 清掃事業所の非常点検を行い、職員、施設、設備及び収集車両等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。

ウ 関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。

エ 委託業者及び許可業者の被害状況を把握するとともに、道路被害、公共下水道被害及び交通規制等の状況を確認する。

オ 被害状況等に応じて、避難部と連携して避難所等の仮設トイレ等必要数を把握し、備蓄品を確保する。

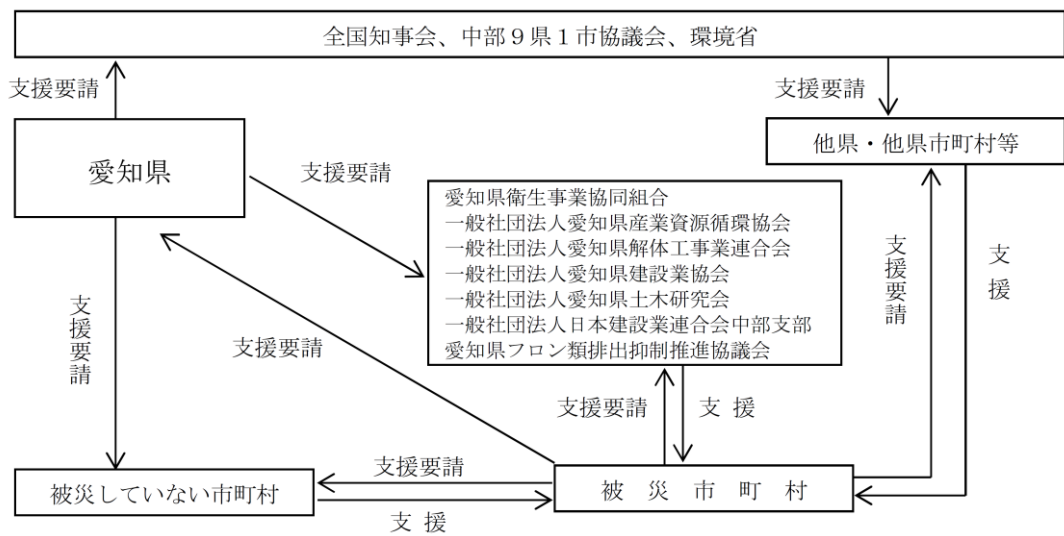
(2) 応援・協力要請

ア 災害廃棄物の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。

イ 市の既存施設による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び協定に基づく広域応援を要請する。

ウ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

被災時の支援体制




3 ごみの収集・処理方法

(1) 収集及び運搬

ア 市民、避難所及び事業所等へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集方法について周知を行う。

イ 収集に当たっての優先順位は、概ね次のとおりとする。

優先順位	ごみの種類	特徴
高  低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。

ウ 資源、粗大ごみは、一時収集等を休止又は収集頻度を低減させ、優先順位の高いものを優先的に収集する。

エ 収集に当たっては、情報管理部との連絡を密にし、道路被害、交通規制などの情報を把握して安全かつ効率的に行う。

オ 災害廃棄物は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。

(2) 仮置場の運用及び災害廃棄物処理の実施

ア 燃やせるごみ及び感染性廃棄物については、収集後、仮置場へ搬入せず直接クリーンセンターへ搬入する。

イ 災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。

ウ 災害廃棄物は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。

エ 仮置場において、有害物・危険物等は、遮水シート等を敷設するなど適切に管理を行う。

オ 仮置場では、環境汚染や火災を未然に防止するとともに、近隣住民・作

業員の安全と健康を守るため、必要に応じて消毒剤・消臭剤散布など適切な衛生管理を行う。

カ 災害廃棄物は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

キ 災害廃棄物は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内での広域処理を検討する。

4 し尿の収集・処理方法

- (1) 被害状況に応じ、避難部と調整し、仮設トイレを避難所等に設置する。
- (2) 収集は、避難所や被害の甚大な地域を優先する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。
- (3) 収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 清掃施設・設備等

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書

ごみ処理相互応援に関する協定

災害時におけるフロン類の回収に関する協定

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

第2節 がれき対策

【技術部】

災害により、住家又はその周辺に流入した土石類、大量に生じるがれきに対し、適正な処理に努める。

1 流入した土石等の障害物の除去

技術部は、災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

(1) 対象者等

ア 自らの資力では当該障害物を除去することのできない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産を持たない失業者等）であること。

イ 障害となる物が居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。

ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。

エ 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失及び床下浸水の住家は対象とならない。）。

オ 当該災害により直接被害を受けたものであること。

(2) 除去の方法

ア 除去対象戸数及び所在を調査・把握するとともに、必要な資機材及び体制を確保する。

イ 除去に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力を要請して行う。

ウ 優先度の高い箇所から実施する。

エ 市の処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援要請を行う。

様式・資料集 第1 様式 障害物除去状況記録簿（第25号様式）

第2 様式 5協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

2 がれきの処理

(1) 臨時集積地

ア 倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等のがれきは、臨時集積地を選定して、一時的に集積する。

イ 臨時集積地の選定に当たっては、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び

周辺環境等に配慮する。

(2) 搬入及び管理

ア 搬入に当たっては、不燃物、可燃物及び有害物に分別して、直接搬入する。

イ 臨時集積地への搬入及び搬出管理を適正に行うため、要員を配置するとともに、市の地域以外のがれきを制限するため、搬入券を交付する。

ウ 周辺の環境等に十分配慮して、消毒等を行う。

エ 市民及び事業所へがれきの分別、排出抑制等について協力要請する。

(3) 処理

ア 処理に当たっては、必要に応じて分別、中間処理を行い、減量化に努める。

イ クリーンセンター及び最終処分場の処理能力を勘案し、排出及び処理を行う。

ウ 市の保有する処理能力を上回るときは、県及び他の地方自治体に応援を要請する。

エ アスベスト等有害ごみについては、専門業者により処理を行う。

第10章 教育対策

第1節 児童生徒の安全対策等

【避難部、小・中学校】

児童生徒の安全確保を最優先するため、気象等予警報の的確な情報把握に努める。

1 情報連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の気象情報等の予警報の伝達は、次のとおりとする。

(1) 情報の伝達

ア 市が把握する情報は、必要に応じて、教育委員会を通じて各学校へ伝達する。

イ 学校は、あらかじめ定めた方法により、家庭（保護者）へ連絡する。

(2) 情報の種類

教育委員会を通じて各学校へ伝達する予警報等は、次のとおりとする。

ア 警報

(ア) 暴風警報

(イ) 大雨警報

(ウ) 洪水警報

(エ) 水防警報

イ 注意報

(ア) 台風に伴う強風注意報

(イ) 大雨注意報

(ウ) 洪水注意報

(エ) 雷注意報

2 安全対策

(1) 学校において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、児童生徒の安全確保に全力を挙げて取り組み、事態に即応して、あらかじめ定めた計画に従い、避難等の必要な措置を講ずる。

(2) 児童生徒の安否、被災状況等を速やかに把握し、教育委員会に報告する。

3 避難所開設への協力

指定一般避難所となっている小学校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。

第2節 学校教育の早期再開

【避難部、小・中学校】

災害時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、教育環境の復旧及び回復を促進し、学校教育の早期再開に努める。

1 学校施設の復旧等

(1) 学校施設の被害状況の把握

ア 学校長は、施設及び敷地に被害を受けたときは、その被害状況を教育委員会に報告する。

イ 避難部は、学校施設の被害状況の把握に努めるとともに、速やかに教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

ウ 被害状況の収集に関しては、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(2) 応急復旧対策

ア 校舎等の被害が軽易なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能なときは、その校舎の安全を確保する。

ウ 被害が甚大で全面的に使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧が完了するまで管理する。

(3) 教室の確保

ア 被災施設の応急復旧に努め、学校教育の再開に向け教室の確保を図る。

イ 近隣の学校と協議及び調整を行い教室を融通しあう。

ウ 学校以外の公共施設及び協力の得られる民間施設を教室として利用する。

エ 校舎等が避難所施設となるときは、ア、イ及びウによるほか応急に仮校舎を設置する。

2 応急教育の実施等

(1) 応急教育の実施

通常の授業が実施できない場合は、学校施設の確保状況等を勘案し、臨時

休校のほか二部授業、分散授業等の応急教育を実施する。

(2) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく通常の授業が実施できない場合は、次の方法により教職員の確保を図る。

ア 各学校で、教職員の出勤状況に応じて一時的な体制を確保する。

イ 市内学校間で、教職員の応援体制を確保する。

ウ 県教育委員会又は近隣市町の教育委員会へ、教職員の確保等について応援を要請する。

エ 県教育委員会と協議し、必要な教職員を臨時に採用する。

(3) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について保護者等への周知を図る。

3 学校給食

(1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場（前並・稲口・東部第1・東部第2）の復旧に努める。

なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

(2) 学校給食は、各調理場（前並・稲口・東部第1・東部第2）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。

4 児童生徒の健康保持等

被災した児童生徒に対しては、必要に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケアに努める。

5 教科書・学用品等の給与

(1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。

なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 県は、県立学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、

教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

様式・資料集 第1 様式 学用品交付簿（第26号様式）

第3節 社会教育及び文化財 【避難部、各施設】

1 社会教育関係施設

社会教育関係施設の応急措置については、早期再開に必要な対策を講ずるものとする。

2 文化事業等の早期再開

被災者に対しては、物質的支援だけでなく、精神的な支援を行うため、芸術、文化事業をはじめスポーツ事業についても可能な限り早期再開に努める。

3 文化財対策

文化財が被害を受けたときは、教育委員会は被害調査を実施し、文化庁及び県の指導の下に所有者と協議し復旧対策を講ずる。

第 11 章 災害救助法の適用 【本部事務局部】

市の地域に災害のおそれがある場合並びに一定規模以上の災害が発生し、その災害が救助法に該当し、又は該当する見込みがあるときで、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、市長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、救助法の適用を要請し、応急的、一時的な救助を行う。

1 適用基準

(1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、市単位で知事が指定して行う。

ア 市内で、全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が 150 世帯以上に達したとき。

イ 被害世帯がアの基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、市内の被害世帯が 75 世帯以上に達したとき。

ウ 被害世帯数がア又はイに達しないが、県の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市内の被害状況が、特に援助を必要とする状態にあるとき。

エ 市内の被害がア、イ及びウに該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命及び身体の影響を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき（厚生労働大臣に事前協議を要する。）。

(2) 適用の基準となる被害世帯の換算等計算は、次の方法による。

ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を配慮して実情に即した決定をする。

(3) 災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非

常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

2 救助の種類

救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、県からの通知を受けることにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の設置	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	

また、市は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 救助の程度、方法等

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則の規定による。

また、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

様式・資料集 第2 資料 6 県関係要領等

災害救助法施行細則

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置

第1節 罹災証明書の交付等

【市民窓口部、消防公安部】

1 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市民窓口部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、住家の被害認定結果等により作成された被災者台帳等を確認の上、罹災証明書を発行する。

消防公安部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。

様式・資料集 第2 資料 7市条例等

春日井市罹災証明書等交付要綱

2 被災者台帳の活用

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第 2 節 義援金、災害弔慰金等

【救護福祉部、会計部】

1 義援金の受付及び配分

- (1) 会計部は、義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金の受付を行う。
受け付けた義援金は、被災者に配分されるまで、専用口座を設けて保管する。
- (2) 救護福祉部は、日本赤十字社及びその他関係団体と配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年春日井市条例第 16 号）に基づき、市民が自然災害によって死亡した場合は、遺族に対して災害弔慰金を支給し、また、災害による負傷や疾病が治った後に身体又は精神に障がいが残った市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害見舞金等

市は、春日井市災害見舞金等支給条例（昭和 48 年春日井市条例第 16 号）に基づき、被災者に対して災害見舞金を支給する。また、被災者の葬祭を行う者に対して弔慰金を支給する。

(3) 愛知県災害見舞金

県は、被災者に対して見舞金を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の 2 分の 1 は国の補助となっている。

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送

付する。

イ 市は、春日井市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、支給する支援金の2分の1は県の補助となっている。

3 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金

市は、春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金

愛知県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額を目安として福祉資金の貸付けを行う。

様式・資料集 第2 資料 7市条例等

春日井市災害見舞金等支給条例

春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例

春日井市被災者生活再建支援金支給要綱

第3節 住宅等対策

【技術部】

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅の再建又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。

1 応急仮設住宅

第3編第5章第6節による。

2 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第4節 市税の徴収猶予、減免等

【各所管課】

1 市税の納税緩和措置

被災した納税義務者、特別徴収義務者、被保険者等に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）、春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）及び春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）に基づき、納期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置を、それぞれの実情に応じ適時適切に講ずる。

2 国民年金保険料の免除

市は、被災した年金加入者又はその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく申請により、内容審査の上、知事に免除申請者を進達する。

第5節 復旧に係る資金融資

【各所管課】

1 災害復興住宅資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。

2 中小企業融資

災害により被害を受けた中小企業者に対しては、県の小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等を始めとして、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付、信用保証協会の保証等による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時

に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第 2 章 復興体制

【各部、関係機関】

1 復興体制の基本方針

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

また、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求めることとし、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

2 市復興計画の策定

市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第3章 公共施設の災害復旧計画

【各部、関係機関】

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を調査・検討し、県等の関係機関と連携・協力して、それぞれ所管する公共施設の復旧事業計画を速やかに作成する。

なお、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等の検証を行い、単に原形復旧にとどまらず、再発防止及び将来の災害に備える内容とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 道路災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (3) 農林業施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧に伴う財政援助

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方自治体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内に

において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助されるもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
- ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- エ 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- キ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 30 年法律第 136 号)
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和 47 年法律第 132 号)

(2) 要綱等により一部負担又は補助されるもの

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 5 分の 4 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 2 分の 1 を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で災害復旧事業費の 2 分の 1 を国庫補助する。

3 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

激甚災害及び局地激甚災害の指定に係る調査を県が行う際には、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査等に協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出する。

(3) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
 - (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (シ) 感染症予防事業
 - (ス) 堆積土砂排除事業
 - (公共的施設区域内)
 - (公共的施設区域外)
 - (セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資機材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4 災害復旧事業の実施

災害により、被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関等は、必要な職員を適正に配置し、また、必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

第4章 暴力団等への対策

【各部、関係機関】

1 復旧・復興事業からの暴力団等の排除

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するとともに、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団等の排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

計画資料

資料1 地形及び地質

名古屋市の北東に位置する本市は、尾張丘陵と濃尾平野の接触地帯にあつて、その南側を庄内川が流れており、全般に東高西低の地盤傾斜をしていて、北東部の高地では海拔 436m、南西部の低地(勝川橋付近)では海拔 11m前後である。すなわち、東部の高丘陵地帯と南西部の平たん地帯とに分けられる。

地質構造は地形との関連が大きく、北東部山地の基盤は古生層と花崗岩類に分けられる。西に広がる丘陵は第3紀層で、亜炭をはさんだ泥岩層と砂礫層からなっているが、市の大部分は第4紀層で、丘陵南縁にたい積し南西に広がっている。

資料2 河川

(1) 1級河川

河川名	区 間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
	上 流 端	下 流 端		
庄内川	左岸 恵那市三郷町野井字法仙寺 141 番の1地先 右岸 恵那市三郷町野井字川上 209 番地先	—	19.30	8.77
八田川	左岸 小牧市大字大草字大良3400 番地先 右岸 小牧市大字大草字大良3325 番地先	庄内川への合流点	8.88	9.51
大山川	狐洞川の合流点	新川への合流点	1.20	1.11
生地川	左岸 小牧市大字大草字角田 68 番地の1地先 右岸 下原町字平橋 2313 番の35 地先	八田川への合流点	2.40	3.26
地藏川	左岸 下市場町字山岸 1675 番の1 地先 右岸 金ヶ口町字山岸 1671 番の1 地先	庄内川への合流点	9.52	15.29
新地藏川	地藏川からの分岐点	新川への合流点	1.80	7.79
内津川	内津町字南山442番の2 地先の砂防堰堤下流端	庄内川への合流点	13.94	22.47
内津川 放水路	左岸 出川町字北の坪 1111 番の22 地先 右岸 出川町字北の坪 1111 番の29 地先	庄内川への合流点	1.80	1.84
大谷川	宮東川に分岐点	内津川への合流点	2.89	5.35
西行堂川	小牧市大字下末字山ノ田970 番地先の入鹿用水路交点	大山川への合流点	3.70	3.84
繁田川	左岸 気噴町字川中 1552 番の1 地先 右岸 気噴町字川西 1118 番の1 地先	庄内川への合流点	0.70	1.87
新繁田川	山谷川の合流点	庄内川への合流点	1.95	3.17
うぐい川	柳川の合流点	庄内川への合流点	4.20	10.14
地藏川 放水路	左岸 林島町 右岸 林島町	内津川への合流点	0.25	3.90

(注) 1 河川延長、流域面積は、春日井市内分である。

2 指定年月日は、いずれも昭和44年3月20日である。(内津川放水路、地藏川放水路を除く)

(2) 準用河川

河川名	区 間		河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	指 定 年 月 日
	上 流 端	下 流 端			
牛山川	両岸 牛山町字八反田 2176 番の 6 地先	一級河川大山川への合流点	1.00	0.58	昭和 49 年 5 月 10 日
神屋川	左岸 神屋町字向畑 1024 番の 1 地先 右岸 神屋町字向畑 1020 番の 2 地先	一級河川内津川への合流点	1.30	1.41	
坂下川	左岸 坂下町 2 丁目 1086 番の 4 地先 右岸 坂下町 1 丁目 1606 番の 2 地先	一級河川内津川への合流点	0.70	0.52	昭和 50 年 3 月 14 日
如意申川	名鉄小牧線交差部	生棚川への合流点	1.00	2.73	
地藏川	左岸 金ケ口町字金ケ口 1527 番の 4 地先 右岸 金ケ口町字金ケ口 1500 番の 1 地先 (金ケ口池)	一級河川地藏川へ接続	0.54	1.29	昭和 51 年 11 月 18 日
大泉寺川	左岸 大泉寺町字大池下 292 の 230 地先 右岸 大泉寺町字大池下 255 の 1 地先	一級河川地藏川への合流点	1.80	1.49	
大手川	左岸 牛山町字大手前 2969 番地先 右岸 牛山町字流 2945 番の 16 地先	一級河川西行堂川への合流点	0.90	0.61	昭和 53 年 4 月 8 日
池田川	左岸 田楽町字池之上 741 番の 1 地先 右岸 田楽町字池之上 741 番の 2 地先	一級河川西行堂川への合流点	0.90	0.53	昭和 55 年 11 月 26 日
北山川	左岸 桃山町 2 丁目 85 番地先 右岸 桃山町 2 丁目 81 番地先	与兵池	0.30	0.27	昭和 56 年 9 月 4 日
新繁田川	左岸 岩成台 4 丁目 15 番の 1 地先 右岸 岩成台 8 丁目 4 番の 1 地先	一級河川新繁田川の上流端	0.57	1.18	
黒助川	明知町字東厚金 932 番の 1 地先	黒助洞川への合流点	0.18	0.09	昭和 60 年 2 月 13 日

資料3 気候

(1) 気温、風速、降雨量等

年 月	気 温			風 速		降雨日数 日	降 雨 量 mm	日最大降雨量	
	平均	最高	最低	平均	最高			月 日	降 雨 量
	℃	℃	℃	m	m				mm
平成28年	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5
29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0
30	17.3	40.9	-4.0	3.6	28.4	122	1,441.0	8月12日	73.0
令和元年	17.4	39.1	-2.3	3.5	18.4	112	1,378.5	10月25日	125.0
令和2年	17.3	39.2	-2.2	3.5	17.6	106	1,607.0	10月10日	67.0
令和2年 1	7.7	16.3	0.4	3.6	15.3	6	50.0	1月8日	23.0
2	7.2	19.4	-2.2	3.9	14.9	7	48.5	2月16日	21.0
3	10.7	24.1	0.6	3.9	16.8	10	115.5	3月8日	31.0
4	13.5	27.0	4.1	4.6	14.8	7	105.0	4月18日	33.0
5	21.0	32.2	12.2	3.4	12.5	11	129.5	5月16日	50.5
6	25.1	35.0	17.6	3.1	10.0	10	225.5	6月30日	46.0
7	25.7	37.3	19.3	3.5	15.1	22	448.0	7月8日	66.0
8	30.9	39.2	23.4	3.0	16.6	3	24.5	8月7日	19.0
9	25.7	37.3	17.2	3.3	15.2	14	208.0	9月10日	40.5
10	18.3	29.6	7.9	3.3	12.3	7	215.5	10月10日	67.0
11	14.2	26.3	5.9	3.3	12.8	4	27.0	11月2日	12.5
12	7.5	17.6	-0.6	3.3	17.6	5	10.0	12月28日	4.0

資料：春日井市統計書 令和3年版

(2) 警報・注意報発表状況

(単位 回)

年 月	警 報	警 報				注意報	注意報				
		大 雨	洪 水	暴 風	その他		大 雨	洪 水	雷	強 風	その他
平成28年	11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71
29	16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88
30	10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86
令和元年	1	0	0	1	0	183	23	6	75	15	64
令和2年	1	1	0	0	0	159	22	5	66	7	59
令和2年 1	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	3
2	0	0	0	0	0	11	0	0	2	2	7
3	0	0	0	0	0	24	0	0	5	2	17
4	0	0	0	0	0	13	0	0	7	1	5
5	0	0	0	0	0	13	0	0	5	0	8
6	0	0	0	0	0	12	1	1	7	0	3
7	1	1	0	0	0	28	12	3	11	0	2
8	0	0	0	0	0	20	3	1	15	0	1
9	0	0	0	0	0	11	5	0	6	0	0
10	0	0	0	0	0	7	1	0	3	1	2
11	0	0	0	0	0	7	0	0	2	0	5
12	0	0	0	0	0	8	0	0	1	1	6

※ 春日井市を対象に発表された状況

資料：春日井市統計書 令和3年版

資料4 過去の主な風水害等

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
大正元年(1912) 9月22～23日	暴風雨	971.4	28.2 南南東	102.9	②死者140、負傷者180、 全壊6,000
大正8年(1919) 9月16～17日	暴風雨				②死者4、全壊40、 浸水700
大正10年(1921) 9月25～26日	暴風雨	986.7	18.3 南東	43.9	②死者27、負傷者22
大正14年(1925) 8月14～15日	大雨				②死者6、負傷者3、 全壊25、浸水20,000
大正14年(1925) 9月11日	暴風雨	996.0	22.8 南南東	186.8	②死者12、負傷者3、 全壊52、浸水20,000
大正15年(1926) 9月4日	暴風雨	989.1	20.8 北北西	52.9	②死者23、負傷者70、 全壊166、浸水1,400
昭和5年(1930) 7月19日	大雨				②死者13、負傷者2 全壊13、浸水2,000
昭和7年(1932) 7月1～2日	大雨				②死者26、負傷者9、 全壊30、浸水2,700
昭和9年(1934) 9月21日	暴風雨(室戸台風)	975.9	32.9 南南東	24.0	②死者8、負傷者68、 全壊85
昭和10年(1935) 10月27日	大雨				②死者1、全壊2、 浸水13,000
昭和11年(1936) 10月2～3日	暴風雨	984.6	12.7 北	198.2	②死者2、負傷者8、 全壊4、浸水15,000
昭和13年(1938) 7月3～5日	大雨				②死者2、全壊6、 浸水4,500
昭和19年(1944) 10月7～8日	暴風雨	975.3	3.7 南南東	80.8	②死者5、負傷者2、 全壊95、浸水700
昭和20年(1945) 9月18日	暴風雨(枕崎台風)	988.7	20.2 南南東	40.3	②死者4、負傷者8、 全壊400、浸水600
昭和20年(1945) 10月11日	暴風雨(阿久根台風)	997.1	14.0 南南東	228.9	②死者1、全壊1、 浸水6,000
昭和25年(1950) 9月3日	暴風雨(ジェーン台風)	995.4	26.7 南東	47.4	②死者6、負傷者36、 全壊40、浸水300
昭和27年(1952) 6月23～24日	暴風雨(ダイナ台風)	991.3	13.7 北北東	177.2	②死者1、全壊3、 浸水6,800
昭和27年(1952) 7月10～11日	大雨				②負傷者3、全壊5、 浸水52,000
昭和28年(1953) 9月25日	暴風雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6 北北西	178.1	②死者75、負傷者623、 全壊6,769、浸水90,000
昭和29年(1954) 7月30日	大雨				②死者3、負傷者1、 全壊15、浸水6,870

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
昭和 30 年(1955) 10 月 20 日	暴風雨 (台風 26 号)	989.7	20.8 南南東	34.3	②死者 3、負傷者 18、 全壊 65、半壊 61、 一部破損 113、床上浸水 14、床下浸水 599
昭和 32 年(1957) 8 月 7 日	大雨 (多治見大雨)				②死者 33、負傷者 44、 全壊 88、半壊 89、 床上浸水 3,547、 床下浸水 13,961
昭和 33 年(1958) 8 月 25 日	暴風雨 (台風 17 号)	999.0	17.7 南東	139.9	②死者 3、負傷者 1、 全壊 9、半壊 25、 一部破損 248、 床上浸水 116、 床下浸水 4,682
昭和 34 年(1959) 8 月 14 日	大雨	993.5	13.4 西北西	234.0	②負傷者 1、全壊 1、 半壊 20、一部破損 2、 床上浸水 14、 床下浸水 80,826
昭和 34 年(1959) 9 月 26 日	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0 南南東	165.7	①伊勢湾を中心とした、 台風と高潮による災害 ②死者 3,168、 行方不明 92、 負傷者 59,045、 全壊 23,334、 流失 3,194、 半壊 97,049、 一部破損 287,059、 床上浸水 53,560、 床下浸水 62,831 ③県全域 (沿岸部中心) ④3,224 億円
昭和 36 年(1961) 6 月 23～29 日	大雨(36.6 梅雨前線 豪雨)			398 ※立田 682	①集中豪雨による、河川 のはんらん等の被害 ②死者 4、行方不明 2、 負傷者 13、全壊 29、 流失 2、半壊 72、 床上浸水 7,969 床下浸水 66,654 ③県全域 (尾張地域中心) ④111 億円
昭和 36 年(1961) 9 月 16 日	暴風雨(第二室戸台風)	971.7	28.7 南南東	96.4	①集中豪雨による中小河 川のはんらん、暴風雨 によるたつまき等の被 害

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					②死者 3、負傷者146、 全壊 168、半壊 515、 床上浸水 652、 床下浸水 8,868 ③尾張地域 ④104 億円
昭和 37 年(1962) 6 月 30 日～ 7 月 5 日	大雨 (前線)			103 ※伊良湖 236	①局地的集中豪雨による 中小河川のはんらん等 の被害 ②死者 2、負傷者 1、 全壊 2、 床上浸水 1,605、 床下浸水 15,501 ③東三河、尾張地域
昭和 37 年(1962) 8 月 26 日	暴風雨 (台風 14 号)	996.5	23.3 南南東	110	②死者 1、負傷者 9、全壊 26、半壊 28、床上浸水 177、床下浸水 7,556 ③県全域 ④42 億円
昭和 39 年(1964) 9 月 25 日	暴風雨 (台風 20 号)	992.8	22.0 南南東	105.2	①雨による被害 ②死者 2、負傷者 10、 全壊 6、半壊 12、 床上浸水 23、 床下浸水 2,298 ③県全域 (主に名古屋、 尾張、海部、知多) ④26 億円
昭和 40 年(1965) 9 月 17 日	暴風雨 (台風 24 号)	970.2	17.0 北	188.6	①雨による被害 ②死者 1、負傷者 18、 全壊 12、半壊 62、 床上浸水 1,728、 床下浸水 49,622 ③県全域 (主に名古屋、 海部の平野部) ④93 億
昭和 41 年(1966) 10 月 12 日	大雨 (東三河集中豪雨)			54 ※田原 345	①集中豪雨による中小河 川のはんらん等の被害 ②死者 10、負傷者 14、 全壊 18、半壊 11、 床上浸水 11、 床下浸水 20,747 ③東三河地域 (豊橋市、 田原町中心) ④42 億円

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
昭和43年(1968) 8月29日	大雨(台風10号)	991.5	15.7 南南東	179 ※茶臼 山 587	①集中豪雨による中小河 川はんらん、山(がけ) 崩れ等の被害 ②死者6、負傷者15、 全壊24、半壊24、 一部破損45、 床上浸水292、 床下浸水4,314 ③奥三河地域(新城市、 南・北設楽郡の山間部) ④59億円
昭和44年(1969) 8月4～5日	大雨(台風7号)	990.6	14.8 東南東	64 ※新城 365.5	①集中豪雨による河川の はんらん 山(がけ)崩 れ等の被害 ②死者3、負傷者5、 全壊10、半壊36、 一部破損81、 床上浸水661、 床下浸水3,515 ③奥三河地域(新城市、 宝飯郡、南・北設楽郡 の山間部) ④45億
昭和45年(1970) 7月29～30日	集中豪雨	1,010.8	7.7 東北東	123.5	②死者3、負傷者4、 全壊2、半壊7、 床上浸水4,552、 床下浸水37,946 ③尾張地域 ④18億円
昭和46年(1971) 8月30～31日	大雨(台風23号)	987.5	10.0 東	321.5	②死者4、負傷者15、 全壊19、半壊127、 一部破損228、 床上浸水6,136、 床下浸水59,160 ③県全域 ④176億円
昭和47年(1972) 7月12～13日	集中豪雨 (47.7豪雨、台風6号)			289 ※猿投 458	①集中豪雨による山 (がけ)崩れ、河川の はんらん等の被害 ②死者46、行方不明4、 負傷者112、全壊271、 半壊287、 床上浸水20,075、 床下浸水12,077 ③西三河地域(小原村、 藤岡町、豊田市、足助

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					町の間部) ④302 億円
昭和 49 年(1974) 6 月 4～5 日	大雨			※半田 231	①低気圧とそれに伴う梅 雨前線による大雨で、 土砂崩れ、家屋の浸水 の被害 ②負傷者 15、全壊 3、 半壊 2、 床上浸水 1,050、 床下浸水 4,501 ③知多地域（半田市、 常滑市、南知多町ほか 12 市町) ④155 億円
昭和 49 年(1974) 7 月 7 日	豪雨（七夕豪雨、 台風 8 号）	1,008.2	6.7 南東	65 ※新城 323 東栄 302 南知多 285	①台風と梅雨前線による 集中豪雨で、かけ崩れ、 中小河川のはんらん、 橋りょうの流失等の被 害 ②死者 3、負傷者 12、 全壊 16、半壊 70、 床上浸水 1,820、 床下浸水 11,800 ③知多、東三河地域（豊 橋市、蒲郡市、南知多 町ほか 31 市町) ④195 億円
昭和 49 年(1974) 7 月 24～25 日	大雨			139.8 ※津島 333 常滑 315 一宮 237	①集中豪雨による多数の 家屋の浸水被害 ②死者 1、負傷者 7、 床上浸水 7,248、 床下浸水 74,035 ③県全域（尾張、海部、 知多中心) ④92 億円
昭和 51 年(1976) 9 月 8～13 日	集 中 豪 雨 (51.9 豪雨、 台風 17 号)	1,002.4	10.2 南東	422 ※一宮 682 南知多 602	①集中豪雨による中小河 川の被害 ②死者 1、負傷者 37、 全壊 14、半壊 437、 一部破損 461、 床上浸水 13,050、 床下浸水 102,677 ③尾張、海部、知多地域 (59 市町村)

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					④378 億円
昭和 54 年(1979) 9 月 24～25 日	豪雨			94 ※名古屋 市港区 224 1 時間 雨量 108	①雷を伴った前線による 局地的な集中豪雨で、 家屋の浸水、道路・河 川等の被害 ②死者 2、 床上浸水 1,665、 床下浸水 33,351 ③県西部（名古屋市、 東海市ほか 18 市町村） ④26 億円
昭和 54 年(1979) 9 月 28 日～ 10 月 1 日	暴風雨（台風 16 号）	981.9 ※小牧 978.2	17.7 南東 ※伊良湖 21.3 南	50 ※茶臼 山 170	①台風の通過による家屋 損壊、農水産物・公共 土木施設等の被害 ②死者 1、負傷者 23、 全壊 2、半壊 20、 一部破損 217、 床上浸水 9、 床下浸水 178 ③県全域 ④65 億円
昭和 54 年(1979) 10 月 18～19 日	暴風雨（台風 20 号）	971.9 ※小牧 969.4	14.2 西 ※伊良湖 20.0 南	80 ※作手 282 茶臼山 279 鳳来 233	①台風の通過による家屋 損壊、農林水産物・公 共土木施設等の被害 ②行方不明 1、負傷者 8、 全壊 4、半壊 5、 一部破損 26、 床上浸水 39、 床下浸水 314 ③県全域 ④113 億円
昭和 57 年(1982) 8 月 1～3 日	暴風雨（台風 10 号と 低気圧）	975.1 ※伊良湖 973.0	9.4 南南西 ※伊良湖 21.1 東	184.5 ※鳳来 501 伊良湖 444	①台風と低気圧による大 雨に伴う、家屋損壊、 公共土木施設・農地農 業用施設・農林水産物 等の被害 ②負傷者 9、全壊 1、 半壊 4、一部破損 91、 床上浸水 230、 床下浸水 2,777 ③県全域 ④131 億円

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
昭和 57 年(1982) 9 月 11～12 日	暴風雨 (台風 18 号)	984.1 ※伊良湖 980.5	10.3 北 ※伊良湖 19.7 北北西	134.0 ※伊良湖 306.5	①台風による家屋損壊、 公共土木施設・農産物 等の被害 ②死者 1、負傷者 1、 半壊 1、一部破損 4、 床上浸水 7、 床下浸水 324 ③主に県東部 ④23 億円
昭和 58 年(1983) 8 月 16～17 日	暴風雨 (台風 5 号)	982.0 ※伊良湖 974.9	7.2 西北西 ※伊良湖 19.0 東北東	100 ※豊橋 419	①台風による家屋損壊、 公共土木施設・農林 産物等の被害 ②負傷者 1、全壊 1、 半壊 1、一部破損 3、 床上浸水 33、 床下浸水 356 ③主に県東部 ④約 13 億円
昭和 58 年(1983) 9 月 27～28 日	暴風雨 (台風 10 号)	992.2	9.5 北 ※伊良湖 11.2 南南東	234 ※小原 291 茶臼山 305	①台風、特に豪雨による 家屋損壊、公共土木施 設・農林水産業施設・ 農水産物等の被害 ②死者 5、負傷者 1、 全壊 2、半壊 1、 一部破損 25、 床上浸水 762、 床下浸水 16,974 ③主に県西部 ④約 28 億円
平成元年(1989) 9 月 2～4 日	大雨			132 ※茶臼 山 325	①低気圧に伴う寒冷前線 ②死者 1、負傷者 3、 全壊 1、一部破損 2、 床上浸水 3、 床下浸水 139 ③県全域 ④約 24 億円
平成元年(1989) 9 月 19～20 日	台風 22 号			47 ※茶臼 山 295	①台風、特に豪雨による 土砂災害により家屋損 壊、公共土木施設・農 林水産業施設等の被害 ②死者 2、負傷者 1、 全壊 18、半壊 11、 一部破損 9、 床上浸水 121、

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					床下浸水 134 ③県全域 (東加茂郡中心) ④約 92 億円
平成 2 年(1990) 9 月 19～20 日	台風 19 号	972.5 ※伊良湖 976.9	20.1 南南東 ※伊良湖 26.2 南	95 ※作手 254	①台風による農業用施設・農作物に著しい被害 ②負傷者 29、全壊 2、半壊 28、一部破損 2、297、床上浸水 67、床下浸水 1,408 ③県全域 ④約 153 億円
平成 3 年(1991) 9 月 18～19 日	台風 18 号	987.6 ※伊良湖 987.3	7.7 西北西 ※伊良湖 12.6 東	242 ※南知多 316	①台風により、特に住宅に著しい被害が発生し、名古屋市 の 3 区と春日井市に災害救助法が適用 ②死者 2、軽傷者 1、全壊 2、一部破損 9、床上浸水 3,713、床下浸水 12,131 ③県全域 ④約 60 億円
平成 6 年(1994) 4 月 26 日	中華航空機 墜落事故		※春日井 (発生時) 3.8 西		①午後 8 時 16 分頃、中華航空のエアバスが、着陸に失敗し墜落、飛散炎上した ②機体全焼、死者 264、負傷者 7、物損被害等 6 ③名古屋空港滑走路南端着陸帯
平成 12 年(2000) 9 月 11～12 日	東海豪雨			※春日井 513.5 最大時間雨量 88.0	①台風 14 号の影響により秋雨前線が刺激され記録的な豪雨となり、家屋の浸水、道路・河川等に甚大な被害が発生し県内 21 市町に災害救助法適用 ②春日井市 床上浸水 363 床下浸水 727 ③県全域

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					④市約 25 億円
平成 13 年(2001) 8 月 21～22 日	台風 11 号				① 風の通過による災害 ② 死者 1 名、 負傷者 1 名、 床上浸水3棟、 床下浸水165棟 ③ 県内全域 ④ 約3億円
平成 15 年(2003) 8 月 8～9 日	台風 10 号		28.0 東南東 ※名古屋		① 風の通過による災害 ② 負傷者 5 名、 一部損壊 5 棟、 床上浸水 1 棟、 床下浸水15棟 ③ 県内全域 ④ 約24億円
平成 16 年(2004) 6 月 21 日	台風 6 号		34.0 ※名古屋		① 風の通過による災害 ② 負傷者27名、 半壊 1 棟、 一部損壊16棟、 床上浸水 1 棟、 床下浸水 3 棟 ③ 県内全域 ④ 約13億円
平成 16 年(2004) 10 月 20～21 日	台風 23 号		33.0 南 ※名古屋		① 風の通過による災害 ② 死者 1 名、 負傷者18名、 一部損壊41棟、 床上浸水21棟、 床下浸水160棟 ③ 県内全域 ④ 約17億円
平成 20 年(2008) 8 月 28～30 日	8 月末豪雨			237 ※名古屋 最大時 間雨量 146.5 ※岡崎	① 停滞していた前線に 非常に湿った空気が流 れ込んだため、前線の 活動が活発となり、県 内各地で記録的な大雨 となった。このため、 名古屋市及び岡崎市 で、災害救助法及び被 災者生活再建支援法の 適用がされた。 ② 広田川が破堤。 死者 2 名、負傷者 5 名、 住家の全壊 5 棟、

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					半壊3棟、 一部損壊29棟、 床上浸水2,480棟、 床下浸水14,106棟 ③ 県内全域 ⑤ 107億円
平成21年(2009) 10月7～8日	台風18号		29.9 ※名古屋	206 ※東海	① 台風第18号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ② 負傷者19名、家屋全壊6棟、半壊41棟、一部損壊2,092棟、床上浸水246棟、床下浸水1,235棟 ③ 県内全域 ④ 約134億円
平成23年(2011) 9月20～21日	台風15号			344 ※春日井 最大時間雨量 68.0	① 奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ② 死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟 ③ 県内全域 ④ 約30億円
平成24年(2012) 6月19日	台風4号		18.8 ※名古屋 27.7 ※伊良湖	53 ※名古屋 239 ※阿蔵	① 19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿蔵では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するな

年 月 日	種 別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ① 被害の特徴 ② 被害の程度 ③ 発生場所 ④ 被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風 向	総雨量 (mm)	
					<p>ど、東部を中心に大雨となった。</p> <p>② 負傷者6名、家屋一部損壊8棟、床下浸水4棟</p> <p>③ 県内全域</p> <p>④ 約5億円</p>

資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成29年修正）

資料5 東海地方に影響のあった主な台風

1 昭和9年9月20日（室戸台風）

この台風は、時速 20 km くらいで海上を進み、19 日の夜に沖縄南方に近づいた。ここで方向を北東に転向して土佐沖を進み、20 日の夜半すぎに室戸付近へ非常に強い大型台風として時速 60 km で上陸した。上陸後は徳島、淡路島、神戸市、和田岬、宝塚、池田、敦賀の西方を通過したのち、時速を 70 km～90 km に速め、勢力を衰えながら本州を縦断して宮古付近から北東の海上へ去った。

2 昭和28年9月25日（台風13号）

この台風は、トラック島の南東 150 km の海上に発生し、西から次第に北西に進み、22 日の夜には沖ノ鳥島の西方洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。この辺りから方向を四国沖に向け北上し、25 日の 17 時すぎに志摩半島を横断、毎時 40 km ぐらいの速さで伊勢湾をへてカムチャッカ半島へ去った。

3 昭和34年9月26日（伊勢湾台風）

この台風は、エニウエトック島の西 250 km の海上に発生した熱帯低気圧が発達したもので、台風として認められたのは、9 月 21 日北緯 15° 東経 150° 付近に達した頃からである。その後 9 月 23 日にはマリアナ群島で中心気圧が 894hpa に発達して、超大型台風になり、北上して 9 月 26 日の夜紀伊半島に上陸後まで勢力はあまり衰えなかった。台風の本邦上陸に当たり、風速の最大区域が台風中心経路の東側 70 km 付近の志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に記録的な高潮が発生した。

4 昭和36年9月16日（第2室戸台風）

マーシャル群島付近で発生した弱い熱帯低気圧が 9 月 8 日の 15 時に台風 18 号となった。12 日の朝にはマリアナ群島の南西海上で 900hpa 以下の超大型台風が発達し、14 日の夜半に沖縄の東側でゆっくり転向し、16 日の朝には四国南海上から室戸岬をかすめて大阪湾に向かい、同日 13 時 30 分頃尼崎と西宮の間に上陸した。その後 15 時頃には敦賀付近に進んだ。台風の規模も進路も昭和 9 年の室戸台風に似た台風であった。

5 昭和37年7月27日（台風7号）

この台風は、硫黄島の東方およそ 1,500 km の海上に発生したもので、発生地が非常に北東に偏っていた。発生後 1 日はほぼ北上し、2 日目からは西進して

27日に四国南東海上で転向、潮岬と白浜の間に27日の13時頃に上陸して、東海道西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上を進行中は、965hpaぐらいの中心気圧で中型の規模だったが、上陸後は急に衰え、28日には早くも1,000hpaの熱帯低気圧になった。

6 昭和37年8月26日（台風14号）

この台風は、8月21日の9時にマリアナ群島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧が950hpaになり、にわかに関心されるようになった。いわゆる夏台風特有の小型台風であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部日本に向かって北上した。26日の4時頃に中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後も真っ直ぐ北上して琵琶湖付近を通過して日本海にぬけた。

7 昭和46年8月30日～31日（台風23号）

この台風は、8月21日の9時に南鳥島の南西で発生し、ゆっくり北西のち西北西に進み、28日の朝には奄美大島の南東方に達した。この頃から移動速度が更に遅くなり急に発達し始め、屋久島付近を通過する頃の中心気圧は915hpaに低下した。29日の夜半頃に大隅半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り、31日の昼頃に伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

8 昭和47年9月16日（台風20号）

この台風は、9月13日の12時に沖ノ鳥島の南500kmに発生した。ゆっくり北西に進み、沖ノ大東島の南海上で転向し、進行方向を北～北北東に変えた。一方、15日の15時には低気圧が北朝鮮の元山沖約400kmにあり、閉塞前線が南東にのびて愛知県付近に達し、愛知県ではこの前線の影響により、15日の朝から降雨が強くなった。台風は16日の18時30分頃に潮岬付近に上陸し、その後、紀伊半島を縦断して三重県を経て、岐阜県西部を通り、17日の朝5時には佐渡ヶ島付近に達し、午後には北海道西岸に去った。

9 昭和54年9月28日～10月1日（台風16号）

9月23日の15時にヤップ島の北西海上で台風となった16号は、発達しながら北西に進み、26日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧が920hpaとなり、最盛期を迎えた。26日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29日の15時には奄美大島の東海上に達した。台風はこの頃から更に向きを北東に変えながら次第に加速し、30日の18時30分頃に高知県の室戸付近に上陸

(955hpa) した。23 時頃には大阪市に達し (965hpa、大型、並みの強さ)、岐阜市の北を通過して本州を北東に縦断し、10 月 1 日の 9 時には八戸沖へぬけた。

10 昭和 54 年 10 月 18 日～19 日 (台風 20 号)

10 月 6 日の 15 時にトラック島の東で台風となった 20 号は、8 日の朝から北西に進み始め、9 日の夜、グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達した。12 日の 15 時には、沖ノ鳥島の南南東約 400 km の海上で中心気圧 870hpa を観測し、最盛期 (大型、猛烈な台風) となった。その後ゆっくりした速さで西北西に進み、16 日の早朝から北北西に向きを変え、18 日の 9 時には沖縄の南約 150 km の海上に達した。台風はこの頃から次第に北東へ向きを変えながら加速し、19 日の 9 時 40 分頃に和歌山県白浜付近に上陸 (965hpa、大型、並みの強さ)、名古屋市の西を通過して本州を北東に縦断し、19 時には八戸沖へぬけた。

11 平成 2 年 9 月 19 日～20 日 (台風 19 号)

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、9 月 13 日に台風 19 号となり、発達しながら北西に進み、16 日から 17 日にかけて、ゆっくり沖縄の南東海上に近づき急激に発達した。17 日の午後には中心気圧 890hpa を記録し、猛烈な台風となった。その後台風は北東に進み、950hpa 以下の勢力を保ったまま、19 日の 20 時過ぎに和歌山県の白浜の南に上陸した。上陸後は速度を上げて近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断して 20 日の 12 時には三陸沖へぬけた。

12 平成 3 年 9 月 18 日～19 日 (台風 18 号)

台風 18 号は、9 月 18 日に沖縄の東沖を加速しながら北東へ進み、それに伴い本州上の秋雨前線の活動が活発となった。台風は 19 日の夕方に八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達して 20 日の早朝に三陸沖で温帯低気圧となった。このため、東海地方を含め太平洋岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の 16 都県に及んだ。愛知県では、既に 18 日の午前中に全域が雨となり、夜半過ぎから所々で激しく降り、18 日・19 日にかけて 100～300 mm の大雨となった。名古屋では 19 日の日雨量 217.5 mm を観測し、これは累年第 2 位の記録となった。

13 平成 6 年 9 月 29 日～30 日 (台風 26 号)

9 月 19 日の 3 時にグアム島の南西海上で台風となった 26 号は、発達しながら概ね北に進路をとり、29 日の 19 時半頃に大型で強い勢力を保ったまま和歌

山県南部に上陸した。上陸したときの中心気圧は 950hpa、中心付近の最大風速は 40m/s であった。上陸後は、勢力を弱めながらやや速度を速め、琵琶湖付近を通過して 30 日の 3 時には石川県沖に進んだ。この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が 200 mm を超えた。

14 平成 10 年 9 月 21 日～23 日の台風第 7 号と台風第 8 号

9 月 17 日 21 時にフィリピンの西の海上で発生した台風第 7 号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第 8 号は 9 月 20 日に日本の南海上で発生し、北上した。

日本への上陸は第 8 号のほうが早く、21 日 16 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の 22 日 13 時過ぎには第 7 号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第 8 号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21 日夜に一時風雨が強くなった。第 8 号は強い雨が顕著で、東部の山間部では 21 日の 21 時から 23 時にかけて、1 時間に 40～60mm の激しい雨が降った。

一日遅れて上陸した第 7 号は、中型で、強い勢力を保持して 22 日 15 時頃に滋賀県をとおり、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風 42.6m/s を観測した。この値は昭和 34 年の伊勢湾台風時に観測した 45.7m/s に次ぐ観測開始以来第 2 位の記録となった。

15 平成 12 年 9 月 11 日～12 日の台風第 14 号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9 月 2 日 21 時に台風第 14 号となった。10 日 09 時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。

愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は 20 箇所には達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。

この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大 1 時間降水量 97.0mm、日最大降水量 428.0mm、月最大 24 時間降水量 534.5mm は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

台風は、12 日 19 時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、

九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み 16 日 15 時には日本海西部で温帯低気圧となった。

16 平成 15 年 8 月 8 日～9 日の台風第 10 号

台風第 10 号は 8 月 3 日 15 時にフィリピンの東で発生し、7 日 15 時には大型で非常に強い台風となった。台風第 10 号は強い勢力を維持したまま 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10 日 6 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で 390mm の総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。

風も非常に強く吹き、名古屋で 9 日 6 時 17 分に東南東の風 28.0m/s、伊良湖で 9 日 1 時 26 分に南の風 27.3m/s の最大瞬間風速を観測した。

17 平成 16 年 10 月 8 日～9 日の台風第 22 号

台風第 22 号は、10 月 4 日 12 時にフィリピンの東で発生し、8 日 3 時には中心気圧 920hPa、中心付近の最大風速 50m/s の非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み 10 日 9 時に日本の東で温帯低気圧となった。

台風が愛知県に最も接近したのは 9 日 14 時から 15 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで 2 日間で 300mm を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で 10 月としての日降水量の極値を更新した。

18 平成 16 年 10 月 20 日～21 日の台風第 23 号

台風第 23 号は、10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島で発生し、16 日 21 時には中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 45m/s、暴風半径 280km、強風半径 1100km の超大型で非常に強い台風となった。

その後、台風第 23 号はゆっくり北上し、20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て 21 日 9 時に関東の東海上で温帯低気圧となった。

台風の中心が愛知県に最も接近したのは 20 日宵の内から夜遅くで、名古屋では 20 日 18 時 39 分に南の風 33.2m/s、伊良湖では 17 時 28 分に南東の風 35.2m/s の最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で 265mm となり、

東三河北部を中心に 200mm を超える大雨となった。

19 平成 21 年 10 月 7 日～8 日の台風第 18 号

台風第 18 号は 9 月 30 日 9 時に発生し、ゆっくりと西に進み、10 月 4 日 9 時にはフィリピンの東で、中心気圧 920hPa、最大風速 55m/s の猛烈な台風に発達した。

台風は 6 日から 7 日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧 940hPa、最大風速 45m/s の強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8 日 5 時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。

この台風の影響により、伊良湖では 8 日に日最大瞬間風速 39.9m/s を観測した（1953 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。また、名古屋では、8 日に日最大 1 時間降水量 67.0mm を観測した（1890 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。

20 平成 23 年 9 月 2 日～4 日の台風第 12 号

台風第 12 号は、8 月 25 日 9 時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30 日には小笠原諸島付近で中心気圧が 965 ヘクトパスカル、最大風速が 35 メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9 月 2 日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18 時頃に岡山県南部に再上陸した後、4 日未明に山陰沖に進み、5 日 15 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め（2 日 9 時）から 5 日 14 時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で 300 mm を超え、豊田市稲武では 330.0 mm を観測した。

21 平成 23 年 9 月 20 日～21 日の台風第 15 号

台風第 15 号は、9 月 13 日 21 時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16 日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19 日 21 時には最大風速が 35m/s の強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20 日 21 時には中心気圧が 940hPa、最大風速が 50m/s の非常に強い台風となった。台風は、

速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

県内では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫しました。降り始め(19日17時)から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿蔵では383.5mmを観測した。また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。

22 平成24年6月19日の台風第4号

台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日9時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。

その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め(19日0時)から20日6時までの降水量は、豊田市阿蔵では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

23 平成25年9月16日の台風第18号

9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した(8時の中心気圧は970hPa)。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖

に達した。

愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め(14日21時)から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4メートル(16日7時20分)を記録した。海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。

24 平成26年8月9～10日の台風第11号

台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日9時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日6時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日9時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。

台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。

三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0ミリ、亀山で333.0ミリを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

降り始め(8月8日14時)から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5ミリ、三重県津市白山で518.0ミリとなった。

このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。

25 平成26年10月5日～6日の台風第18号

台風第18号は、9月29日15時にトラック諸島近海で発生し、10月2日9時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4日9時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5日9時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6日

3時には潮岬の南南西の海上、6日6時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて6日9時には静岡市付近、6日11時には東京23区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6日21時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの5日1時から6日12時までの降水量は、豊橋市神野新田町で222.5mm、田原市伊良湖で187.0mm、新城市作手高里木戸口で179.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速21.8m/s、最大瞬間風速27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速19.3m/s、最大瞬間風速32.2m/sを観測した。

26 平成26年10月13日～14日の台風第19号

台風第19号は、10月3日21時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7日21時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら10日3時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12日3時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12日夜遅くには進路を東に変え、13日8時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13日9時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13日14時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13日23時には愛知県一宮市付近を通過し、14日0時には岐阜県郡上市付近に進み、14日6時には三陸沖に進んだ後、14日9時には温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの13日2時から14日4時までの降水量は、豊田市阿蔵町で125.5mm、愛西市江西町で125.0mm、豊根村茶臼山で124.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速22.0m/s、最大瞬間風速28.8m/sを観測した。海上では波の高さが7mの大しけとなった。潮位は、衣浦で10月13日19時38分に最大潮位偏差(瞬間値)77cm、10月13日19時38分に最高潮位(瞬間値)標高147cm、名古屋で10月13日19時42分に最大潮位偏差(瞬間値)73cm、10月13日19時42分に最高潮位(瞬間値)標高150cmを観測した。

27 平成27年9月9日の台風第18号

台風第18号は、9月7日3時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8日3時には硫黄島の西北西を時速25キロで北へ進み、8日9時には父島の西に達した。台風は9日1時には八丈島の西南西を時速25キロで北北西に進み、9日7時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9日10時過ぎ

に愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9日11時には愛知県名古屋市付近、13時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9日21時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日13時から10日9時までの降水量は、西尾市一色町で219.5mm、田原市伊良湖で212.5mm、南知多町豊丘で210.5mmを観測した。風については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速17.8m/s、最大瞬間風速28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速15.9m/s、最大瞬間風速30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速14.3m/s、最大瞬間風速30.1m/sを観測した。

28 平成28年9月19日～20日の台風第16号

台風第16号は、9月13日3時にフィリピンの東で発生し、20日0時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20日13時頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20日21時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では19日17時までの1時間に岡崎市木下町(愛知県雨量計)で103mmの雨を解析した。また、20日17時23分までの1時間に、蟹江町蟹江で61.0mmの雨を解析した。19日0時から20日24時までの48時間解析雨量積算では、西三河南部で300mmを超える雨量を解析した。

29 平成29年7月4日～5日の台風第3号

台風第3号は、7月2日9時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3日は東シナ海を北東へ進み、4日8時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4日12時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4日17時前に和歌山県田辺市に上陸し、4日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5日9時には日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、4日18時30分までの1時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約70mmの雨を解析し、0時から24時までの解析雨量は150mmを超える雨量を解析した。

30 平成29年8月7日の台風第5号

台風第5号は7月21日9時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29日には父島の東を南西に進み、8月1日には日本の南で北西に向きを変え、6日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7日10時頃に高知県室戸市付近を通過し、

7日15時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7日19時には三重県伊賀市付近を通過し、8日5時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8日18時に新潟県佐渡市付近に達した後、9日3時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日0時から8日24時までの降水量は豊根村茶臼山で224.5mm、豊田市阿蔵で203.0mmを観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速22.7m/s、最大瞬間風速28.3m/sを観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。

31 平成29年9月17日～18日の台風第18号

台風第18号は、9月9日21時にマリアナ諸島で発生し、11日から12日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進んだ。16日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17日11時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17日22時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18日北海道を北北東に進み、18日21時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。

愛知県ではセントレアで最大風速24.5m/s、最大瞬間風速は32.4m/s、名古屋市で最大風速16.5m/s、最大瞬間風速30.8m/sを観測した。

32 平成29年10月22日～23日の台風第21号

10月16日03時にカロリン諸島で発生した台風第21号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23日03時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では22日から23日にかけて、台風21号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23日は暴風となったところがあった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。

33 平成30年7月28日～29日の台風第12号

7月25日03時に日本の南で発生した台風第12号は、26日21時には強い勢力となり発達しながら北上し、28日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近

を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29日01時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。

愛知県では28日から29日にかけて非常に強い風が吹き、29日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。

34 平成30年8月22日～24日の台風第20号

18日21時にトラック諸島近海で発生した台風第20号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22日12時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま23日21時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24日02時に日本海に抜けた後、24日15時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

三重県では22日夜遅くから雨が降り、24日にかけて大雨となった。降り始めの22日22時から24日20時までの総雨量の多い所は、大台町宮川448.5mm、尾鷲311.0mm、御浜262.0mmの雨を観測した。台風が三重県に接近した24日未明に、尾鷲の最大風速は24日00時31分に南南東の風19.4m/s、最大瞬間風速は24日00時30分に南南東の風36.3m/sを観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23日夜遅くには外海で9mを超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。

35 平成30年9月4日～5日の台風第21号

8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

愛知県では4日から5日にかけて猛烈な風が吹き、4日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被

害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

36 平成 30 年 9 月 29 日～10 月 1 日の台風第 24 号

9 月 21 日 21 時にマリアナ諸島付近で発生した台風第 24 号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25 日 00 時には猛烈な台風となった。30 日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月 1 日 12 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速 27.1m/s を観測し、2005 年の統計開始以来 1 位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は 38.1m/s で 2008 年の統計開始以来 2 位であった。また、台風本体の雨雲がかかった 30 日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

37 令和元年 8 月 14 日～16 日の台風第 10 号

8 月 6 日 15 時にマリアナ諸島で発生した台風第 10 号は北西に進み、14 日 03 時には四国の南に進んだ後、進路を北に変え 15 日は豊後水道を北上した。11 時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側 330 km 西側 60 km と東側に偏った暴風域を伴って通過、15 時ごろに暴風域が消滅した状態で広島県呉市付近に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し 15 日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて 16 日 21 時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、15 日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は 16 日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

38 令和元年 9 月 8 日～9 日の台風第 15 号

9 月 5 日 15 時に南鳥島近海で発生した台風第 15 号は、小笠原近海を北西に進み、8 日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9 日 03 時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9 日 05 時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。

静岡県では、8日夜遅くから9日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8日朝から断続的に雨となり、台風が接近した8日夜から9日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で440.5ミリとなった。海上では、8日から9日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。

このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などライフラインへの影響があった。

39 令和元年10月11日～13日の令和元年東日本台風（台風第19号）

10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日18時に大型で猛烈な台風となった。台風はその後小笠原近海を北北西に進み、12日には北寄りに進路を変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日に三陸沖に抜けた。

愛知県では12日を中心に強風となり外海では大しけとなった。また、台風周辺の活発な雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

40 令和2年9月6日～7日の台風第10号

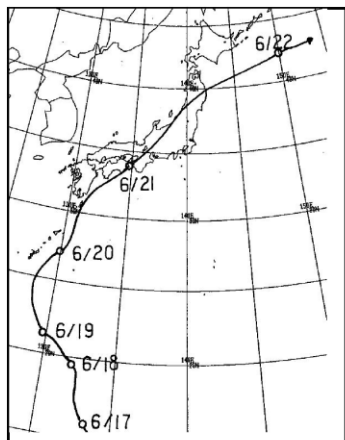
9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、5日11時には大型で非常に強い勢力となり、7日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8日3時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6日から7日にかけて所々で雨となり、特に7日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけとなった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。

(注) 平成4年12月1日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位をhpa（ヘクトパスカル）に変更した。1mb＝1hpaであることから、従前のmb（ミリバール）との換算は必要なく、単位を読み替えることのみで、旧来の資料等は使用することができる。

資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和3年修正）

東海地方に影響のあった主な台風（進路図）

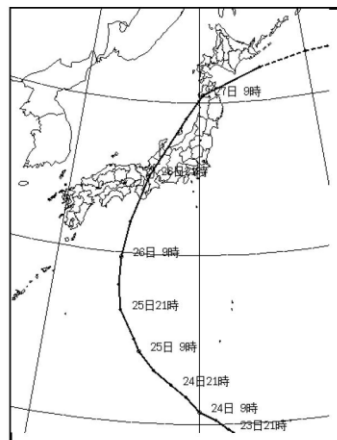
名古屋地方気象台



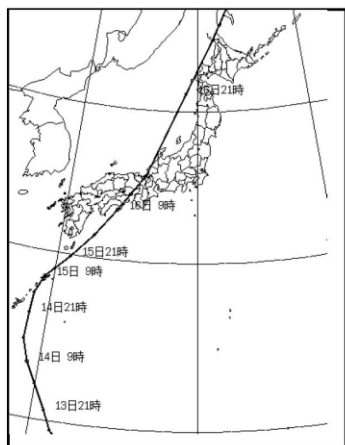
昭和9年9月の室戸台風
(○印は06時の位置)



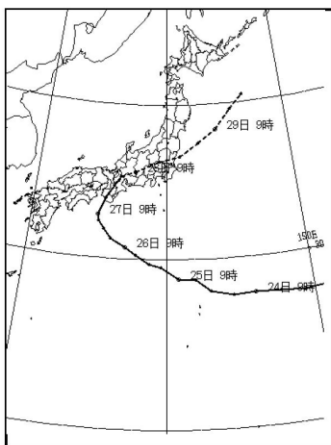
昭和28年9月の台風第13号



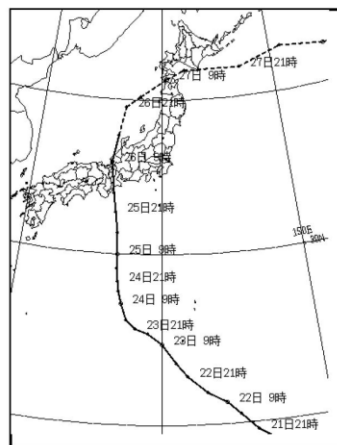
昭和34年9月の伊勢湾台風



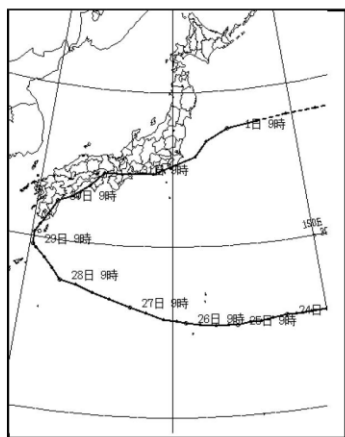
昭和36年9月の第2室戸台風



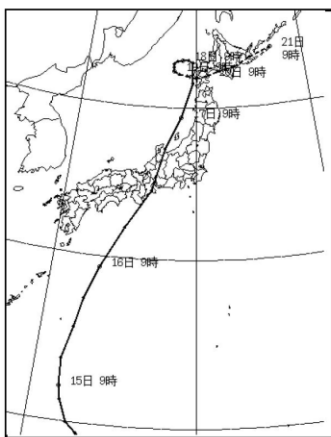
昭和37年7月の台風第7号



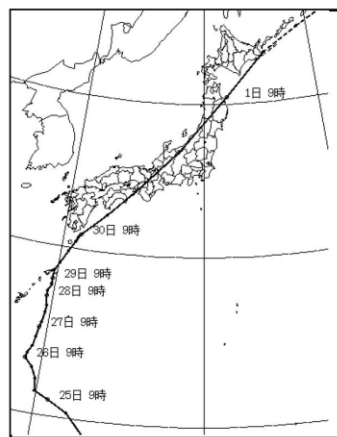
昭和37年8月の台風第14号



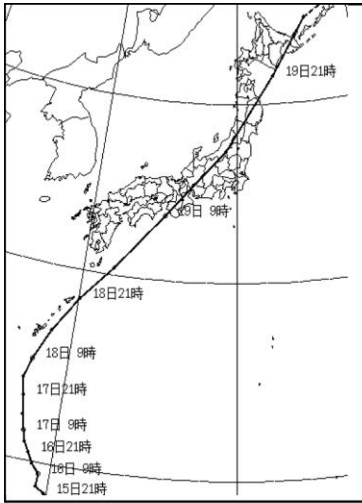
昭和46年8月の台風23号



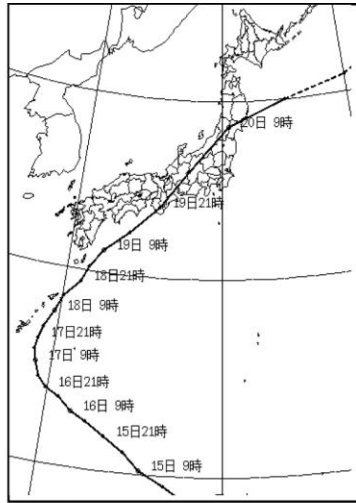
昭和47年9月の台風第20号



昭和54年9月の台風第16号



昭和54年10月の台風第20号



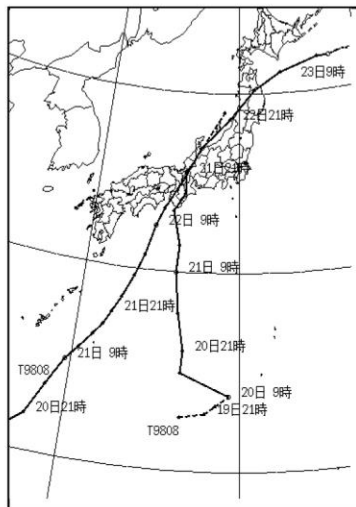
平成22年9月の台風第19号



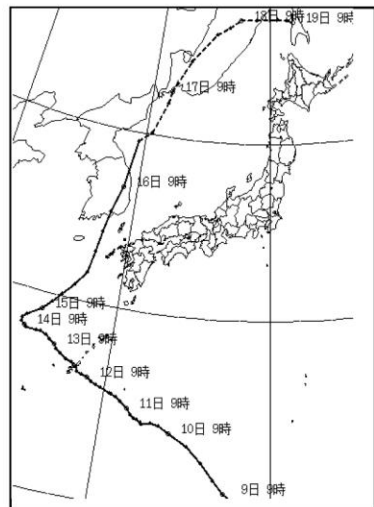
平成23年9月の台風第18号



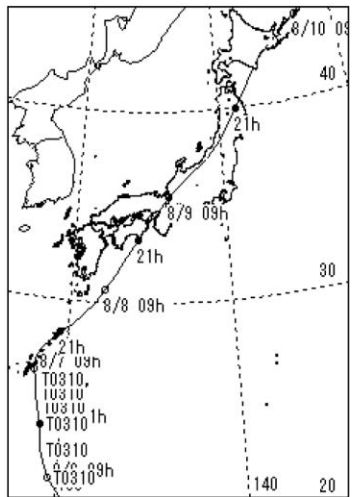
平成26年9月の台風第26号



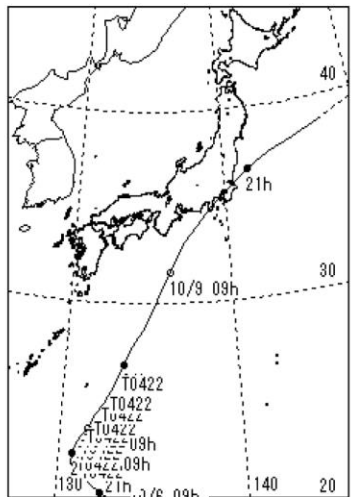
平成30年9月の台風第7・8号



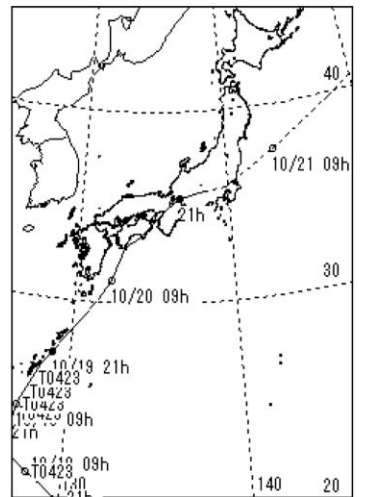
平成32年9月の台風第14号



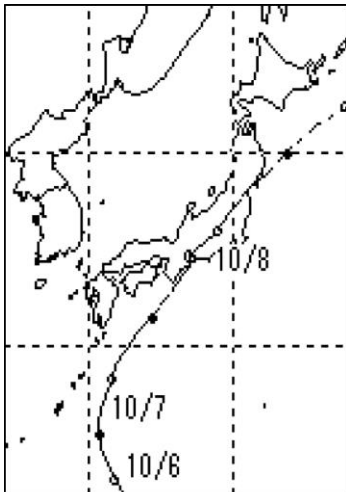
平成30年8月の台風第10号



平成30年10月の台風第22号



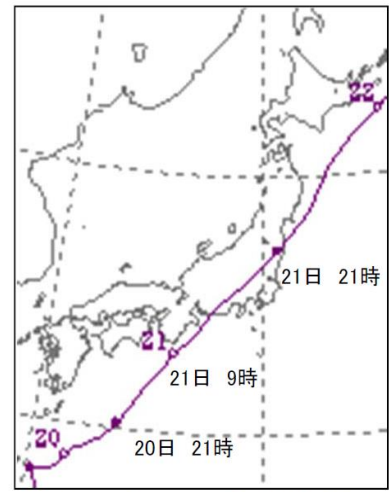
平成30年10月の台風第23号



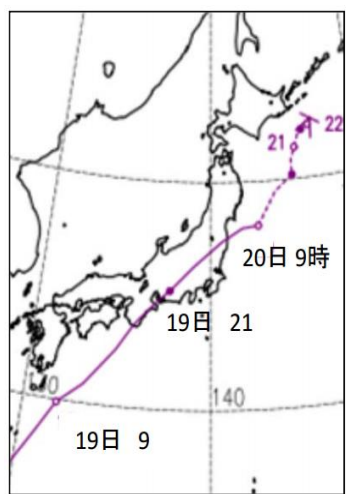
平成21年10月の台風第18号



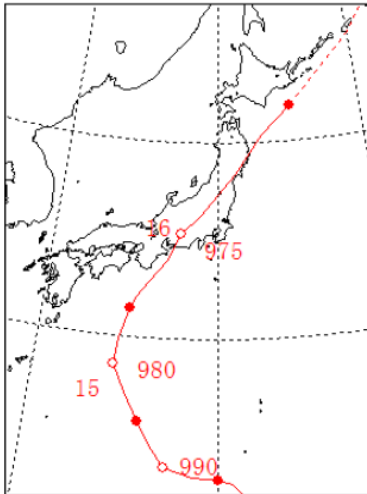
平成23年9月の台風第12号



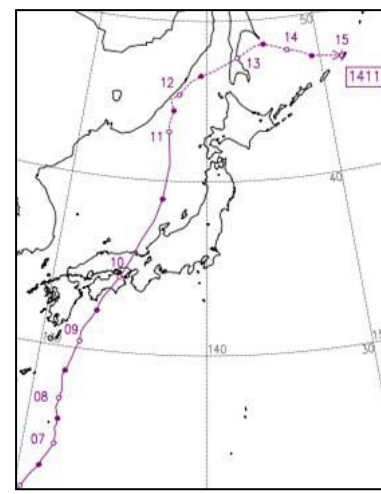
平成23年9月の台風第15号



平成24年6月の台風第4号



平成25年9月の台風第18号



平成26年8月の台風第11号



平成26年10月の台風第18号



平成26年10月の台風第19号



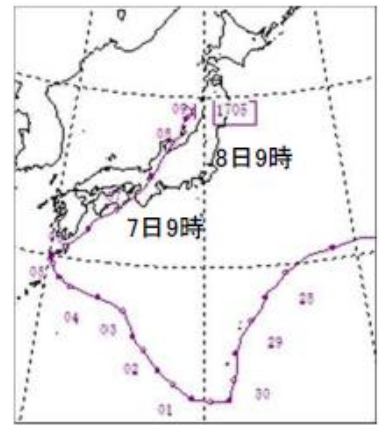
平成27年の9月の台風第18号



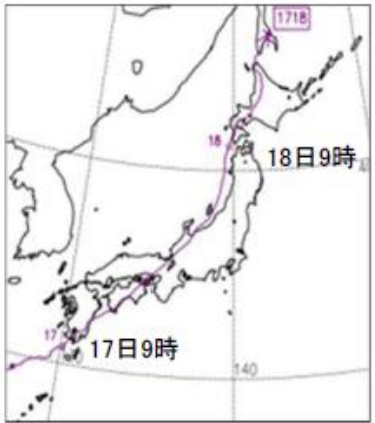
平成28年9月の台風第16号



平成29年7月の台風第3号



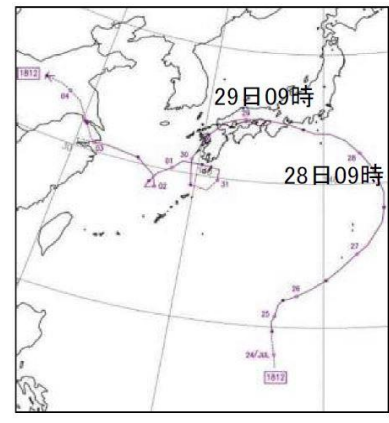
平成29年8月の台風第5号



平成29年8月の台風第18号



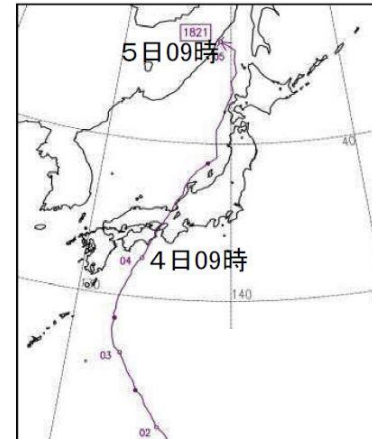
平成29年10月の台風第21号



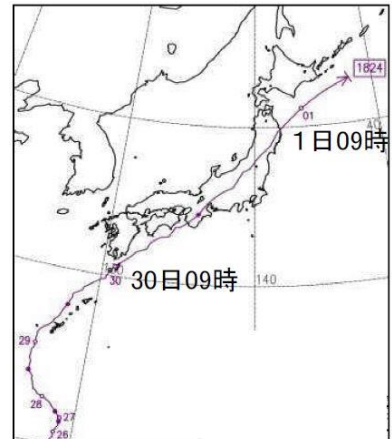
平成30年7月の台風第12号



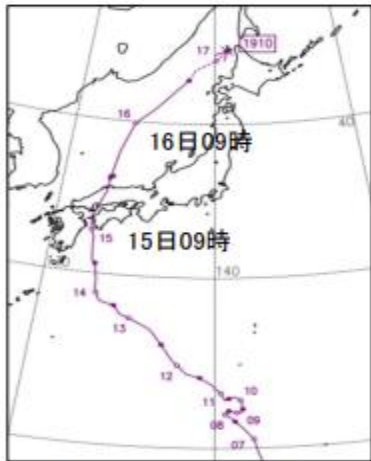
平成30年8月の台風第20号



平成30年9月の台風第21号



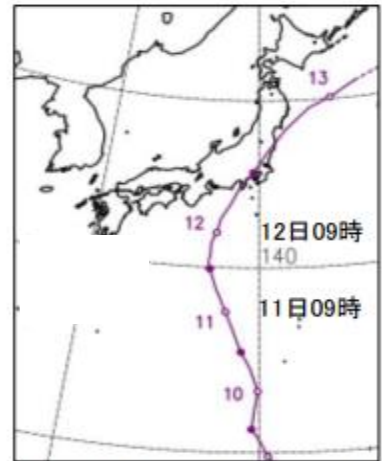
平成30年9月の台風第24号



令和元年8月の台風第10号



令和元年9月の令和元年房総半島台風(台風第15号)



令和元年10月の令和元年東日本台風(台風第19号)



令和2年9月の台風第10号

資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和3年修正）

資料6 台風の大きさと強さの分類

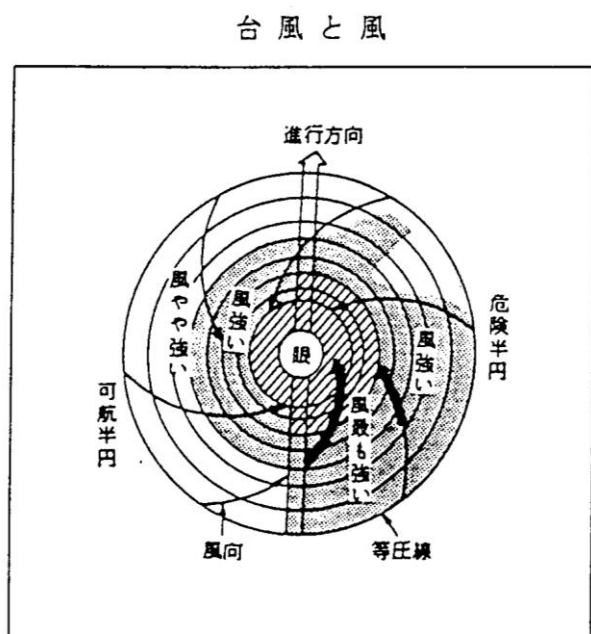
大きさと階級分け

階 級	風速 15m/s 以上の半径
<表現なし>	500km 未満
大 型 (大 き い)	500km 以上 ~ 800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

強さの階級分け

階 級	最大風速
<表現なし>	17m/s (34 ノット) 以上 ~ 33m/s (64 ノット) 未満
強 い	33m/s (64 ノット) 以上 ~ 44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上 ~ 54m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105 ノット) 以上

台風の進路によって、風向きの変り方も異なる。



左側では

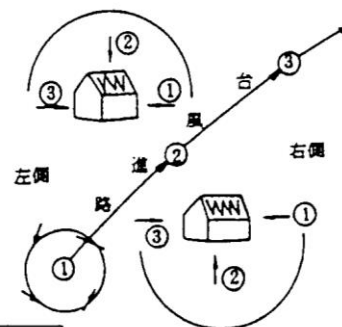
右側では

反時計まわり

- ①はじめに東風
(台風次第に近づく)
- ②次第に北風にかわり
(台風最も近づく)
- ③西風になる
(台風次第に遠くなる)

時計まわり

- ①はじめに東風
(台風次第に近づく)
- ②次第に南風にかわり
(台風最も近づく)
- ③西風になる
(台風次第に遠くなる)



台風の進路付近では

台風の通過と同時に風向きは反対になり猛烈な吹きかえしがある。

資料7 水こう門

位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造
				高さ (m)	幅 (m)	数	
御幸町 (庄内川)	排水樋門	国土交通省	上下水道部長	1.6	2.2	1	鋼製手動式 スルゲート
松河戸町 (庄内川)		国土交通省 春日井市	建設部長	1.0	1.0	2	手動巻上
中切町 (庄内川)		春日井市		1.7	1.3	1	鋼製自動巻上式 スルゲート
神領町 (庄内川)				1.6	2.1	1	鋼製手動巻上式 スルゲート
熊野町北 (庄内川)				3.2	1.5	1	鋼製電動式 スルゲート
熊野町 (内津川)				3.2	1.5	1	
桜佐町 (内津川)				1.47	1.55	1	
勝川町 (地藏川)	転倒堰	愛知県		1.25	1.35	1	木製手動式
林島町 (地藏川)	排水樋門		1.35	1.60	1	フオートゲートスライトゲート 手動巻上併設	
桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用水 土地改良区	産業部長	1.84	1.5	1	鋼製電動式 スライトゲート
熊野町 (庄内川)	取水樋門			1.52	2.0	1	電動式スルゲート
大留町 (庄内川)		高貝用水 土地改良区	1.2	1.2	1	手動巻上	
上条町 (庄内川)		上条用水 土地改良区	1.0	1.6	1		
大手町 (新木津用水)	排水樋門	木津用水 土地改良区	産業部長	1.5	7.7	1	鋼製電動式 スルゲート
朝宮町 (新木津用水)				1.5	4.15	1	
桜佐町 (内津川)		上条用水 土地改良区		1.5	1.5	1	鋼製電動式 ローゲート
		春日井市		上下水道部長	2.5	3.5	1

資料8 移動用排水ポンプ

区 分	ポンプ内径 (mm)		発 電 機 (台(kw))
	100 未満	100～200	
建 設 部	3	14	4 (1.5)
上下水道部		13	
市民安全課		2	
計	3	29	4 (1.5)

資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌

- 1 ◎印は責任者、○は副責任者とする。
- 2 初動態勢の配備要員は、部長及び各課管理職1名とする。ただし、別に配備要員を定めた課においては、そのとおりとする。
- 3 第一次非常配備態勢の配備要員は、部長及び総括担当者（主幹を含む）の全員並びに担当課の補佐職及び主査職の半数とする。ただし、別に配備要員を定めた課においては、そのとおりとする。
- 4 第二次非常配備態勢の配備要員は、部長及び総括担当者（主幹を含む）の全員並びに担当課の補佐職以下職員の半数とする。ただし、別に配備要員を定めた課においては、そのとおりとする。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
<p>本部事務局部</p> <p>部長 ◎総務部長 ○総務部参事</p> <p>総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長</p> <p>「総務班」 ◎総務課長</p>	<p>「本部班」</p> <p>市民安全課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議の開催に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 安否不明者・行方不明者の公表に関すること。 10 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 11 災害復興計画の企画立案に関すること。（総務班と協働する。）
	<p>「総務班」</p> <p>総務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援に係る総合調整に関すること。 2 行政無線、電話等の通信の統制、確保、運用に関すること。 3 車両の確保に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請に関すること。 5 庁内放送による被害情報等の伝達に関すること。 6 車両の管理、配分に関すること。 7 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示に関すること。 8 庁舎への避難者の対応に関すること。 9 庁舎施設の被害調査、災害復旧に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
本部長付部長 ○企画政策部長 総括担当者 ◎秘書課長	秘書課	1 見舞い者等への応接及び秘書に関すること。 2 記者会見に関すること。(報道班と協働する。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">動員部</div> 部長 ◎総務部長 総括担当者 ◎人事課長	人事課	1 職員の動員配置及び各部の配置調整に関すること。 2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討、応援配備に関すること。 3 消防補助員土のう班、本部補助班の招集、活動割振に関すること。 4 指定福祉避難所運営班の収集、活動割振に関すること。 5 参集職員の把握に関すること。 6 職員の被災状況に関すること。 7 職員の給食及び衛生管理に関すること。 8 人的応援の要請に関すること。 9 各種応援受入状況の集約に関すること。 10 その他職員の動員に関すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">情報管理部</div> 部長 ◎企画政策部長 ○総務部長 ○議会事務局長 ○監査事務局長 総括担当者 「報道班」 ◎広報広聴課長 「広報伝達班」 ◎企画政策課長 ○監査課長 議事課長 「収集整理班」 ◎情報システム課長 ○デジタル推進課長	「報道班」 広報広聴課	1 報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関すること。 2 記者会見に関すること。(本部長付と協働する。) 3 災害情報の発信に関すること。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X(旧ツイッター)、春日井駅デジタルサイネージ) 4 総合相談窓口の設置に関すること。
	「広報伝達班」 企画政策課 監査課 議事課	1 避難情報の広報に関すること。 2 災害情報の伝達に関すること。(音声架電システム、広報車等) 3 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 4 その他広報に関すること。 5 総合相談窓口の設置に関すること。(報道班の応援)
	「収集整理班」 情報システム課 デジタル推進課	1 気象情報、被害情報の収集整理に関すること。 2 市内雨量、河川水位等の把握、記録に関すること。 3 市内避難情報、避難所開設状況の把握、記録に関すること。 4 開設避難所の避難者数、必要物資等の情報収集、記録に関すること。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		5 本部事務局部、情報管理部報道班、広報伝達班、市民窓口部窓口班での情報の共有に関する事 6 市民窓口部窓口班への情報開示に関する事 7 災害通報・処理票（第14号様式）のデータの作成・管理、情報処理に関する事 8 浸水被害調査に関する事 9 その他情報の収集整理に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">市民窓口部</div> 部長 ◎財政部長 ○市民生活部長 総括担当者 「窓口班」 ◎管財契約課長 ○財政課長 ○戸籍住民課長 「罹災証明班」 ◎資産税課長 ○収納課長 市民税課長	「窓口班」 管財契約課 財政課 戸籍住民課 「罹災証明班」 資産税課 収納課 市民税課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関する事。（ボランティア部、会計部、消防補助員の応援を受け活動する。） 2 電話等による被害通報の受付（災害通報・処理票（第14号様式）の作成）及び通報の整理、情報管理部への伝達に関する事 3 遺体の収容及び埋火葬に関する事 4 災害応急対策、復旧対策に係る財政措置に関する事 5 葬儀業者への協力要請、調整に関する事 6 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関する事 7 その他市民との対応に関する事 1 罹災証明書に関する事 2 家屋被害認定調査に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">技 術 部</div> 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 ○建設部次長兼まちづくり推進部次長 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長	河川排水課 道路課 公園緑地課 施設管理課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュートン創生課 建築指導課 住宅政策課	（共通事項） 1 所管工事現場の災害防止に関する事 2 その他土木建築の技術面に関する事 （水防に関する事） 1 水防に関する事 2 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事 3 農業用施設の確認巡視及び応急対策に関する事 4 ため池の確認巡視及び応急対策に関する事 5 水路の清掃に関する事 （調査に関する事） 1 調査先等での避難の指示及び誘導に関する事 2 調査先等での人命捜索及び救出救助に関する事

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
公園緑地課長 施設管理課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長 住宅政策課長		と。 3 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関すること。 4 被害家屋の調査及び資料の整理に関すること。 5 調査先等での自衛隊、広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 6 宅地相談、その他二次災害の防止に関すること。 7 道路地下道の交通整理に関すること。 8 ため池の確認巡視及び応急対策に関すること (復旧に関すること) 1 土木建築業者との連絡調整に関すること。 2 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。 3 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。 4 倒壊家屋対策、瓦礫等の処理に関すること。 5 仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関すること。 6 被災住宅の応急修理に関すること。 7 応急仮設住宅に関すること。 (給水に関すること) 1 送配水の応急措置に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 被災地の応急給水に関すること。 4 緊急送配水工事にに関すること。 5 水道関係機関、団体との連絡及び調整に関すること。 6 応急復旧用資機材の調達及び会計に関すること。 7 広域給水応援の受入れ及び調整に関すること。 8 その他給水に関すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消防公安部</div> 部長 ◎消防長 ○副消防長 ○消防署長 総括担当者 ◎消防救急課長 ○消防総務課長 予防課長 通信指令課長 副署長	消防救急課 消防総務課 予防課 通信指令課 消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所	1 消火、救出、救助、救急に関すること。 2 避難の指示及び誘導に関すること。 3 災害情報、気象情報等の収集及び連絡に関すること。 4 被害状況の把握及び記録集計に関すること。 5 消防活動状況の把握及び記録に関すること。 6 水防に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 広域消防応援の要請、受入れ及び調整に関すること。 9 消防団との連携に関すること。 10 自主防災組織に関すること。 11 消防補助員の指揮、監督に関すること。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
東出張所長 西出張所長 南出張所長 北出張所長 高蔵寺出張所長		12 その他消防に関すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">避難部</div> 部長 ◎教育部長 ○文化スポーツ部長 総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 文化・生涯学習課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 文化・生涯学習課	1 避難所業務に係る指定一般避難所配備職員派遣招集及び活動割振に関すること。 2 指定一般避難所及び指定福祉避難所の業務管理に関すること。(動員部、救護福祉部、施設配備と協働する。) 3 児童、生徒の安全対策に関すること。 4 被害状況に応じた避難所内の安全確保に関すること。 5 開設避難所における避難者数、必要物資等の把握に関すること。 6 教育施設等の被害調査及び復旧に関すること。 7 応急教育の実施に関すること。 8 学用品等の給与に関すること。 9 社会教育施設の応急対策に関すること。 10 その他避難所及び文教対策に関すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">救護福祉部</div> 部長 ◎健康福祉部長 ○青少年子ども部長 ○市民生活部長 総括担当者 「救護班」 ◎健康増進課長 ○子育て推進課長 子ども家庭支援課長 保険医療年金課長 保育課長 「要配慮者班」 ◎地域福祉課長 ○介護・高齢福祉	「救護班」 健康増進課 子育て推進課 子ども家庭支援課 保険医療年金課 保育課	1 救護所の開設、診療、助産に関すること。 2 指定一般避難所及び指定福祉避難所への職員(保健師、看護師等)の派遣に関すること。(避難部と協働する。) 3 指定福祉避難所業務に関すること。(避難部、施設配備と協働) 4 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること。 5 医薬品、医療材料の調達及び供給に関すること。 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 7 被災者の保健医療及び保健相談に関すること。 8 伝染病の予防(防疫対策を除く。)に関すること。 9 保育園児の安全対策に関すること。 10 保育施設等の被害調査及び復旧に関すること。 11 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 12 要配慮者班の行う要配慮者対策の支援に関すること。 13 その他保健医療に関すること。
○介護・高齢福祉	「要配慮者班」	1 要配慮者の避難支援に関すること。(区・町内会・

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
課長 障がい福祉課長 生活支援課長	地域福祉課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 生活支援課	自治会長への電話連絡等は、情報管理部広報伝達班と協働する。 2 指定一般避難所及び指定福祉避難所への職員（保健師、看護師等）の派遣に関する事。 (避難部と協働する。) 3 指定福祉避難所業務に関する事。 (避難部、施設設備と協働) 4 その他要配慮者対策に関する事。 5 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 義援金の募集及び配分に関する事。 7 災害弔慰金等に関する事。 8 被災者生活再建支援金に関する事 9 福祉関係団体との連絡調整に関する事。 10 その他被災者の福祉に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">物資供給部</div> 部長 ◎産業部長 ○文化スポーツ部長 総括担当者 ◎企業活動支援課長 ○経済振興課長 農政課長 スポーツ課	企業活動支援課 経済振興課 農政課 スポーツ課	1 物的応援の要請に関する事。 2 避難部との情報共有に関する事。 3 食糧及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 4 食糧及び生活必需品の受入れ、仕分け、搬送及び供給に関する事。 5 炊き出しに関する事。 6 その他物資の調達、供給に関する事。 7 農業用水（新木津（高山制水門及び兵田堰以外）、上条、高貝、愛知用水）の確認巡視及び応急対策に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">衛生部</div> 部長 ◎環境部長 ○市民生活部長 総括担当者 ◎ごみ減量推進課長 ○環境政策課長 環境保全課長	ごみ減量推進課 環境政策課 環境保全課	1 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事。 2 処理施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 仮設トイレの調達、設置、管理に関する事。 4 防疫等衛生に関する事。 5 ごみ等の収集・処理業者への協力要請、調整に関する事。 6 広域応援の受入れ、調整に関する事。 7 食糧及び生活必需品の受入れ、仕分け、搬送及び供給に関する事。(物資供給部の応援) 8 技術部の活動応援に関する事。(第1次非常配備態勢以上)
	市民活動推進課	1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">ボランティア部</div> 部長 ◎市民生活部長 総括担当者 ◎市民活動推進課長		関すること。 2 NPO・ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整に関すること。 3 災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。 4 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 5 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。 6 避難情報の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関すること。(情報管理部広報伝達班の応援) 7 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部窓口班の応援)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">会計部</div> 部長 ◎会計管理者 総括担当者 ◎会計課長	会計課	1 義援金、見舞金の出納に関すること。 2 災害応急関係費の支払いに関すること。 3 その他経費の支払いに関すること。 4 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部の応援)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">消防補助員</div>		1 指定一般避難所運営業務に関すること。(施設管理者、避難部、救護福祉部と連携) 2 避難部への指定一般避難所業務状況の報告に関すること。 3 指定一般避難所防災資器材の点検確認に関すること。 4 土のう搬送・作成に関すること。 5 技術部の活動に関すること。 6 情報管理部広報伝達班、市民窓口部、技術部の活動応援に関すること。 7 その他防災活動全般に関すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">指定福祉避難所運営班</div>		1 指定福祉避難所運営業務に関すること。(施設職員、避難部、救護福祉部と連携) 2 避難部への指定福祉避難所業務状況の報告に関すること。 3 その他防災活動全般に関すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">施設西設備</div>	指定一般避難所	1 施設・設備の点検、被害状況の確認に関すること。 2 施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関すること。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		3 指定一般避難所業務に関する事。 (消防補助員、避難部、救護福祉部と連携) 4 防災資器材の点検確認に関する事。 5 主管課への被害状況報告 (公共施設・ライフライン等被害報告書 (第 11 号様式) の作成) に関する事。
	指定福祉避難所	1 施設・設備の点検、被害状況の確認に関する事。 2 防災資器材の点検確認に関する事。 3 指定福祉避難所業務に関する事。(避難部、救護福祉部と協働する。) 4 避難部への指定福祉避難所業務状況の報告に関する事。 5 施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関する事。 6 主管課への被害状況報告 (公共施設・ライフライン等被害報告書 (第 11 号様式) の作成) に関する事。
	その他施設	1 施設・設備の点検、被害状況の確認に関する事。 2 施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関する事。 3 主管課への被害状況報告 (公共施設・ライフライン等被害報告書 (第 11 号様式) の作成) に関する事。 4 追認避難所となった場合の避難所業務に関する事。

春日井市地域防災計画

昭和 46 年 4 月 25 日初版発行

昭和 60 年 1 月 1 日改版発行

平成 11 年 3 月 1 日改版発行

平成 11 年 7 月 23 日修正

平成 12 年 7 月 21 日修正

平成 13 年 7 月 16 日修正

平成 14 年 7 月 22 日修正

平成 15 年 7 月 30 日修正

平成 16 年 7 月 30 日修正

平成 17 年 7 月 29 日修正

平成 18 年 7 月 28 日修正

平成 19 年 7 月 27 日修正

平成 20 年 7 月 25 日修正

平成 21 年 7 月 28 日修正

平成 22 年 7 月 28 日修正

平成 23 年 7 月 29 日修正

平成 24 年 10 月 18 日修正

平成 25 年 10 月 17 日修正

平成 26 年 10 月 16 日修正

平成 27 年 10 月 15 日修正

平成 28 年 10 月 24 日修正

平成 29 年 10 月 19 日修正

平成 30 年 10 月 15 日修正

令和元年 10 月 15 日修正

令和 2 年 10 月 13 日修正

令和 3 年 10 月 13 日修正

令和 4 年 10 月 18 日修正

令和 5 年 10 月 17 日修正